――― 目　　次 ―――

◎第７回臨時会

○11月29日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 …… ３

日程第２　会期決定の件について …… ３

日程第３　議案第８９号から議案第９０号までの２議案及び意見書案１件一括上程 …… ４

日程第４　質疑 …… ９

日程第５　討論・採決 …… １０

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成22年 第７回臨時会 （11月）	議案第89号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	11月29日
〃	議案第90号	議会職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	11月29日
〃	意見書案第９号	環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書（案）	原案可決	11月29日

◎第８回定例会

○12月９日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 …… １７

日程第２　会期決定の件について …… １７

日程第３　議案第９１号から議案第９９号までの９議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件一括上程 …… １８

○12月13日（第２号）

日程第１　総括質疑 …… ２７

日程第２　常任委員会付託 …… ２８

日程第３　議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件の質疑・討論採決 …… ２８

○12月20日（第３号）
日程第１　一般質問 …… ３４
１０番　山中　則夫君 …… ３４
４番　上西　祐子君 …… ５３
１１番　黒木　孝光君 …… ６５
１番　福永　廣文君 …… ７１
２番　指宿　秋廣君 …… ７４

○12月21日（第４号）
日程第１　一般質問 …… ９０
９番　中石　髙男君 …… ９０
７番　池田　克子君 …… ９８

○12月22日（第５号）
日程第１　常任委員長報告 ……１１０
総務厚生常任委員長 ……１１０
建設文教常任委員長 ……１１２
一般会計予算・決算常任委員長 ……１１３
日程第２　質疑 ……１１３
日程第３　討論・採決 ……１１３
追加日程第１　意見書（案）第１１号上程 ……１１７
日程第４　常任委員会の視察研修報告 ……１１８
日程第５　議員派遣について ……１２２

付議事件及び審議結果一覧

平成22年 第８回定例会 （12月）	議案第91号	三股町家畜伝染病防疫対策基金条例	原案可決	12月22日
〃	議案第92号	三股町特別会計条例及び三股町墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例	原案可決	12月22日

平成22年 第８回定例会 （12月）	議案第93号	平成２２年度三股町一般会計補正予算（第５号）	原案可決	12月22日
〃	議案第94号	平成２２年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月22日
〃	議案第95号	平成２２年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月22日
〃	議案第96号	平成２２年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決	12月22日
〃	議案第97号	工事請負契約の変更について（三股小学校体育館建築主体工事）	原案可決	12月13日
〃	議案第98号	工事請負契約の変更について（梶山小学校体育館建築主体工事）	原案可決	12月13日
〃	議案第99号	工事請負契約の変更について（宮村小学校体育館建築主体工事）	原案可決	12月13日
〃	陳情第９号	くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情書	不採択	12月22日
〃	請願第１号	免税軽油制度の継続を求める請願	採　択	12月22日
〃	請願第２号	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願	継続審査	12月22日
〃	意見書案 第10号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）	原案可決	12月13日
〃	陳情第６号	消費税によらない「最低保障年金制度」の実現を求める陳情書	不採択	12月22日
〃	意見書案 第11号	免税軽油制度の継続を求める意見書（案）	原案可決	12月22日
〃	報告第９号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について		

一　般　質　問

発言順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	山中　則夫	1　町政運営の諸課題について	①　地方分権を推進していく為にも農業振興地域を見直し、規制緩和を県に求めるべきでは ②　財政破綻を招く、公共下水道事業の計画を見直し、事業の休止を決定すべきでは ③　新馬場・植木線を整備し道路行政の充実をはかるべきでは ④　住民サービスの平等性からして、施設維持費が、地区分館は町負担、コミュニティーセンターは公民館負担、というのはおかしいのでは	町　長
2	上西　祐子	1　法改正、条例改正等のチェック機能の確立について	①　町営住宅使用料の取りすぎが問題となったが他の課などもいろいろな条例が多数ある。あやまちを二度とくり返さない為の取り組みについて伺う。チェック機能（機関）の確立はなされているのか	町　長
		2　児童館の適切な設置について	①　西小校区の児童館建設はどうなるのか、待機児童対策などを伺う	
		3　異常気象による暑さ対策について	①　小・中学校の教室にクーラーを設置する考えはないか	教育長 町　長
3	黒木　孝光	1　「くいまーる」運行路線について	①　仮屋自治公民館より要望されている、仮屋～内ノ木場路線の開設について検討結果と見通しについて伺う	町　長
		2　過疎対策について	①　長田地区の過疎対策について、今年度検討されているか伺う	
			②　綾町の民間家賃補助制度について調査、検討されたか問う	

4	福永　廣文	1　農業に従事する高齢者に対する施策について	①　町内の農業従事者の平均年齢は高齢化しており、70歳位までは現役として、その中枢を担っていると言っても過言ではない。中でも75歳80歳と健康で農業に従事される方についてはその労苦に報いる為、町として慰労すべきではないか	町　長
5	指宿　秋廣	1　町長のマニフェストについて	①　住所表示の変更を拡大して検討できないか	町　長
		2　文化会館の利用しやすい施設整備について	①　飲食のスペースを増設することはできないか	
		3　新な転入対策について	①　過去３ヵ年の新築住宅の推移はどうなっているのか	
			②　中学校生徒の今後の推移はどうなる予想になっているか	教育長
			③　町単独での固定資産税の優遇措置（減税延長）の考えはないか	町　長
		4　高速道路の利用促進について	①　スマートインターチェンジの現状はどうなっているのか（九州内・宮崎県内）	
			②　スマートインターチェンジの早期工事着手を都城市と連携して国に働きかける考えはないか	
6	中石　髙男	1　快適な生活環境の町づくりの取り組みについて	①　地区要望について現在は中止になっているが、進捗状況はどうなっているか	町　長
			②　ゴミ問題などの環境教育を行政として取り組む考えはないか	
		2　農業政策について	①　耕作放棄地が激増しているが、その現状と対策について伺う	
			②　農家の高齢化と後継者不足、山間地農業の先行き不安で地域農業の衰退が懸念されているが対策はないか伺う	

8	池田　克子	1　健康対策について	①　うつ病り患者の増加について、行政としての防止対策を考えているか	町　長
			②　うつ病対策で認知行動療法が有効とされているがその普及促進をしているか	
		2　地域の活性化について	①　地域通貨の取り組みをどのようにとらえているか	

三股町告示第33号

平成22年第７回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月22日

三股町長　木佐貫辰生

１　期　日　　平成22年11月29日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

福永　廣文君	指宿　秋廣君
財部　一男君	上西　祐子君
大久保義直君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　髙男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○応招しなかった議員

平成22年　第７回（臨時）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第１日）

平成22年11月29日（月曜日）

議事日程（第１号）

平成22年11月29日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第８９号から議案第９０号までの２議案及び意見書案１件一括上程

日程第４　質疑

日程第５　討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第８９号から議案第９０号までの２議案及び意見書案１件一括上程

日程第４　質疑

日程第５　討論・採決

出席議員（12名）

１番　福永　廣文君	２番　指宿　秋廣君
３番　財部　一男君	４番　上西　祐子君
５番　大久保義直君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 木佐貫辰生君

教育長 …… 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長 …… 渡邊　知昌君

税務財政課長 …… 原田　順一君　　町民保健課長 …… 重信　和人君

福祉課長 …… 大脇　哲朗君　　産業振興課長 …… 下沖　常美君

都市整備課長 …… 中原　昭一君　　環境水道課長 …… 岩松　健一君

教育課長 …… 野元　祥一君　　会計課長 …… 山元　宏一君

午前10時00分開会

○議長（東村　和往君）　おはようございます。ただいまから、平成２２年第７回三股町議会臨時会を開会します。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（東村　和往君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において、４番、上西さん、１２番、山領君の２人を指名します。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２．会期決定の件について

○議長（東村　和往君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　大久保義直君　登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君）　おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る１１月２２日に委員会を開催し、本日招集されました平成２２年第７回三股町議会臨時会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日１日限りとし、本日提案される議案第８９号から第９０号の２議案及び意見書案１件については委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日１日間とし、今回提案される議案第８９号から９０号までの２議案及び意見書案１件については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日１日間とし、今回提案される議案第８９号から９０号までの２議案及び意見書案１件については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第８９号から議案第９０号までの２議案及び意見書案１件一括上程

○議長（東村　和往君）　日程第３、議案第８９号から９０号までの２議案及び意見書案１件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。平成２２年第７回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第８９号及び議案第９０号については、それぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案第８９号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第９０号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、ともに人事院及び宮崎県人事委員会の勧告の趣旨や現下の厳しい経済状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の支給率等を減ずるため、関連する条例についてそれぞれ一部改正をするものであります。

すなわち、職員におきましては平均マイナス０．１％の給与表の改定、期末勤勉手当の０．２月分の引き下げを行い、特別職におきましても期末手当の０．１５月分の引き下げ等を行うもので、全体で１，６２６万９，０００円余りの影響額となっております。

以上、２議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村　和往君）　ここで、補足説明があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　私の方から、議案８９号及び９０号について補足説明を申し上げたいと思います。

お手元に、資料と議案要綱があると思います。ご確認をお願いしたいと思います。

まず、８９号の「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を次のように定

めるということで、その一部を改正する条例の議案部分があると思います。これが１ページから９ページ、１０ページまでになっております。それから、それに対しての一般職の給与に関する条例新旧対照表というのが１１ページから２３ページまであると思います。よろしいでしょうか。それから、そのほか、あと議案としては、議案第９０号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定めるということで、その改正条例と新旧対照表が１ページ、２ページというふうになっていると思います。それから、あと、給与に関する条例改正資料というのが１枚紙のが、つづったのがあると思います。それから、人勧影響額科目毎明細書というのが２ページにわたってあると思います。これによって若干補足説明をさせていただきたいいうふうに思います。

まず、１ページの「一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、これにつきましては、一般職の給与に関する条例と、それから町長の給与に関する条例、それから教育長の給与及び旅費に関する条例、この３つをいっぺんに、一緒に改正するものでございます。

１条から９ページの３条までが一般職の給与に関する条例の改正でございます。そして、９ページの４条、５条が町長等の給与に関する条例の改正、それから、６条、７条が教育長の給与及び旅費に関する条例の改正というふうに、この改正文の構成がなっております。

それから、一番最後のページに「附則」とございますが、９ページのほうに、それの附則の１項ですが、「この条例は、公布の日の属する月の翌日の初日から施行する。」ということになっております。「ただし」というのがございまして、「２条、５条、７条は平成１３年４月１日から施行する。」ということになっておりまして、１２月の改正分と来年の２３年の４月から適用する分と２つに分かれております。

それで、１ページのほうに返っていただきたいんですが、１ページの第１条の上のほうなんですが、１８条１項というのと、１８条４項というのがございます。１８条の４ですね、第１項というところがございます。これについては、新旧対照表の１１ページのほうに見ていただければわかると思いますが、１８条については期末手当、それから１８条の４については勤勉手当の改正ということでございます。

それで、１枚紙の資料のほうを見ていただきたいのですが、１枚紙の資料、これに「期末勤勉手当」というのが最初の改正項目の中に書いております。それの一般職のところですが、一般職（発言する者あり）これ、ないですか。（「資料ないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（東村　和往君）　しばらく、本会議を休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時17分再開

○議長（東村　和往君）　それでは、休憩を閉じて本会議を再開します。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　大変申し訳ございません。不手際で資料が配られておりませんでした。申し訳ございません。

この「給与に関する条例改正の資料」というのを見ていただきたいと思います。

期末勤勉手当の対象者が一般職。改正内容としては、年間４．１５月を３．９５月に改正すると、０．２月減ということになります。その内訳の中で、今申しました条文のところが第１条ですので、平成２２年度の期末手当・勤勉手当、１２月期ですが、現行が期末手当については１．５月やったのを１．３５月に改正する。そして、勤勉手当が現行が０．７月のものを０．６５月に改正するというような内容でございます。その右側のほうに１条の内容ということで、１８条、それから１８条の４の関係ということで、期末勤勉手当を改正するものでございます。

それから、また条文のほうに戻っていただきまして、１ページの１２行から下の部分ですが、これについては、附則第６項の見出しを削り、同項を次のように改めるということで、前ありました附則第６項については新旧対照表の１２ページの下のほうですが、そこに見出しとして「平成２１年度６月期末手当等に関する経過措置」というのがございますが、この見出しから以下を削りまして、新たに６項を加えたということでございまして、内容については、そこにございますとおり、当分の間、特定職員というのが５５歳、特定職員というのは、後ろ２ページにございます給料表が行政職表６級の職務の方ということでございますが、この者については、特定職員として、この特定職員が５５歳に達した日以後における者について、そこに１号が給与月額、２号が期末手当、３号が勤勉手当となっておりますが、これについて、１００分の１．５を乗じた額を減額するということでございます。

これについては、この１枚の、さっきの条例改正の資料、資料の中の５０代後半層の給与抑制措置ということで、５５歳を超える職員で、６級以上の職員については給与手当等の支給額を１．５％減額します、いうことでございます。これが附則の６項ということになっております。

それから、その続きの６、７項、８項、９項については、追加ということでございまして、これについても、この５５歳以上の６級職員に対する措置ということになっております。６項については必要な事項は町長が定める、あっ７項はですね。８項については時間外手当の関係ですが、本町の場合は６級は管理職ということになってますので、これの該当者はいないということでございます。８項については、勤勉手当の計算式というふうになっております。

それから、次に、それが１号の２ページまででございましたが、３ページのところが、今度は給料表の改定でございます。別表１中この３ページから５ページの表を、５ページの下のほうから７ページ、８ページの表のところに改めるということでございます。

これについては、１０ページの給料表の表があると思いますが、行政職表の１級から６級まで、これは、この給料表では、この、例えば１級であれば１から９３号、２級であれば１から６４号までは給料表が変わっておりません。それ以外のところが給料表が変わったということになります。これは、１枚のこの説明資料の中でいきますと、各給料表、一般職の平均改定率が０．１％ということになります。

大体、１条についてはそういう内容になっております。

それから、２条については、８ページのところですが、８ページの２条ですが、８ページの２条につきましては、この改正資料のところでいきますと、期末勤勉手当の一般職の第２条というのが一番右側のほうにあります。２３年以降の期末勤勉手当の月数ということの改正でございます。

期末手当については、６月が１．２５５月、それから１２月が１．３７５月となります。それから勤勉手当については０．６７５、６月も１２月も０．６７５ということで改正をするということがこの２条の中にあります。

それから、その下の「附則第９号中」というところがございますが、これは、勤勉手当が９項で１００分の０．９７５だったものが、１００分の１．０１２５に改めますと、これを減額しますということで、勤勉手当の計算式でございます。それから、１００分の６５が１００分の６７．５というのは支給月数です。

次に、９ページの３条ですが、３条については、これは平成１８年度に給与の改正が、大きい改正がありまして、本町でいえば８級制から６級制になった時点のことでございますが、そのときの現給保障の関係でございます。

現給保障については、平成２１年に現給保障の額を減額をしております。それをさらに今回改正するということで、１００分の９９．７６を１００分の９９．５９に改めるということになっております。

以上が一般職の改正部分ということになります。

あと、町長等の給与に関する部分、あるいは教育長の給与、旅費に関する部分、あわせまして９０号の議案ですが、議会議員の部分についての改正ということは、その下のほうの４条から５条、６条、７条、そして議会議員の改正という部分に書いてございますが、まとめますと、この改正の資料の、この１枚の資料の中の特別職期末勤勉手当の、特別職、町長と議会議員というところで改正がなされております。年間３．１月分を２．９５月分、０．１５月減額ということで、２２年度の期末手当が１２月で１．６５が１．５月、そして２３年度以降が６月期が１．４、そして、１２月期が１．５５月に改正されるということでございます。

以上が、今回の８９号、９０号の改正の内容ということになっております。実施時期につきま

しては、先ほど言いましたように、１２月分からと来年の４月の改正ということになります。

これで、以上、補足説明を終わります。

もう１つあります。あと、資料のほうで、「人勧影響額」という表がございます。これについては、一般職のところが、三役も含めまして、２ページの一般会計のほうが、「計」というところを見ていただければ、右側の一番合計のところですが、１，３４１万１，０００円、それから特別会計については２４１万５，０００円、これを合計しますと１，５８２万６，０００円が影響額として出ております。

さらに、議会議員の方の減額分が４４万３，０００円で、合わせますと全体で１，６２６万９，０００円が減額になるということでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、意見書案第９号について提出者の趣旨説明を求めます。指宿議員。

〔２番　指宿　秋廣君　登壇〕

○議員（２番　指宿　秋廣君）　それでは、意見書案第９号について提案の理由を説明申し上げます。

まず、本案に対するものについては、宮崎県町村会議長会からの依頼によるものであります。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書案。

経済グローバル化が進展する中、我が国の対外経済関係の幅を広げ、世界との協調、協力を図っていくことは重要である。こうした中、国においては「貿易自由化を柱とする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉に向け、情報収集を進めながら対応し、国の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始する」と明記した。包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定したＴＰＰは、例外なき関税撤廃を原則とするため、将来本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な影響を受けることは明らかである。

農林水産業は、その影響を国内の農林水産業の年間生産額が約４兆５，０００億円減少するとともに、食料自給率も１３％まで低下すると試算しており、本県においても、農業生産や関連産業の生産額の減少、農業の多面的機能の喪失など、２，９７５億円の損失があるとされている。

ＴＰＰを締結すれば、農林水産業を基幹産業とする本県は深刻な影響を受け、関連産業を含めた雇用環境がさらに悪化し、地域経済を著しく冷え込ませるおそれがある。県内に甚大な影響をもたらした口蹄疫からの復興がようやく緒にいたばかりの中にあってはなおさらのことである。

よって、国においては、食の安全、安定供給、食料自給率の向上、我が国の農林水産業の農山

村を守るため、ＴＰＰに、交渉に参加することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法の第９９条の規定により、意見書を提案しようとするものであります。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．質疑

○議長（東村　和往君）　日程第４、質疑を行います。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は、会議規則により１議題につき１人５回以内となっております。

質疑はありませんか。福永君。

○議員（１番　福永　廣文君）　８９号の案件についてでございますけど、全体的にマイナスの数字が出ておりますけど、ちょっとわからない点があるのでご説明いただきたいんですけども。例えば９ページの４条のところの１００分の１５０とあるのを１００分の１６５、ということはアップですね。ここは「を」て書いてあるけど、それは、助詞の使い方、「に」じゃないのかなあ。「を」じゃ、文章、何かおかしいです。それで、その下も、やっぱり１３５が１５０と、アップというような数字がちょっと見られるんで、それから、６条の１００分１５０を１００分の１６５、また１３５、１５０、これ、まあ、数字的にはアップの数字だけども、その読み方、ちょっと意味がようわからないので説明願いたい。

それから、もう１点ですけども、２２ページの、やっぱり文章の私の読み方が悪いのかわかりませんけども、旧の１００分の１５０とあるのは、１００分の１６５とするというのは旧ですね、ですから、新のほうはここが１３５が１６５にならないと文書が何かおかしいんじゃないかというような気がするんですけども、それも間違いですかね、私の。そうしないと、１３５が１５０ということは１５％アップという数字ですね、そこあたりちょっと数字……。済みません。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　なかなか条文を見ただけではわかりづらいんだろうと思います。２２ページのほうに、ちょっと新旧対照表がついてると思うんですが、要するに、期末手当についての、これは一般職の数字が上がっとって、それを町長等に対しての給与規定ではこれを読みかえるんですよという規定でございます。

ですから、期末手当の１００分の１５０とあるのはというのは、その１００分の１５０というのは、一般職のことでございます。

そして、１００分の１６５というのは、町長等のものでございます。それを改めるということですので、１００分の１３５とあるのは、１００分の１５０とするということになります。

まあ、そういうことなんですけれども。

○議員（１番　福永　廣文君）　文章がおかしい。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　いや、おかしくないんですよ。（発言する者あり）なかなかその条文見ただけでは、読みかえ規定ですので、一般職を町長の率に置きかえてるもんですから、その部分でわかりづらいんじゃないかなと思いますけど。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、議案第８９号から９０号までの２議案及び意見書案１件に対する質疑を終結します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．討論・採決

○議長（東村　和往君）　日程第５、討論・採決を行います。

議案第８９号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　議案第８９号の議案に対しまして、反対の立場で討論いたします。

今回の減額するものでありますが、これは人事院勧告に基づくということで、毎年その人事院勧告をもとにした給与改定が行われておりますが、そもそも、我々の町もこれから地方分権、地域主権を目指すという自治体としては、自分たちの町の給与体系を早急に構築するべきものではないかなと思っております。それこそ地域主権・分権に目指す町ではないかなと思っておりますので、今回の人事院勧告に基づく本案に対しては断固反対するものであります。

以上、終わります。

○議長（東村　和往君）　次に、賛成討論の発言を許します。

次に、反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　８９号に対して、私は反対の立ち場から討論いたします。

人事院勧告というふうなことで、毎年毎年今ここ何年間かは下がっておりますが、国において、給与が、民間が下がってるというようなことですが、今派遣法という法律を施行して、派遣による労働者を大量に採用して、そして使い捨ての労働をさせている現状で、ますますそういう正規の職業につかない人たちがふえているわけですが、そういうふうな、ひっくるめて給与とかそういうふうなのを換算するときに、もう民間が下がるのは目に見えてるわけで、本当にそういうのをなくして、正規の労働者、そしてみんなが潤うような賃金体系にしないと、公務員を毎年毎年

下げることは、ほかの地方においては特に公務員に準ずるというふうな雇用体制になっているわけですから、ますます賃金が下がって経済の循環しなく、地方の商工業者もその経済が衰退するというふうなことは、この五、六年間の現状から見て明らかであります。

よって、私は、この人事院勧告による給与引き下げには反対いたします。

以上、終わります。

○議長（東村　和往君）　ほかには討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第８９号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

議案第９０号「議会議員の報酬及び費用の弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第９０号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立多数であります。よって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第９号「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書案」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、討論はこれにて終結します。

これから、意見書案第９号を採決します。意見書案第９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第９号は原案のとおり決しました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

お諮りします。今期臨時会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４４条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（東村　和往君）　それでは、以上で、平成２２年第７回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　東村　和往

署名議員　　上西　祐子

署名議員　　山領　征男

三股町告示第34号

平成22年第８回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月６日

三股町長　木佐貫辰生

１　期　日　　平成22年12月９日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

福永　廣文君	指宿　秋廣君
財部　一男君	上西　祐子君
大久保義直君	東村　和往君
池田　克子君	原田　重治君
中石　髙男君	山中　則夫君
黒木　孝光君	山領　征男君

○12月13日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○12月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成22年　第８回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第１日）

平成22年12月９日（木曜日）

議事日程（第１号）

平成22年12月９日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第９１号から議案第９９号までの９議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件一括上程

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　議案第９１号から議案第９９号までの９議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件一括上程

出席議員（12名）

１番　福永　廣文君	２番　指宿　秋廣君
３番　財部　一男君	４番　上西　祐子君
５番　大久保義直君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 木佐貫辰生君

教育長 …… 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長 …… 渡邊　知昌君

税務財政課長 …… 原田　順一君　　町民保健課長 …… 重信　和人君

福祉課長 …… 大脇　哲朗君　　産業振興課長 …… 下沖　常美君

都市整備課長 …… 中原　昭一君　　環境水道課長 …… 岩松　健一君

教育課長 …… 野元　祥一君　　会計課長 …… 山元　宏一君

午前10時00分開会

○議長（東村　和往君）　おはようございます。ただいまから、平成２２年第８回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（東村　和往君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において、５番、大久保君、１１番、黒木君の２人を指名します。

日程第２．会期決定の件について

○議長（東村　和往君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　大久保義直君　登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君）　それでは、議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

去る１２月６日、午前１０時から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日１２月９日から１２月２２日までの１４日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので説明は省略をいたします。

次に、本定例会の提案される議案のうち議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件については委員会付託を省略し、第５日目の１２月１３日に全体審議で措置することに決

定をいたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり本日から１２月２２日までの１４日間とすることにし、議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件につきましては委員会付託を省略し、第５日目の１２月１３日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から１２月２２日までの１４日間とすることに決しました。また、議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件につきましては委員会付託を省略し、第５日目の１２月１３日に全体審議で措置することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第９１号から議案第９９号までの９議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件一括上程

○議長（東村　和往君）　日程第３、議案第９１号から議案第９９号までの９議案、陳情１件、請願２件及び意見書案１件並びに報告１件を一括して上程いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。平成２２年第８回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第９１号「三股町家畜伝染病防疫対策基金条例」についてご説明申し上げます。本案は、平成２２年度三股町に交付される宮崎県口蹄疫被害義援金（４次配分）を平成２３年度の事業に充当するため、ここに所要の基金条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第９２号「三股町特別会計条例及び三股町墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。墓苑高才原につきましては、平成１０年度及び１１年度で整備を行い、平成１２年度から供用開始を行っております。本案は、整備に当たって墓地公園事業特別会計を設置してきましたが、平成２１年度におきまして起債償還も完済し、今後は施設の維持管理のみの予算となりますので、特別会計を廃止し一般会計の中で管理するため、三股町特別会計条例の一部を改正を行うものであります。

また、特別会計廃止に伴い、墓地公園事業からの運用益金の処理を一般会計において行うため、三股町墓地公園管理基金条例の一部改正を併せて行うものであります。

次に、議案第９３号「平成２２年度三股町一般会計補正予算（第５号）」についてご説明申し

上げます。本案は、今後の追加需要額を見込むとともに各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額８４億６，３８０万５，０００円から歳入歳出それぞれ１，００８万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８４億５，３７２万５，０００円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

町税は、滞納繰り越し分を実績に基づき増額補正し、国庫支出金については、障害者自立支援給付費負担金及び地方道路整備交付金をそれぞれ増減補正するものであります。

県支出金は、国民健康保険基盤安定負担金等の決定によるもののほか、口蹄疫発生時を予定してた家畜疾病経営維持資金利子補給補助金等を減額補正するものであります。

繰入金は事業費の減により公共施設等整備基金等からの繰入金を減額補正し、諸収入は民生費過年度収入ほか口蹄疫義援金等を増額補正し、町債は島津紅茶園切寄線道路整備事業の減額補正であります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

各款における人件費については、さきの臨時会で条例改正しました一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に伴うものを、それぞれ減額補正するものであります。

総務費においては、地方税電子申告サービス委託料等を増額補正し、町長選挙費等を実績により減額補正するものであります。

民生費では、社会福祉費において、障がい者自立支援給付費を見込みにより、また平成２１年度障がい者自立支援給付費等の精算に伴う国、県負担金、返還金をそれぞれ増額補正し、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金等をそれぞれ減額補正するものであります。

衛生費は、妊婦検診委託料を増額補正し、クリーンセンター建設事業費委託料等を減額補正するものであります。

農林水産業費は、口蹄疫発生による家畜疾病経営維持資金利子補給補助金のほか、執行残を減額補正をし、土木費は道路維持費及び住宅建設費の入札残等をそれぞれ減額補正するものであります。

また、住宅管理費においては、住宅使用料算定誤りに伴う還付金及び還付加算金をそれぞれ増額補正するものであります。

教育費においては、小学校教師用指導書購入費等を増額補正し、諸支出金については、普通財産売却代金及び口蹄疫義援金を積み立てようとするものであります。

次に、議案第９４号「平成２２年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額３１億３，００８万６，０００円から歳入歳

出それぞれ１，９３９万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１億１，０６９万５，０００円とするものであります。

歳入につきましては、出産育児一時金補助金を交付決定により増額補正し、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、減額補正するものであります。

歳出につきましては、保険給付費を増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第９５号「平成２２年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額２億１，０６０万２，０００円から歳入歳出それぞれ８９１万９，０００を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１６８万３，０００円とするものであります。

歳入につきましては、広域連合の決定により保険基盤安定繰入金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第９６号「平成２２年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１７億６，５４８万３，０００円から歳入歳出それぞれ５９万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億６，４８８万６，０００円とするものであります。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額補正し、支払い基金交付金及び繰入金をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の減額及び今年度の実績見込みにより保険給付費を補正するものであります。

次に、議案第９７号から議案９９号の「工事請負契約の変更について」についての３議案は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

現在、三股小学校、梶山小学校、宮村小学校の３小学校体育館建築工事を鋭意施工中でありますが、３小学校体育館建築工事とも建築主体工事において、構造計算適合性判定による指示事項、工事施工過程での設計変更及び一部追加工事の必要が生じましたので、工事請負契約の変更をしようとするものであります。

以上、９議案についてそれぞれの提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上ご承認くだるようよろしくお願いいたします。

なお、今議会に報告１件を提出しております。

報告第９号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」は、関係法

令の規定により議会に報告するものでございます。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村　和往君）　補足説明があれば許します。教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　それでは、議案第９７号から９９号までの工事請負契約の変更の３議案について補足説明をさせていただきます。議案ごとに、主なものについて説明させていただきます。議案の後ろに資料として変更の内容がついていると思います。それに基づいて説明をさせていただきます。

まず、三股小学校ですけれども、一番上の構造計算適合性判定による指示事項ということで、構造部材等の変更を行っておりますが、これについては強度を高めるためということになります。次の３つ、学校要望による指示事項ということで３点ありますが、これについては設計段階から学校側とは十分協議をしてきたところですけれども、施工段階になりまして、児童の安全確保の面からどうしても必要になった追加工事ということで、生徒の登校口の設置を、当初の予定からすると別のところに設置したということでございます。

それから、三股小については、北側校舎の壁面の改修を行いましたけれども、その関係で職員の駐車場関係というのが不足してまいりましたので、その分の追加、整備をしたという部分になります。そのほかの部分については、施工の際に必要になった追加工事ということでございます。

それから、一番下のほうで、側溝グレーチングの再利用を取止めという格好にしておりますが、既存のグレーチングの目が粗いということで、傘などが突き刺さるおそれもあるということから、細目のグレーチングに変更したということでの変更になります。変更金額、増減額を落札率に掛けまして、三股小で１８４万８，５００円の変更ということになります。

続いて、梶山小学校ですけれども、一番上の構造計算適合性判定による指示事項というのは、基礎部分が当初厚くする必要があるということで設計されておりましたが、実際施工する段階で、厚さが薄くて済んだということから減額をするものです。

３つ飛びまして、西側境界ブロック積みを現場打ち擁壁に変更するということで、当初ブロック擁壁ということで設計していたところですけれども、強度不足ということからコンクリートに変更するということです。

次の、バスケットゴールの固定式から伸縮式に変更するというのは、三股小と宮村小についてはもともと設計が伸縮式でしたけれども、梶山小については固定式となっていたということから、他の競技の有効な空間を確保するためにはやっぱり伸縮式にすべきだということから変更するものです。

続きまして、下から４番目の陸屋根部天井内に断熱材を巻き込むということで、陸屋根部につ

いては断熱材が当初想定されておりませんでしたけれども、結露防止のためにはどうしても必要ということで、断熱材を追加するものでございます。

下から２番目の側溝のグレーチングについては、三股小と同じ理由でございます。

梶山小については、落札率を掛けて変更金額は４８万４，００８円ということになります。

続きまして、宮村小学校です。宮村小学校の一番上の構造計算適合性判定というのは、強度を高めるという関係でございます。

次の、仮囲い仮設通路の配置変更というのは、作業スペースが狭かった関係で児童の登下校の安全上問題があるということから、作業スペースを確保するための変更の必要が生じたというところでございます。

それから、下から２番目のステンレス製忍び返しの設置ということになっておりますが、勝岡小学校が完成した後に、高校生らしき数人が屋根に上っているという通報がありました。それで現場に行って確認しましたところ、といのついているところの壁に靴跡が点々と上のほうに上っていっているということで、といをとめてる金具をはしごがわりにして屋根に上っているという状況がありましたので、安全上の問題、また不審者侵入ということから、上れないような措置追加したということでございます。

宮村小についても、落札率を掛けまして２４５万２，０００円の変更ということになります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（東村　和往君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　次に、請願第１号の趣旨説明を求めます。福永君。

〔１番　福永　廣文君　登壇〕

○議員（１番　福永　廣文君）　それでは、請願書を読み上げます。

免税軽油制度の継続を求める請願。

請願の趣旨。これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは２０１２年、平成２４年３月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については、軽油取引税１リットル当たり３２円１０銭を免税するという制度で、農業用の機械、耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械などや、船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は申請すれば免税が認められてきました。

免税制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜、園芸農家を初め、農業経営の影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願いたします。

請願項目、１つ、免税軽油の制度を継続していただくこと。ちなみに、都城の県税事務所管内のこの免税軽油に申請しておられる企業なり農家、総戸数が昨年度で２６５戸の申請があったということでございます。さらに、ＪＡ都城の給油所管内では、９４戸の農家の方々がこの免税軽油の恩恵にあずかっているということでございます。

以上、請願をいたします。終わります。

○議長（東村　和往君）　次に、請願第２号の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔４番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（４番　上西　祐子君）　米価の大暴落に歯止めをかけるための請願です。趣旨を読み上げます。

農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、２２年産の９月の相対価格は前年を１４％、２，０００円も下落する事態に至っております。各地のＪＡが示した概算金は１万円程度、中には７，０００円台という驚くべき水準で農家に衝撃を与えています。

今、農村では、農家が余りにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に価格対策はとらないと公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。

ここ数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにする物と考えています。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を４０万トン程度緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願いたします。

請願項目。生産にかかわらず４０万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。２番、米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上の、これを地方自治法第９９条の規定により意見書を。よろしくご審議の上、全会一致でご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（東村　和往君）　次に、意見書案第１０号について提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔４番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（４番　上西　祐子君）　「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案について」、提案理由の説明をいたします。

この意見書は、子育て支援の国と地方の役割を早急に明確化し、平成２３年度以降の子ども手当については現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担で行うよう強く求めるものであります。

このことに対するこれまでの地方自治体の取り組みでは、平成２２年８月３１日には、地方六団体で子ども手当の全額国庫負担を求める声明が出されております。

また、１１月１７日には町村議会議長全国大会の中で、子ども手当の本格的な制度設計においては国と地方で十分な協議を行い、国が全額国庫負担とすることの特別決議があり、さらには、１１月３０日の宮崎県町村議会議長会役員会で、県下の町村議会においても国に意見書を提出することとなったところです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を国に提出するものであります。よろしくご審議の上、全会一致でご承認いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（東村　和往君）　しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時29分休憩

〔全員協議会〕

午前10時30分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（東村　和往君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時30分散会

平成22年　第８回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第２日）

平成22年12月13日（月曜日）

議事日程（第２号）

平成22年12月13日　午前10時01分開議

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

日程第３　議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

日程第３　議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件の質疑・討論・採決

出席議員（11名）

１番　福永　廣文君	２番　指宿　秋廣君
３番　財部　一男君	４番　上西　祐子君
５番　大久保義直君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
10番　山中　則夫君	11番　黒木　孝光君
12番　山領　征男君	

欠席議員（１名）

９番　中石　髙男君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 木佐貫辰生君

教育長 …… 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長 …… 渡邊　知昌君

税務財政課長 …… 原田　順一君　　町民保健課長 …… 重信　和人君

福祉課長 …… 大脇　哲朗君　　産業振興課長 …… 下沖　常美君

都市整備課長 …… 中原　昭一君　　環境水道課長 …… 岩松　健一君

教育課長 …… 野元　祥一君　　会計課長 …… 山元　宏一君

午前10時01分開議

○議長（東村　和往君）　ただいまの出席議員は１１名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、今会期町長から提案があり議題となっている議案第９１号について、訂正の申し出がありましたので許可いたします。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　おはようございます。今、議長のほうからありましたように、議案９１号につきまして、大変申し訳ないんですが、議案の訂正をお願いをしたいと思っております。

中身については、これは三股町家畜伝染病予防対策基金条例を定めるものでございますが、この条例の設置の第２条のところに、本来提案いたしました中では、「基金として積み立てる額は、平成２２年度に交付される宮崎県口蹄疫被害義援金（４次配分の範囲内とする。）」ということで、「４次配分」というのが入っておりました。

ところが、状況が４次配分に限定されるものではなく、今後の配分ということもございまして、その情報等が既に参っておりますので、その部分について非常に不都合だということで訂正をお願いをしたいところでございます。

訂正したものについては、第２条を読み上げますと、第２条「基金として積み立てる額は、平成２２年度三股町に交付される宮崎県口蹄疫被害義援金の範囲内とする。」ということで、括弧の「第４次配分」というのを削除をいたしております。

この理由につきましては、お手元に資料がございますが、「宮崎県口蹄疫被害義援金の５次配分について」ということで、１２月の１０日付で、これがファックス情報として本町のほうに送られてきております。

中身については、義援金の５次配分予定額が決まったということでございまして、全体で４億７，７００万円、そのうち、内容が１４市町に７，０００万円の配分があるということでございま

す。

詳細につきましては、各市町村の一覧表がございまして、今回追加配分とされる５次配分が５００万円ということでございます。これの使途につきましては、畜産農家への配分はございませんで、すべて市町村への一括配分という形になっております。一番最後のページに４次配分の資料がございます。これについては、三股町については、４１０万円という形で、これが８月に配分の決定がなされているものでございます。

以上、こういうことを考えますと４次配分だけでなく、今後の配分について、三股町に配分されるものについては、その範囲内でこの基金に積み立てるということにしたほうがいいんではないかということで、大変申しわけないんですが訂正のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　ただいま、執行部から議案の訂正の説明がありました。この取り扱いについては、三股町議会会議規則第１９条の規定により、会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするとき及び撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならないとなっております。

お諮りします。ただいま説明のあったとおり、議案第９１号を訂正することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９１号を訂正することは許可されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．総括質疑

○議長（東村　和往君）　日程第１、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての議案及び報告に対しての質疑であります。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。また、くれぐれも一般質問のようにならないようにご注意願います。なお、質疑は、会議規則により同一の議題については定例会では３回を超えることはできないとなっております。

また、これはお願いでありますが、全体審議に係る議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件の質疑は、日程第３で行ってもらうようお願いいたします。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．常任委員会付託

○議長（東村　和往君）　日程第２、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件の質疑・討論・採決

○議長（東村　和往君）　日程第３、議案第９７号から議案第９９号までの３件及び意見書案１件の質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は１つの議題で５回までといたします。

まず、議案第９７号「工事請負契約の変更について（三股小学校体育館建築主体工事）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　三股小学校、すべての学校の、この９７、９８、９９号に関することなんですが、学校要望による変更とかいうふうなことがたくさん書いてあるんですが、そのあたり、最初の設計のときに学校側、現場の人たち、設計者、それらのその回数っていうんですか、どういうふうなことで設計されて、そしてまた変更が、前もって、こういう登校口を設置するとか、職員の駐車場を整備するとか、そういうふうなことを前もってわかるんじゃないかなというふうに考えるんですが、そのあたり、最初の設計段階の、何回くらい打ち合わせがあったのか、そのあたりがわからないもんですから、後で変更がなされる、まあ、小さなことは、それはあると思うんですが、そこら辺ちょっとお尋ねいたします。（「前協議ですか」と呼ぶ者あり）事前に協議してないのかどうか。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　お答えいたします。

学校等の事前協議というのは、設計に入る前の段階で、教育委員会と学校側と、まず要望等も含めて数回、回数については何回ということは申し上げられませんけど数回行っております。そして、実際、今度は設計を発注して、今度は設計業者と教育委員会と学校、入った中で協議は行

っおります。

３つの案件の中で、表現として学校要望としているのは三股小学校だけなんですけれども、先ほど出ました、例えば生徒の登校口というのについて、三股小については、もともとが、校門が、正門のほうが入り口が同じところに２カ所に分かれております。それで、学校との協議の結果として、一方の入り口のほうを工事車両が通ると、それで一方のほうを子供たちの利用という格好で進んできたわけですけれども、実際に工事に入る段階になって、生徒たちが入るというところを職員の車、その他来客も含めた車が、工事車両とは別ですから、そっちを通るということから、やっぱり安全面を考慮すると、子供たちだけが通る場所、それがどうしても必要だねということになりまして、そこで新たに追加と、協議の段階では、その辺が明らかにはなってなかったところでございます。

それから、その他の学校要望という部分についても、北側校舎の外壁を２２年度の段階で実施したところですけれども、この工事についても、国の緊急対策という部分の予算活用ということを含めた中で、これは、急、学校側との協議してる後の段階で、急に入った工事ということで、その工事に伴って変更せざるを得ない部分が出てきたということでございます。学校側とは常にその辺の協議はしてきたわけですけれども、実際に工事に入って気づく部分というのが出てきたっていうことでございます。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　１つ質問しますが、梶山小学校のバスケットゴールを固定式から伸縮式に変更するとか、こういうふうなのは最初この学校予算として（「渡してある」と呼ぶ者あり）いや、違う出ないわけですか。「各競技の有効な空間を確保するため」と書いてありますけど、そういうふうな、学校側からの要望というのは前もって、体育競技だったらこういうふうにしたいとか、そういうふうなのは、現場の体育関係の先生と校長先生とは要望が違って、最初設計に載らなかったのか、この辺が体育館の建設とちょっと関係するのかなという疑問を感じるもんですから……。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　基本的に、学校側と協議するのは子供たちの運動する場の運動場の確保ですね。それとか、施設の大まかな部分については協議を行いますけれども、その施設一つ一つの中に、この部分については、基本的には詰めは行わないと、設計業者が３校それぞれ違うわけですよね。

この結果として、２校についてはバスケットゴールの部分を伸縮式にしてあって、梶山小だけが固定式になっているというところで、これは、当然設計ができ上がって検査をするわけですから、その辺については実際はその時点で把握をしないといけないわけですけれども、設計という

のは膨大な量という中で、一つ一つの、伸縮式になっているかどうかっていう部分の確認はとれてなかった。実際施工する段階になって、固定式が１カ所あるということが出てきた結果として、将来を見たときに固定式ではなくて伸縮式にしたほうが学校運営上、体育施設の利用上いいということからなったところでございます。

一つ一つの細かい詰めについては、学校側とは協議しておりません。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　９７号に限らずですけれども、今回補正予算を組まれこの契約変更があるわけですが、提案されるときに工期の話はなかったように聞いているんですけれども、進捗状況、これは微々たるもんですからそんなに響いているとは思いませんが、工期についての進捗状況から見てどういう感じで、全体の変更あるのかないのかもふっくるめて教えてほしいと思います。

以上です。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　小学校の体育館建設、これについては３月に卒業式が行われると、これを新しい体育館でぜひ行いたいということから、一応２月いっぱいで仕上げてから引き渡すという格好を考えております。

現在の工事の進捗状況、本体工事については、約５０％ということでございます。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　工事の予定どおり進んでいますよということ。

○教育課長（野元　祥一君）　そうです。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　１点だけ、専門用語の説明をお願いします。

各議案にもすべて載っておりますが、一番上の「構造計算適合性判定」というのは我々はちょっとわからないもんですから、どういう、判定というのはどういう内容なのかという、専門用語だと思いますけど、内容がちょっとわかりませんので説明方お願いします。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　テレビ、マスコミで報道された耐震構造計算の偽造、姉歯という設計士があったんですが、その事件を受けて、平成１９年の６月２０日に施行された改正建築基準法、これに基づいてこの適合性判定というのが必要になったということでございます。

今までは、建築確認、そして申請すれば、悪い言い方をするとスムーズに通ってたという部分が、やっぱりその申請の中身によってはそういう偽造的なものもあると、だからそういうことを許さないということから始まった構造計算適合性判定でございます。１９年の６月２０日以前はなかった制度ということでございます。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　それに指示されて変更したということですかね。わかりました。

○議長（東村　和往君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９８号「工事請負契約の変更について（梶山小学校体育館建築主体工事）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９９号「工事請負契約の変更について（宮村小学校体育館建築主体工事）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第９９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９９号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第１０号「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第１０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第１０号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（東村　和往君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時22分散会

平成22年　第８回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第３日）

平成22年12月20日（月曜日）

議事日程（第３号）

平成22年12月20日　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（12名）

１番　福永　廣文君	２番　指宿　秋廣君
３番　財部　一男君	４番　上西　祐子君
５番　大久保義直君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 木佐貫辰生君

教育長 …… 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長 …… 渡邊　知昌君

税務財政課長 …… 原田　順一君　　町民保健課長 …… 重信　和人君

福祉課長 …… 大脇　哲朗君　　産業振興課長 …… 下沖　常美君
都市整備課長 …… 中原　昭一君　　環境水道課長 …… 岩松　健一君
教育課長 …… 野元　祥一君　　会計課長 …… 山元　宏一君

午前10時00分開議

○議長（東村　和往君）　ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（東村　和往君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位１番、山中君。

〔１０番　山中　則夫君　登壇〕

○議員（１０番　山中　則夫君）　おはようございます。それでは、質問の要旨に従って質問いたします。

政権交代を果たした民主党政権は、マニフェストに改革の１丁目１番地は地域主権と明示しておりますが、これまで地方自治体に対しての権限移譲は一向に進んでいないのが現状であります。

しかし、我々地方自治体においても、地域主権の実現のために行動を起こしていかなければなりません。今こそ国・県に権限移譲を憶することなく、堂々と訴えていくべきであります。

そこで、本町においても更なる地域発展のためにも農業振興地域の見直し、農業地等の規制緩和を国・県に対して強く求めていくべきではないかと思いますがいかがですか。

２番目に、完全に財政破綻を招いている下水道事業の問題であります。

経営の実態を町民に公開しない間に、平成１０年に事業に着手して以来、わずか十数年の間に２０億以上の莫大な借金を抱える事業をなぜ続けていかなければならないのか、早急に事業の見直しをし、休止か廃止するか政治的決断をすべきだと思いますがいかがですか。

３番目に、道路行政の充実であります。

近郊ある地域発展のためにも重要なことであります。そこで町内の幹線道路である新馬場・植木線を早急に整備すべきだと思いますがいかがですか。

最後に、現在自治公民館の施設維持費については、地区分館を利用している自治公民館は公費で、コミュニティーセンターを利用している自治公民館は自己負担となっていますが、住民サービスの平等性、公平性からしておかしいと思いますが、町長はどう思われておりますか。

以上、４点を壇上からの質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　おはようございます。ただいま山中議員のほうから、町政の諸課題についてということで、４点につきましてご質問がございましたので回答をいたします。

まず第１、地方分権を推進していくためにも、農業振興地域を見直し規制緩和を県に求めるべきではないかというご質問でございますけれども、平成２１年の１２月に農地法が改正が行われました。そして農地転用の許可基準が厳格化されました。合わせて農業振興地域の整備に関する法律も、農業地区域内の農地の確保に向けた改正が行われたところでございます。

これは、国の農業政策により我が国の食料の自給率を強化すると、このために農地面積の減少を食い止める必要があることから、国が農地の確保に積極的な役割をしていくことを明確にしているところでございます。

また、市町村が公共施設を設置するために行う農地転用につきましても、これまでは省令により許可不要であったものが、改正後は許可を必要とするというふうになったところでございます。

農業振興地域につきましても、国が農業地等の確保等に関する基本指針を定め、都道府県は確保すべき農業地等の面積の目標を設定することになりました。このことで目標の達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対し、農林水産大臣が是正措置を講ずることができるようになったため、農業振興地域の見直しについても厳しいものがあるというふうに思われます。要するに食料自給率の確保という観点から、農地転用等、そしてまた農業振興地域の農業地区域の減少、これにつきましては大変厳しい規制がかけられているというふうにご理解いただきたいと思います。

しかし、本町ではこの農業関連また食料関連の企業立地、産業展開等がこうお話があった場合には、本地域の重要な第１産業の発展に資するということから、この立地等には積極的な取り組みを県・国に働きかけたいというふうに考えているところでございます。

次は、財政負担を招く公共下水道事業の計画を見直し、事業の休止を決定すべきではというお話でございますけれども。

公共下水道事業は、生活排水の速やかな排除による生活環境の改善と、自然環境を保持するための水質保全といった大きな役割を担った事業でございます。そのため、国も後世に借財を残す事業というとらえ方じゃなくて、継続的に整備していく必要ある事業として支援をしているところでございます。

ただし、ご指摘のように多大な財政負担のみが継続し、使用料等の歳入が伸びないままであれば、計画の見直しを検討する必要があるというふうに考えています。まあ、このようなことから、本町では加入金の負担免除という、そういうことから加入促進を現在図っているところでござい

ます。そして、現在国は農業集落排水事業や、し尿処理事業との連携による包括的な事業に対する支援というものを進めているところでございます。

本町におきましても、これらの目的を同じくする関連事業と連携することで、町の財源を効率的かつ有効に活用することができるのではないかと、県の指導を仰ぎながら協議を始めているところでございます。つまり、梶山の集落排水事業そしてまた現在し尿処理センター等処理施設がございますけど、大変これが老朽化しております。それと合わせたところでの、この公共事業とのミックスといいますか、連携が図れないかというところを検討をこれから始めたいというふうに考えているところでございます。

まず、下水道接続の推進これに努めて、同時にさまざまな情報の収集を図りながら議員の皆様とともに、本町にとって最良の方策を見出していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、新馬場・植木線を整備し、道路行政の充実を図るべきではないかというご質問でございます。

道路は私たち町民、国民の日常生活から経済活動に至るまで、すべての経済活動を最も身近に支える重要な社会資本であります。このために道路行政の充実を求めることは重要であります。

三股町では昭和３０年代より他の自治体に先駆けて、都市計画道路や一級、二級町道などの幹線道路の整備を行ってきたところですが、これらのほとんどは本町と都城市を結ぶ東西路線の整備として進められてきたところであります。

新馬場・植木線の整備についてのことですが、当路線は以前一部区間において関係者の了解が得られず、当路線の整備を断念し、三股駅小鷺巣線の改良工事、植木２１号線の改良工事を行った経緯があります。

新馬場植木線は植木集落の外周にあり、ＪＡ都城農産センターや植木公園、唐橋団地なども沿道近くにあり、当該路線の整備の重要性は承知しているところでございますが、現在、島津紅茶園線、宮村鶴下橋付近の三股小鷺巣線整備などの事業を抱えております。

また、ご承知のように昭和３０年代から４０年代に舗装をしております幹線道路網の再舗装や、老朽化している道路施設の再生なども喫緊の課題ともなっているところでございますので、町の財政状況等を勘案しながら今後の課題として検討してまいります。

４点目でございます。住民サービスの平等性からして施設維持費が地区分館は町負担、コミュニティーセンターは公民負担というのはおかしいのではというご質問ですが。

町内には３０の自治公民館があり、コミュニティーセンターや営農研修センター、青年の家などのほか、町で管理運営している地区分館や児童館なども、その館として使用されているところであります。

申し上げるまでもなく、自治公民館の館は自治活動の拠点となる施設であり、そこに住んでいる住民が費用を出し合い建設するのが本来の姿であるわけですが、本町においては町の施設を自治公民館の館として使用してもらうか、施設のないところは町のほうで施設を建設、あるいは地元が中心となって県費や町費の補助として建設してきたという歴史的背景がございます。

こういうことから、地区分館や児童館など町の施設を利用しているところと、町が建設したけれども管理運営は一切地元で行っている施設とでは、光熱費等の維持費の負担方法が異なり、不公平感が生じているのではないかと思います。

地区分館は生涯学習の拠点施設として教育委員会が、児童館も地域の子供たちの活動拠点として福祉課が、それぞれ管理運営している施設であり、当然町が維持費の負担ということになります。

一方コミュニティーセンターについては自治公民館の館そのものとして設置されたものであり、施設の使用についても基本的には地元の住民に限定され、自治公民館の自由裁量で行われているところであります。もちろん、光熱費等維持費は施設の管理運営主体である自治公民館で負担されているわけですが、消防設備の保守点検と浄化槽の維持管理については町のほうで負担しているところであります。なお、維持費の負担のあり方については、それこそいろいろな施設があるわけですので、いま一度整理し、今後自治公民館連絡協議会を交えて検討してまいりたというふうに考えております。

以上で、回答といたします。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　今回答を得ましたが、なかなか厳しい回答ではないかなと思っております。

それで要旨に従って、１番目から質問をさせていただきます。

町長も、選挙公約の中で地域主権、地方分権これを進めていくということで、非常に私もそれは同感であります。

そこで、やはり地域主権とかそういうものを推進しようという前提には、やはり国・県の権限移譲これなくして、その幾ら我々地方自治体がそういう分権を進めていくといっても、なかなか机上論でしかないというような感じを受けますので、そこで基本的な考えですが、町長、その地方分権を進めていくということで、どういうことを具体的に地方自治体として、していかないといけないのかというのの、基本的な考えをお聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　以前から地方分権、そしてまた地域主権というようなことがよく言われておりますけれども、そしてまた、今年の６月に現政権が地方地域主権改革大綱というのを設定

しましたけれども、閣議決定いたしましたけれども、実質これが法律化されておりません。なかなかこの地域主権についても、その中身をどうするかということが、まだ具体的に見えてこないところでございます。

例えば地域主権改革の中で一括交付金化、これなんかも来年度は県の段階での一括交付金化を約５，０００億でしたかやるということで、地方自治体のほうへの一括交付金化はまだ先の話というふうなこともございます。それから、出先機関の地方への移管というのもまだ先が見えないと、要するに地方主権の国からの地方への移管というものが、まだまだ先が見えない状況でございますけれども、ただ、将来的な流れとしましては、やはり地域が主体となった行政運営、こういうところが中心になっていくだろうという意味合いからしまして、やはりそのための町としての、やはり覚悟、人材育成含めたそうして情報収集、こういうのが必要だろうというところで地域主権の受け皿としての人材育成まちづくり、こういうものを進めていきたいというところで、そのテーマとして挙げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　私は消極的じゃないかなと思っております。

やはり権限を勝ち取るためには、やっぱり自分なりのその相当な覚悟で県なんかに訴えていかないといけないと思っております。国のその施策の中ではもちろんそうだと思いますが、しかし、それを少しでも早く実現するためには、我々のほうからもどんどん声を出していかないと、国の流れそのものだけを待っていてもなかなかそういうものを、少しでも前に進めていくということは難しいんじゃないかなと思っております。

そこで、先般１１月だったと思いますが、町長が地域主権を進めるんだということで、非常に私も賛同しておりましたが、１１月の２１日か２日の宮日の新聞に、権限移譲の問題が、アンケートで各市町村長にアンケートがあったと思いますが、その中で県の権限移譲を強く求めるということで、宮崎県の２６市町村のうちの２０市町村、それがそれを求めると。ほして私もびっくりしたのは、あとの６町は現状維持でいいんだと、その中に三股町が一番先に入っていたんですよね。現状維持で我々は地域主権を進めていくんだと、勝ち取るんだということを言っていながら、いや、今のままで現状のままでいいですよというので、そこで私も本当に町長がそういうことを地域主権を推進していって、本当に思っているのかなという、やっぱりこういうアンケートなんかで、こう報道されると非常にそこへんを、どういう趣旨で現状維持でいいと言ったのか、そこ辺がわかりませんのでお聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　県からの権限移譲というのも多種多様にわたっておるわけなんですけれ

ども、例えば私の頭の中には、例えば農地転用関係、これなんかも非常に一長一短がございまして、要するに権限移譲を受けたから要するに住民サービスが向上するかというとそうでもない部分もございます。まあ、いろんな意味合いですべて権限移譲を受ければ、非常に行政がスムーズにいっていいんだという観点じゃなくて、一つ一つ精査していって、ぜひ必要なものをそして重要性のあるもの、緊急性のあるものをとか、要するにそういうふうな観点から物事を判断すべきじゃないかなと、ですからすべて受けますよという意味じゃなくて、慎重に対応しますと、ただし住民からの要望を含めたところの高いものについては、権限移譲は積極的に進めていくという視点でございます。

それとともに、やはり受ける以上はやっぱり財政的な見返りといいますか、それだけの仕事をするわけですから、そのあたりも十分考慮しながらやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　まあ、ちょっとそれは、私は権限移譲ということは、やっぱり積極的にこちらから物申していって、その実現を図っていかないと、いろんなそら分野があると思います。権限移譲だけして受け皿がないというのも市町村の実態だと思っておりますが、しかし、部分、部分によっては、部分的なことに対しては相当厳しく県のほうに権限移譲を求めていかないと、なかなか実現しないと思っております。

現実に２０市町村は、分権を強く望む声が多いということを裏づけたと、その中に土地区画の許可の問題、そして私が今度質問しますが農地の規制緩和、こういうことをいろんな市町村は強く求めていっているわけですね。そういうことで、やっぱり積極的に、その確かにいろんな問題も出ると思います、出るけど前に進むためにはそういう積極さを出していかないと、なかなか権限というのは勝ち取れないというようなことになるんじゃないかなと思っています。

それで、先ほど農業用振興地域これが非常に改正されまして、なかなか農振を見直したりというのは難しいと、十分そこ辺はわかっております。しかし、三股町の現状を見まして、私も資料を６２年から、ずっと２０年ばかりの前からさかのぼっていきますと、農業、農業と確かに基幹産業は農業だと私は思っておりますが、しかし現実には三股の場合の農業就業人口に関しても、６２年度がもう半分以下になっている、１，０００人を切るような状況に、そのときは２，５００人ばかりの人たちが農業に従事した人口があったんですね。そういう時代の背景を見て、その２０年間の流れを見て、いつまでもその基幹産業が農業だと、それに言葉だけが走っていって、中身は本当に農業政策を、町独自の農業政策をぴしゃっとしたのかということになってくると、現実にこういう数字が出てきております。やはり、行政もやっぱり数字を追っていかないと、ただ漠然と看板だけ表だけを掲げて農業が基幹産業だということを言っても、後世には必ずこうい

う数字が出てくるんです。

農業就業人口が、今仕事をやっている三股町民の、たった私は８％か７％じゃないかなと、１００人仕事をやっている人は第１次産業の農林業をやっている方は、多分７％、７％ということはたった７人なんですよね。ほして第３次産業にほとんどシフトしている皆さん、まあ、勤め人の方が町職員の公務員の方とか、先生たちとか、商業者とかいろんな、７０％を超しているんじゃないですか。

そういう産業構造の実態を把握して、農業は基幹産業だということを唱えていかないと、ただ表だけの、中身はどんどん、どんどん衰退していくと、じゃあ何を農業政策を、本当の数字が表れるような農業政策をしたのかということを、やっぱり精査していかないと、いつまでもそういうことで本当に三股の状況は、もう大分変わってきてるのじゃないですか。どう考えてもまちの形成ですかね、こういうのをみても私なんかも植木に移り住んで３０年ばっかい前は、ほとんど都城が見えていたのが、現実的にもう家々で、住宅、住宅、そして平成５年だったですかね、県が打ち出した拠点都市構想という中で、三股町は居住重点地域になっている、結局住宅を供給しなさいと、住まいを構えなさいというような、住民が住む環境はいいんですよ、というような指定を受けている。

そういうことで、そういうのをそっちはそっちで進めないで、やあ、農業政策だ、農業政策だ、農振、農振と、難しい、難しいと、それじゃ農振を解除して農業をだめにするとかそんなんじゃないんですよ。農業は農業としてやっぱり栄えてもらわんと基幹産業ですよ。それならそれに見合った、言えば国でいうとＧＮＰですかね、あれなんかは現実にどんどん、どんどん下がっておりますがね、あの農業生産高というんですかね。昭和６２年と大体変わってないんですよ。これだけの近代設備をしていろんな保護政策をしたけど、生産額はほとんど変わっていないという、こういう状況を見て、その農振解除が難しい、難しいと言っていても、町の発展は他力本願的な発展、今まで発展はしましたが、これも環境的に住まいの環境も地理的な条件も三股は非常にいいというような、そういうことを町民の人たちも実感しております。

それは行政主導で作り上げたまちの形成じゃないと思っておりますので、そこへんを町長も十分認識はされておりますが、しかし、認識よりは数字で表すような、やっぱり行政運営をしていかないと、そのもうそういう面ではやっぱり数字を表した民間的な感覚で町政を運営するんだというようなことをしていかないといけないと思いますが、そういう考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　最初、農業就業人口のお話をされましたので、それについての考え方といいますか、それについてお話させていただきますと、ご案内のとおり今お話がされたように昭

和６０年には２，５２０戸と、そして平成１７年のセンサスでは１，１４８戸ということで、大体１，４００近い農家戸数が、就業者数が減ってきたということでございますけども、これは一つにやはり農業の政策の中に、やはり規模拡大を図っていこうと、やはり兼業農家の土地を流動化させて、そしてこの集落営農あるいはまた基幹的な農業の従事者のほうに土地の流動化を図っていこうというような意味も、意味といいますかそういう政策も含めて、この就業人口の移動というのもあったのも一つの観点かなというふうには考えます。

そういう意味合いから割合ですね農地等の減収は余りありませんので、要するに町内の農地があるいは専業農家等のほうで活用されておるというふうな理解の仕方をしております。そういう意味合いから、農業振興人口の流動化というのが発生したのではないかというふうに思います。

それとまた、拠点都市の話をされましたけれども、まあ、三股町は居住拠点地区ということで、拠点都市の指定を受けて、そして現在文化会館を中心にしたところのレジデンスパークというようなところでの整備等もやってきて、要するに都城市のベッドタウン的、あるいは非常に住みやすい環境のまちづくりと、そういうものを積極的にやって来たんじゃないかなと、そういう意味も含めて非常に三股町の住みやすいという評価もいただいてるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いからすると、行政はまったくやってこなかったんじゃなくて積極的にかかわってきたと、そしてまた、この後お話もあろうかと思いますが、公共下水道関係の事業等にもやはり「花と緑と水の町」というふうにいいますので、やはり水の環境、美化という意味合いからもそういうふうな取り組み等もやっておりますので、そういう総合的な評価の中で、三股町の評価というのが生まれているんじゃないかなというふうに考えています。

そういうことから、いろいろなこう流動化を含めていろんな動きがございますけれども、三股町もその地域主権を含めたところにやはりかかわりながら、住みやすいまちづくりそういうものに取り組みたいというふうに考えてます。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　まちの形成が変わってきているということを述べましたが、だから農業振興地域の見直しも積極的に訴えていかないと、確かに厳しい自給率の向上ということで、国の政策の中で挙げて重大政策だと思いますが、しかし現実に自分たちのまちは自分たちが一番知っているわけですから、いろんな、その単一的に国が定めたそのそれによって、なかなか難しいという判断よけなやっぱり農業振興地域の整備、そういう見直しとか、そして農地を同じところに集約すると、交換分合とかいうのが法律に載っておりますが、そういうことを積極的にして、大型的な農業ができるような農地を集約するとか、そういうことを積極的にしていかないといけないと思うんですよ。

とにかく、もうどう考えても隣で農業をやるというのに対しては、住居専用でおかしいんじゃないかな、道路を挟んで農地だというようなことで、非常に住民の間でもいろんな関係が、いろんな問題が出てくるようなそういうのがあると思います、三股町は。

それだけ住居的なもので、発展したんじゃないかなと思っておりますので、そこ辺はやっぱり積極的に実際変更はできるわけですから、実際もう見直しはできませんよという法律なら仕方ないですけど、その辺は地域の実態は我々地方自治体のそこに住んでいる人たちが一番わかっているわけですから、その現状をやっぱり国・県に強く訴えていかないと、その法律は改正が厳しくなりましたちゅう、それで、ああそうですかと、それは厳しいですねということじゃいろんな問題は前に進まないと思っておりますので、そこ辺を、まあ、町長は私はやればできると思います、そういう面では、積極的にやってきてもらいたいと思います。

地域主権、分権を進める上では、そういうこともからまして、三股町は三股町の自分たちのまちをつくり上げていくんだというそういう強い姿勢があれば、訴えていってもらいたいと思います。

それでは、２番目の公共下水ですね。

この問題も、本当に調べれば調べるほど、何というか何でこういうことになったのかということの問題の、まあ、借金ばっかりを言うわけじゃないですが、現実に２０億という借金、今年も予算では３億ぐらいの予算が、総予算が組んでありますが、その中で３億の中でその何倍ですか２０億というと、６倍、７倍の借金があとついてくると、これを、今、先ほどいろんなことで複合的に考えて、いろんな問題と検討していくというようなこと、そげな流暢なことを言っているような事業なのかというのを、数字で表すと、本当にびっくりしますよ、この短期間ですよ。

現実に今の全体の、まあ、総合計画がありますよね面積の、そん中で全体に幾ら普及が進んでいて、そして接続率、まあ、２５％なってそれが平成１７年からずっと続いておりますが、ここへんの正確な、そして事業の最終年度、これを教えていただきたいと思います。

普及率、接続率、最終年度、それを。

○議長（東村　和往君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　それではお答えをいたします。

２２年の４月から、受益者負担金の免除制度を導入させていただきましたもんですから、接続率のほうは前年とすると若干上がってきておりまして、１１月末で３４．１％でございます。

まあ、３年以内に接続していただく方をというふうに決めておりますもんですから、まだ住民の方もあと２年あるようなという感覚もあられるんだろうと思いますけども、現時点で２２年度につきましては、現時点で１５７戸の方々に接続をしていただいております。

当初、下水道の運営審議会を開きましたときの目標が年間１６０戸でございましたので、財政

シミュレーションを立てたときの想定が、それに大体追いついて来て、この１１月末現在で追いついて来たなあということで、大変うれしく思っているところでございます。

先ほど、財源を大分投資しているということでございますけども、実際私も環境水道課に行く前には、結構大きな事業でございましたのでやっぱり心配をいたしておりましたけれども、実際行っていろいろ情報を仕入れますと、今、償還をいたします起債につきまして４割程度は基準内繰り出しということで、国のほうからも、国はやっぱり環境問題を重要視しておりまして、基準内繰り出しという形で下水道をやっているからこそ、まあ、借金があるんですけどそのうちの約４割程度は一般会計から繰り出しなさいというふうに、それは交付税で措置いたしますよということになっておりまして、実際多額な経費がかかっておりますけども、そこへんはまた国もそれに対しての措置をやっていただいているということでございまして、そこへんは大変ありがたいなと思っております。

また、合併浄化槽のほうがいいんじゃないかということのご意見も前からあったんですけども、私も環境水道課へ行きましていろいろ見ますと、実際合併浄化槽は個人が管理をいたしますので、個人が管理をするということはなかなかまじめにやっていただく方は、ちゃんと管理をしていただけますけども。

○議員（１０番　山中　則夫君）　課長、私はそういう事は聞いてないですよ。普及率と持続率と最終年度は何年になるのかということを。

○環境水道課長（岩松　健一君）　最終年度は、その事業の進捗状況によって違ってきますけども、今、運営審議会に出したときには植木地区までを進めるのに４２年までを、一応財政シミュレーションではお出しいたしたところでございます。普及率というと接続率と一緒に。

○議員（１０番　山中　則夫君）　普及率というのは、あっですわ。接続率は、今どのくらいの工事が進んでいるのか、全体計画面積の中で、五百幾らヘクタールやると言ったでしょう、その中で幾ら今現実に２２年度まで進んでいるか、それが普及率ですよ。

○環境水道課長（岩松　健一君）　今度の役場の、この東の道路までの認可区域をいただきました面積が、はっきり覚えていないんですけど２９０ヘクタールぐらいだったというふうに考えておりますので、全体が５６０だったとすれば、大体５０％ぐらい、ここまで進んだときですね、平成２６年度が予定でございますけども、そのように普及率はなるかというふうに考えております。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　それでは経費ですよ、経費、経費が年間、まあ、元利償還そして維持管理費、これが経費ということで下水道事業ではなっておりますが、その経費の回収率は、今どのぐらいの回収率で運営されておりますか、お聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　２１年度決算までで、人件費含めて総歳出を５２億７，５４５万２，０００円使っております。歳入については国庫補助金、県の補助金、基金の繰入金、町債その他いろいろあるわけでございますが、使用料のみを考えますと、使用料のみでは５，６６１万円ということでございますので、回収率となりますと、使用料のみの回収率でいきますと１．１％ぐらいということになろうかというふうに思います。それとあと受益者負担金が４，０００万ありますので、約２％ぐらいが使用料と受益者負担金、個人の方からいただく分の回収率となりますとその程度でございます。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　ちょっと、休憩にしてください。今要するに回収率というのはの意味がわかってないんですよ。

○議長（東村　和往君）　暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時43分再開

○議長（東村　和往君）　休憩閉じて、本会議を再開します。

山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　私はそういう経費回収率とか、やっぱり民間なんかだったらそれは大変なことですよ、そういう経費が幾らいって、それでその事業としてその経費を幾らかせぐかという事を、それが基本でないと、だから企業会計をしていないあれなんですよね、企業会計をしておればそれが一発で出るんですよ。企業会計にシフトしていないんですよ。だから平気で一般会計から持ちだして、特別会計のその帳尻を合わせると。国がそういうようなことを喜んでいるかといったら、とんでもないですよ。

新聞紙上でも下水道の債務状況が、旧国鉄と一緒で３１億になっているんですよ。国はもう改善命令までは出していないけど、改善して計画を出したらどうですかということを常にやっているんですよ。もう彼らも逃げているんですよ、この事業には、国は、現実的には。だからそういう事業費に占める国庫支出金なんかのどんどん少なくなってきていますわね。これはもう、あとは勝手に皆さん方でやってくださいと、水をきれいに、大義名分をそれはつくっていますよ。しかし、現実としてそれだけの金をくれてないですがね。六千幾らですか、今年の国庫支出金、国から出してくれるお金が５，８００万ですよ。平成２１年度は１億１，０００万ばかりくれているんですよ、県にしてもしかりですよ。県も５５０万くれていたのが２３０万ですよ、数字は少ないかもしれんけど、半分以下の数字で補助金しか出していないんですよ。これを見たらすぐ感じないとだめなんですよ、これは国もこの事業は自分たち自治体で勝手にやれということですがね。

だから、この予算も経費をずっと私も１９年度まで調べてみると、それは水をきれいにしたり環境をきれいにしたりするのはいいんだけど、それには賛同します。何でこういう短期間のうちにこういう実態になっているかということの原因を何かということをまずつかんで、そして前に進めないと、原因をつかまないで、いや国がこういうして、これとこれと合わせてこういうやる、それは現実に接続率が７０％、８０％上回っている自治体のことですよ。

私は、長野県の与野市にも聞きました。本当は政務調査費があれば直接行って聞くんですけど、電話のやりとりを電話で二、三十分向うの担当の方が懇切丁寧に教えてもらいました。というのは、毎日新聞にクローズアップされて、もう財政破綻だという記事をちょうど見まして、このまちに聞いた方がいいなということで、非常に、もうここのまちも７０％でも大変だと言っているんですよ接続率は。二、三十％で、そりゃあこの事業をと、何でここまで失敗なったかというのは、私はやっぱり住民説明会がたらなかったですし、住民に本当にこの事業は三股の環境的なことに対して大事ですよということを訴えないで、自分たちの机上の役場の中で事業を計画して、住民の賛同を得ないままにその事業を進めたと、それと遅いんです。行政の取りかかり遅いんです。

平成３年度に三股町は水の汚いまちだということで、生活排水対策重点地域に県が指定したんですよ、そのときに私は質問をしました。「早く取り組んだがよかっちゃないですか」と、大淀川、沖水川の一番の上流ですがね、これが一番汚いまち、「花と緑と水の町」とんでもないですよ。そういうことを訴えていても、そしてやっと事業に着手したのは平成１０年やったですがね。

ほかが皆４０％、そんときに確か記憶に正確じゃないかもわかりませんが、そんときに都城も普及率がもう２０％進んでいた、全国的には４４％進んでいた、三股はゼロだったですよ。そんときに取り組んでおけば、今のようなこの、だから歴史ちゅうのはあるんですよ、歴史があって前ばっかり、前ばっかり見ていても、そういう済んだことを言うわけじゃないですよ、現実にこうなっていますがね。

だからそいであれば、ほんとの抜本的な今後の対策と、いうことを国とか、そんなとはもう当てにならんとですよ、自分たちでこの事業をどういうふうにするかということを、本当に真剣に考えていかないと、我々の子供や孫に、本当の泥沼に浸かっていくような状態になっているんですよ。そのやっぱり危機感というのを持っていないと、ですがね３３億の、ほして現実的に確かに下水道事業ちゅうのは、下水道法というので縛りがかけられますよ、接続命令を出してもよかですよ法的に。

しかし現実的に、たった今１００軒のうちに３０軒ぐらいしか接続してない町民の理解は得られませんよ、そんなことを法的にこうだからと。与野市はやると言ったですよ長野県の与野市はやると、２４年度からやりますと。しかしそれも縛りがかかっていて７０％の接続率を８０％に

持っていく、これは富裕層に対して接続命令を、皆には出せないと、そらあ行政がやることではないですよ、いくら法的にできるといっても、だからそっちじゃ進めない、事業は進める、本当の抜本的な計画の見直しはしない。それで事業は進めるんですか。もう１回お聞きします。

○議長（東村　和往君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　先ほど議員のほうが言われました、２１年度から２２年度の国庫補助金が減ったと、県も減ったというのは、今回の２２年度の事業費が落ちましたもんですから、その分で２分の１補助をいただく分で補助金が減ったということでございまして、また、次年度はちょっと、今年は設計業務ばっかりだったもんですから工事費が減ったんですけれども、２３年度はまた工事のほうに移っていきますので、国庫補助金はいただけるということになりますので、その点はちょっと訂正させていただきたいと思います。減ったというのは、事業費が減ったから国庫補助金が減ったといことでございます。

○議員（１０番　山中　則夫君）　続けるのかそれの答えですよ、私が今質問しているのは。事業としてどうなるのかと、もう一回考え、休止、やめろと言ってるんじゃないですよ。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この公共下水道につきましては、今、中央地区について年次的にこうやっておるわけなんですが、ただいま担当課長のほうから話がありましたように、今年は東原地区とこの役場地区周辺、こちらのほうの認可をいただいて、事業区間としてこれを実施しようということで２６年度までを計画し、いたしているところでございます。これにつきましては計画どおりやっていきたいというふうに考えています。

そしてまたこの区域の、やはり加入率のアップということで、先ほどの加入金の免除の問題、免除の方策を含めて、もうちょっと、より一歩前に出て接続率を上げる方法はないのかと今検討しておりますので、そしてまたそういうものを持って、ローラー作戦といいますか、一軒一軒説明に回り、また、集落での説明会とかよりきめ細かな取り組みをやりたいというふうに考えています。

ですからこの中央地区の、この役場周辺までは事業計画どおりやっていって、この以降につきましては、またいろんな審議会等、また内容的にはいろいろと検討はさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　ぜひ私は、即刻これは休止して、いろんな問題を精査して、それにやっぱり時間を費やしてしたほうが、公正に町民の負担を、普通の会社だったら誰かが責任をとるんだけど、行政というのはなかなか責任を取る人がいないんです。そういう面では、もっと住民の、それは今それだけの余裕はないですよ３０万円、５０万円の接続、本管から支線を自

己負担。だから加入金も取らないようなそういう施策になったわけですがね。本当はそういうことも、これは事業の失敗なんですよ加入金を取っていたのを返すと。それは、まあ、見直すんだったら見直すというのを、まだ後３年４年進めるということでしたね。それじゃちょっと、現実にその事業費が少なくなったから国庫支出金で済ます、確かにそうでしょう。

しかし、歳出のほうを見たら９，０００万円の借金を返すと、９，１００万円ばっかり今年は返しますといっているけど、現実に５，５００万円しか元金は返してないで３，５００円は金利ですがね。この金利が何でこういう金利が出てくるんですか。結局借金がどんどん後追い、後追いであれするから元金はほとんど減らないで、金利をして元金もほとんど減ってないと思うんですよ。そしてまた、町債も、また借金も６，６００万円、元金を５，５００万円戻して６，６００万円、数字の上で単純に計算すると元金が残っていくような感じです、減らないということです。

そういう企業感覚で事業もやっていかないと、だから企業会計を導入してくださいよ。それをすれば一目瞭然でわかっていくと思いますよ。ことの切実さ、危機感というものを感じると思いますよ。事業費の中の数字を追っていくと。そのへんを。

もう与野市の職員の方も言っていたんですよ、びっくりする。５年たっても、私は２５％そのぐらいの数字しか今聞いたから約１０％上がっていても、上がっていてもとんでもない数字じゃないですか。７０％、８０％でも大変な事業だと言って、いろんなとこが、しかもここの町は全戸数にチラシを大きなチラシをまいたりしてしましたと、自分たちの政策も間違っているというか、あまりにも早急にやったということで、自分たちの非も認めながら、しかし、本当にまたこの事業も大切ですから、ということを訴えて、三股町はしていないですがねそういうこと。みまた広報の中にそういう切実なことを町民に訴えたことありますか。

だから、そういうことを私は言っていて、その事業を完全にやめろと、水も汚いままでいいですよというんじゃないですよ。だから標語的にも何回も言うようですが「花と緑と水の町」ということを看板をドーン出して、これがもう３０年近くも出しているんでしょう。結局こういう実態で、一つもきれいにはなってないは、梶山なんか長田辺の水は表面から見るときれいなようだけど、下を、あれをしているとぬるぬるして非常にもう汚くなっていますよ。だからそういうことを含めて、ぜひ早急に事業の見直しをしていただきたいと思っております。

次３番目、３番目もまた大事なことで、町長は今、先ほど答弁されて道路行政もいろんな事業をやっていると、高才原あすこのやっている宮村の地区の、ま、確かにそうでしょう、大事な、大事な事業だと思います。

道路行政の整備は、非常にその地域の近郊の発展とか経済的な効果的なものも含めていくと非常に大事だと思います。そこで、よろしいですか、私も質問が下手ですので、ひとつ町長と課長に、担当課長に、図面を見ていただきたいと思います。これで質問したいと思います。

これの問題は私も何年か前から平成１４年度から、何回も言っております。この地図を見てわかると思いますが幹線道路、これを見て新馬場・植木線、ここだけなんですよ１６０メーター延長が整備されてない、道路がないんです。まあ、今渡したんですから、ちょっとあれですけど町長この道路の、これを見ましてどういうふうに感じられますか。感じたままでいいです。お答え……。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　まあ、こう見ますと、赤線で矢印がしてありますのであそこが目につくわけなんですけれども、それについては、先ほど回答いたしましたけれども、要するに以前、平成１０年前後ですかね、この辺りに、ここの橋梁をつくろうというようなことで検討した経緯がございます。そのときに用地買収が難しかったいうことで、これは断念したわけなんですけれども。

この植木のほうから、そして植木公園をこうつながって、そして向こうのほうにサテライト三股がございますけれども、このバイパスまでこれをつなげていくというのも、１つの将来的な課題かなというのは感じます。横のほうの道路と、そしてまた、インターのほうに行く道路、こういうのが濃い線で表示されておりますけれども、そういう縦の路線はある意味で整備されつつあるのかなと、ま、縦といいますか横と縦の濃い線のところは、ただ今言われたような部分については、今のところ空白が目立つなという感じがいたします。

以上です。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　この地図を見て、私も自分で手書きでつくったんですが、ちょっと見にくいとこもあると思いますが、この地図を見て私は経済面からしたら、この北と南をつなぐ、ま、言えば蓼池の２６９、２６９のあのあすこから北、南の小鷺巣まで、この道路なんです。この道路を整備することによって、私は経済的な非常に効果があるんじゃないかなと思っております。

というのは、今これが整備されてないから上米方面はそうでもないんですが、櫟田とか宮村とかちゅうのは、ほとんど安久・今市線のほうに流れている。特に今市橋ができたから、あそこにほとんど流れて、今もう朝の、私もちょっと朝んめ行って見ましたが、朝の渋滞はすごいですよ、あそこの小牧書店の前あたりの信号とか、そして都万道路の、あそこのとこびっくりしますよ、朝夕の。

これは、この道路なんです。これができると二地区の上米とか櫟田とか、谷とかちゅうのはこの道路を通って２６９に出るなり出るんです。岩下橋を渡るのが一番早くて、幹線道路ですから。これを整備しないで、ほかのところを重点的にやって、この財政難のときに、これを何で早くし

なかったのかなと、今町長は平成１０年ごろと言われましたが、もう私が平成２年に議員になったときは、もう県の認定を受けておりました。ということはもう平成元年から前にこの道路をつくっていいですよということを、県はもう認定していたと思います。そういうのですので、その交通の渋滞の緩和にもなると思います。

そして、この沿線に私は何年か前、個人名を出すとあれですけど、差しさわりはないと思います、三股ストアーの社長の三股文雄さんが、この道路をということで、この沿線に大きな店とかないんです。これは絶対道路の未整備なんですよこれは、ここにないんですよ。これは本当の幹線道路じゃないかなと思いますが、町長もう一回いかがですかね、ことの重要な道路だと思いますが、認識はされておりますが、整備しようというようなことはいかがでしょうか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど回答いたしましたけれども、ほかの事業等と今重なっておりまして、やはり橋をつくるとなると相当な事業費がかかります。そしてまた、以前の時にはそういう起債事業がございました。

ですから今回、これがどういう事業で取り組めるのかそのあたりも検討しなくちゃなりませんけれども。

まあ本当にこれが緊急性かほかの道路と比べて、優先性とか重要性とか多面的に総合的に検討して、どういう位置づけでこれをやっていくのか、そういうところは今後の課題かなと。

今のところ先ほど言いました島津紅茶園線とか鶴下橋のほうの道路改良とかやっておりますので、そういうところの年次的に整備しながら、課題というふうに位置づけておるところです。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　私は、こういう庁舎内で検討されるのも結構なんですが、もっと本当の専門家の意見を聞くなりして、早急にこの、もしこの道路があった場合、１６０メーターですから、後の植木から植木公園の東側の方はいい道路が通っています。ちょっと宮村に近づくと、ちょっと耕地整備がされてないということで、ちょっと道路も狭いですが、しかしあれも耕地整備もしていけば付加価値が上がってくるんですよこの土地の。そうすると固定資産税も住宅とかそういうのができてくれば、固定資産の自主財源の確保にもなるんじゃないかなと思うんですよ。

北と南の道路の整備がなされてないですよ。三間道路を広げましたが私は反対しました、あのときは。あんな宮銀のとこで行きどまり、宮村の住宅で行き……、あれを散歩の道路になっとですがね。あんな大きな道路を構えないといけないような道路じゃないですがね。

整備すんなとは言いませんが、効率的な住民のため本当にどういう道路をつくればいいのかということを、専門家ですよ。役場職員の方ばっかりじゃなくて。本当に道路行政に詳しい専門家

を入れて分析していって、その大事か大事じゃないかということを早急に出して、もし大事だったらほかの事業もあると思いますが、やっぱりそれに大事な事業はその都度やっていかないといけないと思いますので、ひとつ十分検討されていただきたいと思っております。

最後になりますが、自治公民館の、先般ちょっと植木の役員の方々とちょっと忘年会をしまして、その中でやっぱり、もう数年前から出ておりましたが、まあいろんな事情があると思いますけどコミュニティーセンターを使用しているのは電気料、水道料、光熱費関係は自己負担、分館を利用していると公費で賄ってくれると。これは、いろんな理由はありますよ。しかし、住民感情、町民感情としておかしいなと、当然思いますよそれは。

だからこれを何か条例に載っているとかちゅうだったらいいですよ。使用料を取らないといかんとかちゅうのが載っているんだといいけど、コミュニティーセンターのその設置条例の中にはそういうことは一つもなくて、何を根拠にして、その住民が納得してないから我々にかなり強く言われましたよ。

だからそれで、ほかの６つの、６つありますよね自治公民館が、いやコミュニティーセンターというのは、勝岡とか、三原とか、そして稗田、そしてどこですかね東植木、して中原、もう１カ所あると思いますが。とにかく６つあると思います。

その６つの、今まで払っていたから払っているだけで、やっぱり疑問を感じるんですこれはおかしいと。素朴な疑問ですよ。こっちは出してこっちは公費で賄うと。そらああっちをつこたがましやがね。使いたいけど、遠方になるから使えないというような状況ですね。

そこへんを、やっぱりこれは住民の声として私は伝えるんですよ。町民目線の政治と、町民目線の町政というんだったら、もっと前向きな私は回答があっていいと思うんですよ。何とかしてやろうと、法的な、何か条例的なその根拠があるんですか、町民の方々にこうだと言えば、それは我々にも苦情はないはずですよ。いかがですか。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今言われるとおり、コミュニティーセンターが６カ所ございます。またそれ以外にも集落センターとかいろんな補助事業等で施設をつくった関係がございますので、まあ、そういうふうな施設があります。そういうところは、地元のほうの維持管理の負担ということに今はなっているところです。

先ほどお話しましたけれども、地区分館それとまた児童館、それはそれぞれの施設に目的がございますので、そちらのほうが主体として施設を維持管理するということですから、町が維持管理の主体になりますので、その費用は町が負担しているということになるわけなんですが、コミュニティーセンターは地元が主体的に使うということで、町が建設はしましたけれども、地元の館というような管理運営をしておりますので、維持管理については地元というふうなことになっ

ているところでございます。

まあ、この負担につきましては、今言われるように自治公民館の中でもいろいろと議論があるようでございますので、そのあたりはやはり自治公民館連絡協議会がございますので、自公連が、その方々も含めながら検討すべきじゃないかなというふうに考えています。

植木のほうを使う西植木のコミュニティーセンターはあるわけなんですが、それをつくるときに、西植木のほうも児童館がございますので、児童館ではどうかというお話もあったところですね、要するに児童館を使うことになれば町が持ちますので、そういうふうな形での児童館活用はどうだったのかと、しかし地元として、やはり自由に使える施設が必要だというような経緯等があって、このコミュニティーセンターとしてつくったんじゃないかなというふうに思います。

ですから、いろいろと使用の仕方によって、この維持管理の負担金について問題があれば、問題があるというご指摘でございますので、そのあたりは先ほど言ったようなやり方で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　なぜ私が公平性を出せというのかと言うと、やっぱり歴史があるんですよ、自治公民館制度を導入したのは行政なんですよ。行政主導だったんですよ。

住民から本来なら自治公民館というのは、自分たちで自治意識でやりたいと、それまで地区公民館やったんですがね、地区公民館制度で、それを我々が自治意識でやりたいから自治公民館制度に直してくださいというとこで、そういう９つの地区公民館長が申し出だったらわかるんですよ。私も植木の説明会に行きました、もう議員をしちょりましたので。行ったら、行政主導の、おかしいなあ、この自治公民館制度を何でその行政が主導せにゃいかんと、いろんな理由を言いましたよそらあ、担当のもう誰かわかりませんけど、大分前ですかね、もう１５年、６年の頃ですから平成、そんときに、何で自治意識もないのに地区公民館制度を自治公民館制度にしないといけないのか、私は反対しましたよ、そんときも。質問もしました。そしたら公費が出ているからそれも削減したいと、自分たちの自治意識でやりたいと、そういう声ならいいけど、だから館もつくらにゃいかんごつなったわけですがね、都城らがそのとき言いましたよ、都城の自治公民館なんかは自分たちで積立金を出して、だから自分たちでつくって自治意識でやっているんですよ。そんときに市は３００万かそのぐらいしか負担していない、１億のをつくろうが１，０００万のをつくろうが３００万のをつくろうが、３００万しか補助金を出さなかったんですよ。それだから自治意識が出て、こう、今、だからそういうので自分たちで主導して、つくって分かれたら、こっちとこっちと差をつけるちゅうのは、それはどう考えても、それは素朴な疑問ではないですか。何とかあの児童館の云々とかわかりますよ、そりゃ、それは皆さん方が自分たちで自治公民館制度に、そりゃああれですよ、ちゃんとした面倒を見ないといけないんじゃないですか。いか

がですか。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　おっしゃるように３０の自治公民館の中で、分館、児童館１２自治公民館が使用されていると、残りの１８については地元で管理運営をされているというところで、まあ、以前から若干の自治公民館長さんからそのへんについて不公平じゃないかということは、確かに話はありました。

ただ、自分たちで管理運営されているところは自分たちが自由に使えると、で、そうでない町が負担しているところについては、やっぱり使う段階で申し込みをして、そして使用が制約されるという部分があるというところで、今まで来たところなんですけども、町長が答弁されたように、そういう不公平感があるということは事実ですので、今後自治公民館連絡協議会そちらのほうに話を下ろしまして、そちらのほうで今後のあり方ということについては検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（東村　和往君）　山中君。

○議員（１０番　山中　則夫君）　ぜひですね、不公平感を町民の人たちが感じないような行政運営を強く求めます。

やはり、何回も言うようですけど、もう今、自治公民館も、もうやっぱりお金がないんですよ。だから、やっぱりいい時代だったら、もう加入者も減っていくわけですから、何の魅力もないと全体的に、我々が住んでいる植木ばっかりじゃなくて。そんな中で、経費は自分たちでとなると、また自治公民館の意欲はなくなってくるような感じがしますので、ぜひ公平感を持った、とるなら取る、とらないならとらないと、単純明快に判断できるような、そういう運営をしていってもらいたいと思います。

まあ、とにかくいろんな問題が、積極的に計画されて遂行していってもらいたいと思いますが、なかなか今の回答を見てみたら、聞きますと難しいところもありますが、ただ、私もいつも思っておりますが、スピード感のある検討とか見直しとかちゅうのを、ぜひやってもらいたいと思っております。

もう皆さん方はそれだけのことはできると思います、能力もありますから、あとはスピード感のある行政ですよ。まあ、失礼ですけど、ぐずぐず行政とやるまね行政は絶対に町民のマイナスになりますので、それはもう、皆さん方の有能な知識をもって、ぜひ、ああ今度はやっぱ長かかったどと、いろんな要望でも決断して実行するのが早えどうというような行政運営をしていってもらいたいと思います。

それではこれで、私の質問を終わります。

○議長（東村　和往君）　これより１１時２５分まで本会議を休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位２番、上西さん。

〔４番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（４番　上西　祐子君）　通告に従いまして質問していきます。

今回、町営住宅の使用料のとり過ぎが明るみになり、担当職員の法改正の趣旨や内容に対する十分な理解が不足していたことが誤りの原因だったと、全員協議会の場で説明がありました。

長年見過ごされていた今回の件を、職員の責任だけにしてよいのでしょうか。人間誰しもあやまちはあります。組織として仕事をしている以上、きちっとチェックする人はいるはずです。

毎年のように福祉や税務など、法改正や条例改正が行われていると思います。住民生活に直結するような改定が行われた場合、担当者だけが処理をするのか、どのような事務がなされているのか、今回のようなことが再び繰り返さないために、どのように改善していくのか質問いたします。

あと、２番と３番は質問席から質問いたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　では、ただいまの質問に対して回答いたします。

本町において、町税や使用料、保険料等に関連して毎年のように法改正や条例改正を行っている状況であります。国等の政策や制度の改正に伴って内容も複雑化し、改正の影響も多岐に関連しております。

そのために、それぞれ担当課においては制度改正等の内容を十分理解し、習得していくために説明会や研修等への積極的な参加が必要であり、また改正に伴う電算システムの改修時での改修システムの適合性確認のための詳細な打ち合わせや、抽出作業の徹底をさらに図っていく必要があると考えます。

具体的な取り組みについては、それぞれ担当課長のほうから答弁いたします。先ほどありましたように、この住宅使用料関係、また税の改正そしてまた福祉関係、いろいろ多岐にわたっておりますので、担当課長のほうで説明をさせていただきます。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　都市整備課のほうから、まずお答えいたします。

今回の事案は、当時建設課として町営住宅家賃算定が国のマニュアルどおりでなかったということを、約１３年間気づかずに認容していたものでございますが、専門分野でない職員は多忙な職務に追われまして、係の担当のチェックは信頼のもとで決裁してしまったという経緯がございます。このことで、多くの関係者並びに町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしました事は、チェック機能の充実が足りなかったというふうに考えております。

このため、今回の反省に立ちまして、二度とこのようなことが起こらないように、再発防止のため担当職員の、町長も答弁しましたように研修会等の積極的な参加や、ほかの自治体等への調査などを含めまして、今後十分に二度とこういう間違いが起きないように、精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えています。

本当に申し訳ございませんでした。

○議長（東村　和往君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　税務関係におきましては、この日数が発生するところのチェックとしまして、２つほど大きく分けるとあるのかなあというふうに思います。

１点は、条例の改正が正しくなされたかどうかという点でございます。もう１点は、税の条例が正しく改正されたとしても、実際の申告が正しくなされる申告、あるいは申告に基づく課税でございますけれども、これが正しくされているかという点が大きな２点でございます。

まず、税の改正でございますけども、これは毎年行われているところでありますけれども、改正事務にあたりましては国・県の指導のもと、準則の提供によりまして改正を実施しているところでございます。また、改正にあたりましては、できるだけ提供されました準則に沿う形で実施しまして、条例でのミスを少なくしているという点もあるとこでございます。

それから、次は税条例に基づきます申告賦課の段階でのミス防止でございますけれども、これはいろいろ実施しているところでございますが、まず１つは制度改正に伴う県の説明会がございます。これの参加を必ずしているということでございます。それから制度改正に伴う研修の充実ということでございます。

それから、初任者研修というのが夏と秋にございますが、これも必ず２回ほどありますが参加しているとこでございます。それから、係内での研修というものも実施しております。係内が集まって、今回の改正はこうこうだから、こうですよということでの打ち合わせになりますが、研修を年に４回実施しているとこでございます。

それから、所得税の研修、これは税務署が中心になりますけれども、年２回実施されているとこでございます。それから所得税の申告研修というのがありまして、これは町民税の係だけではなくて、税務課全体で参加しているとこでございます。これは年１回でございます。まあ、こういった研修にしましてですねできるだけミスを防ごうとしているとこでございます。

それから、申告につきましては、まず１点は、コンピューターによるチェック、それから手計算によるチェックこの両方で実施しているところでございます。町民の方から申告がありますと、申告の用紙でありますので、その申告の用紙が正しく計算されているかということの手計算をやります。で、それに基づく数値をコンピューターに入力いたしますが、その出た答えが手計算のと合っているかどうかということのチェックをしているとこでございます。

まあ、これらによりまして課税ミスの防止に努めているところでありますけれども、税制度の複雑さから、町民の方の申告そのものが間違っている場合もございまして、今後においては、ますますこのチェック体制を充実していくことが求められているかなというふうに思っているとこでございます。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　基本的には町長の答弁のとおりでございますが、法改正等につきましては国・県からの情報提供をもとに、課または係内でチェックし、条例改正の必要性等を協議し対処しているところでございます。

また、県等におきまして法改正、制度改正の説明会、研修会が開催される場合は、できるだけ複数で出席するように心がけております。

それから、保育料、介護保険の算定につきましては、所得状況を基本に係内で確認しながら、電算システムで処理しているわけなんですけれども、先ほど税務財政課長からもありましたけれども検査は多いんですけれども、まあ、抜き打ち的に紙ベースで試算を心がけております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　環境水道課におきましては、上水道と下水道と農業集落排水事業の料金を算定しておりますけども、これにつきましては管工事組合の３名の方がハンディターミナル機という機器を持って検針をされます。それをまず役場に持ってこられましてそれをコンピューターに移し込むと、それからはもう料金ソフトの計算によりまして計算がされるということになりますので、先ほど税務財政課長、福祉課長からもありましたとおり、数人を抽出いたしまして、手計算による計算をチェックを入れていくべきだというふうに、今回思ったところでございまして、今回もそれをやりましたけども、違算はなかったということでご報告をさせていただきます。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　総務企画課のほうとしましては、電算関係の処理、これについてご説明をしたいと思います。

制度改正等現下で制度改正がございまして、料金算定等が変わってくるということになりますと、当然電算でのそのシステムの改修というのが必要になってまいります。それをする際に、必ず現下と打ち合わせをしながらチェックをしているという状況でございます。

まず１つ目には、量、数量の確認ということを考えております。まず対象者の数がおおむねあっているかどうか、対象外となる条件のものが含まれていないかどうか、といったことの確認。これは、例えば特徴的な条件の対象者、例えば所得制限があれば所得制限を境とした所得制限内、所得制限外、あるいは限度額等が設定されとればその限度額の内外、それから年齢等の内外といったようなところを、確かにそれが対象者としてなっているかどうかということをチェックをいたします。

それから、計算の結果の確認ですが、これについては、ある一定割合を抽出して、先ほどございましたが手計算の結果として比較確認をすると。そのときもこの先ほど言いました特徴的な条件の対象者についてないかどうか、そういったことを特に確認をしているということでございます。

それから、最終的には今度は印刷物を打ち出しますのでそれの確認ということで、印刷の項目の過不足がないか、文言に誤りがないかそういったことを確認して印字の位置、あるいは外字の問題などを確認しながらやっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　各課から詳しい説明を受けたんですが、やはり今まで、今度の場合は都市整備の住宅関係だったんですが、やはりその後もこの前の説明では、なんかチェックするときに激変緩和での取り違いがあったとかいうふうなことも言われたんですが、とにかく普通会計監査というのがありますよね、お金の扱う場合は会計監査というのがあります。そのように条例というのは、税なんかは毎年のように変わるわけですが、そういう会計監査みたいな、毎年のように誰か特定の人がチェックする、そしてオーケーだというふうな形での事務作業はないのかどうか、機関としてつくられていないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　第三者機関でのチェック機能はないかというご質問でございますけれども、先ほど各課のほうで説明いたしましたけれども、内部的なチェックと、そういう重複的なチェック等はこれからも実施していかなければならないわけなんですけれども、第３者となりますと、今議会のほうにございます監査、そちらのほうしか今のところない状況でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　都城当たりになると、やっぱりそういう法律関係の人が１人いて、そういうチェックもされているというふうなことを聞いたんですが、とにかく今回のことを私個人の意見として言わせてもらえば、その住宅料なんかは地方分権によって、その地方、地方でやっていって徴収するのが普通だなあと、私たち個人の感想としては思うんですが、だけど今、法治国家として、そういう国のほうが法律どおりに細かいところまで縛ってやって来たというふうなことからすれば、やはり法令遵守をするのが仕方がないのかなというふうに思うわけですね。で、まあ、そういうふうなことで１０年以上も見過ごされてきたというふうな形で、町民の方からはやっぱり責任問題はどうなるのかというふうなことも言われるわけですね。

まあ、還付金が８１３万7，８００円とおっしゃいましたよね、で、取り過ぎの場合はそれはもう町民に返すのが当たり前なんですが、還付金、それから事務料、それからそのための時間外そういうふうなことを考えた場合、莫大な１，０００万ぐらいの余分なお金がかかるんじゃないかなというふうに思うわけですね、そのあたりどういうふうに町長はお考えになっていらっしゃるのか、まあ、責任問題含めて、ただ謝って、もうそのままきちっと処理をすればいいのかどうか、そういうふうなところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この責任問題につきましては、今現在のところ職員につきましては懲戒委員会というところで検討をしているところでございます。そのあたりを踏まえて、町長の責任というふうについても結論を出して、また議会のほうにお話をさせていただきたいと思ってます。

たくさんの、今言われましたように、還付額以外の部分が結構出てきますので、そのあたりのところは十分精査してまた報告させていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　個人の責任ももちろんあるんでしょうけど、やはりチェックが、まあ、この役場の仕事というのは組織でしているわけですから、そこらへんがやはり、みんなもっと緊張感を持って、そして研修とか説明とかそういうふうなことで、先ほど詳しい説明がありましたけど国・県とかによる説明会でする場合に、本当に各課が２人体制で説明会に行っているのか、そしてその研修してきたものを税務課は、もう一番厳しいから課全体で情報を共有されてるって言われてましたが、ほかのところは、そういう２人体制で説明会に出張していくのか。それから、課全体で、その情報共有がなされてるのか、そのところをもう１回お尋ねいたします。全部の、この庁舎内がですね。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。（発言する者あり）福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　研修につきましては、先ほど答弁しましたとおり、複数で、できる限りという言葉を使いましたけれども、係長と担当、補佐と担当みたいな形で出席するようにし

ております。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　ちょっと福祉以外の人に聞いた場合に、１人で出張させられると、その行革で、経費節減と、節約ということで言われると。そういった場合に、やはり個人個人ではミスを犯しがちだから、そういう大事な説明会とかそういうふうなものは、きちっと２人体制で行って、そしてその報告、課全体で情報共有をするというふうなことを徹底しないと、何もかんも行革、行革で、その出張とか説明会とかいうふうなのも１人だとやはり聞き漏らしたりするわけですから、後で大きなミスを犯すっていうふうなことに、今からもなりかねないわけです。そして、私、今度一番心配したのは、保険料とか税金とか、そういうふうなのが年々高くなって、来年、納付書を見た場合に、これあんまり高すぎると。これ間違いじゃないかと。税務課なりに尋ねてくる人が多くなるんじゃないかなと。信用問題です。町は、前もミスしたじゃないかと。そういうふうなことが増えると、また余分な事務量が増えたり、応対が増えたりして大変なことになるわけです。もう、１回信用を落としてしまうと、そういうふうなことになりかねないわけですので、もうこういうミスは絶対にしないというふうな、そういう体制をみんなが自覚するっていうふうな、そういう教育とか、そういう研修とかいうふうなことは、されたわけですか。今回の後、この今回の件が明るみに出て、庁舎内で、そういうことは職員全体に説明はなされたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（東村　和往君）　総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊　知昌君）　これは、まず、課長会議において話をいたしております。こういう問題が起こったということでです。課長からそれぞれ職員のところには連絡をするということで行っております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　やはり町長が、全体職員に向けて今回のミスは大きいミスですので、やっぱり職員の自覚向上、一人一人の向上を促すためにもきちっとしていくべきじゃなかったかなというふうに私は考えます。この質問はこれで終わりますが。

次、２番目の児童館のことに関してお伺いいたします。

本町の児童館は、県内で人口比では一番多くあって、小学低学年の児童を持つ両親から喜ばれておりますが、ただ、ほとんどが昭和４０年代から５０年代前半に建築されたもので老朽化が著しく、トイレも水洗化されていないところもあります。

また、少子化が進んでいる地域と新興住宅の多い西小校区では、利用者のアンバランスが生じております。特に、西小校区の今市児童館は、建物も古く、利用する児童数も１００名を越え、

待機児童も多いと聞いています。昨年、稗田地区に児童館ができる計画があったのに、その計画も立ち消えになって、稗田の子供たちも不便を強いられております。西小校区の児童は、平成２２年度で三股小校区の１．５倍です。児童館数は、三股小校区５カ所、西小校区２カ所です。このような状態をいつまで続けるのか。放課後児童クラブ事業について、これからの対策やあり方などを質問いたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほどの件で、職員への周知ということがありましたので、若干私のほうでも補足さしていただきたいと思います。

私、１１月４日に職員をみんな集めまして、午前と午後ですけれども。その中でも住宅料云々と言いませんでしたけれども、まだ公表してませんでしたので、その中にいかに緊張感を持って法令順守していくかというのを、約１時間ちょっとわたりまして、２回にわたりまして、話はさしていただきました。そして、また課長会議でも二度とこういうことがないように、各課、再度見直してくれと、それぞれのチェック機能働かしてくれという話をさしていただきましたし、また朝礼等でも話をしました。そういう意味で、やはり今回のことは、大変大きな事務ミスでございますので、やはりこれからの、二度と起きないような職員への周知や、またまたさしていただきたいと、やっていきたいというふうに考えてます。

では、ただいまの、この西小校区の児童館建設はどうなのかと。待機児童対策などを伺うということでございますので、回答させていただきます。

現在、三股西小校区では、今市と植木の２カ所の児童館において、放課後児童クラブ事業などに取り組んでいますが、共働き家庭の増加等により放課後児童クラブの登録者が増える傾向にあるところです。放課後児童クラブの定員は、国のガイドラインにより児童１人当たりの生活スペースを１．６５平米以上、１クラブの規模を７０名に制限しており、このことから、今市児童館ではここ数年待機児童が発生している状況にあります。現在、今市児童館の待機児童対策としては、まず、東原及び新馬場児童館への一時登録をお願いし、今市児童館の利用状況を見ながら随時今市児童館への登録利用に変更しているところであります。このような状況を踏まえ、町では事業の円滑な推進を図るため、校区単位での適正な児童施設の配置・整備を検討しているところでありますが、県は財政的に厳しいとの理由から、施設の新設・改築等に対して一切補助をしていない状況であります。このことから、今後も継続して施設整備補助を県へ要望していくとともに、新たな財源の確保に努め、できる限り早い時期に適正な児童施設の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えています。稗田地区のこの児童施設の整備につきましては、放課後児童対策と絡めて検討はいたしたところでございますけれども、有力な補助事業等、今のところ見当たらないということで、今後とも、先ほど言いました施設整備の補助を県へ要望しながら取り組

んでいきたいというふうに考えています。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　三股町は、先人がやっぱり偉かったんじゃないかなと思うんです。今、４０年前からこの児童館をつくって、そしてここに児童館運営委員会設置要綱というのがありますが、昭和４７年ですね、「児童の健全な育成及び健康増進と情操を豊かにするため」って書いてあるんです。それで、日南あたりの市会議員なんかからも、「三股は、子育てに力を入れて、ほんといいね」とかいうふうに言われるんですが、そこは、ほんとに今までの町政が子育て支援っていうふうなことに力を置いてこられた結果だなと思うんですが。やはり施設ちゅうのは、年々老朽化していきますし、今市と、私、植木を見に行ったんですが、余りにも、４０年前の施設ですので、古いのと、それと寒いのに一つも暖房設備もない。で、床は全部、何にもひいてないから冷たいんです。そこで、何時間かを過ごすっていうのを考えたときに、ただ、悪くいえば、小屋に子供を、っていうふうな感じになるんじゃないかなというふうに思ったわけです。だから、児童厚生員のところにも、もちろん暖房器具も何にもなかったんですが、そういうふうなことを考えたときに、本当に子供たちを健康増進とか情操を豊かにするとか健全育成活動を行う組織としてやっていく、そこのあたりの原点をもう一回見直して、町長の言う子育て支援を少しずつでも応援する。ただ、館だけを建てるんじゃなくて、今あるのを、どう補助、整備していくのかも考えてもいいのじゃないかなというふうに思ったわけですが。その町長の言う子育て支援、そのあたり、１回、町長は、そういう実態を、保育所とか児童館とか含めて、全部見学されたのかどうかお伺いいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　施設については、役場の職員時代からいろいろと見さしていただいております。ほとんどの施設は、承知しているつもりでございます。

　児童館につきましては、施設整備関係で県の補助をもらってトイレとか水回りを一部改修したという部分もございます。そういう形での整備はしてるわけなんですが、今言われているように、放課後児童対策との兼務みたいな形での活用の仕方もしてますので、そしてそれとともに、これからの施設の配置のあり方、これも今検討しておりますので、それと含めて、この施設のいろいろと不自由な点があれば、また検討さしていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　放課後児童クラブで、子供たちが１０何名しかいないところもありますよね。２０名定員のところで、１０名以下とか。そのあたりを、それから五、六人とか。そういう、ほんとに、何とかアンバランスを生じているところを、先生たち、移動したりしながらするとか、それから学校の空き教室を使うとか。稗田あたりでは、コミュニティーセンターを

改修して使ってもらうと電気代がいらなくなるんだがなちゅう公民館長の話もあったりしたわけで。何か、そういう早急に、県の補助がとか国の補助とか出るよりも、そのあたりもっとスピーディーに、子供はもう待ってくれないわけですから、できないのかどうか。スピードある施策を。稗田は、昨年建てるっていうふうなことも言ってあったのが、もうだめになったわけで。どうなんですか。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　まず、役場内での協議は、もう２年ぐらいですか、やっておりますし、そして先ほど言われた児童館の運営委員会、これも、今年度３回ほど開催いたしまして、町民の代表の方のご意見を、今聞いたところでございます。

今後は、利用者の方々に、まず納得していただかなければ、先ほども意見ありましたけれども、あちらのほうも両者の方々の反対に最終的にはなったということで、やはり慎重にしていくためには、両者の方々の意見を十分聞き取った上で、最終的な決断をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

うちのほうといたしましても、先ほどから町長の答弁にもありましたけれども、十分検討をして、できれば補助事業を使いながらやっていきたいと。その中には、おっしゃられたように学校の余裕教室も検討していきたいですし、今児童館以外の建物についても、その候補として挙げていきたいというふうには考えております。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　今、西小校区は、まだまだ住宅が、今、特に稗田、植木あたり貸家も建ってるわけです。だから、子供が減るどころか増えてく情勢だし、そういう点を考えた場合に、何とか来年度あたり、今市なんかもう１００名近く来ると、７０名定員なんですが。そういうふうなところを何とかできないのか。ほんとにスピーディーなやり方で、来年度あたりできないのか。町長のお考えをもう１回お伺いいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　スピーディーと言われますけれども、要するには、やはり保護者の方々の理解を含めて、十分説明した中での、どういうふうな立地の仕方がいいのか、運営の仕方がいいのか十分説明をしないと、以前ありましたように植木の問題みたいな形で、非常に住民との、行政との混乱を招くようなことはいけませんので、やはりそのあたりはきちっと説明しながら、どういう形がいいのか。今、福祉課長が回答しましたけれども、一応町のほうの方向性というのが大体見えてきて、そしてまた今説明等もしてるということでございますので、そのあたりを踏まえて今後どうあるべきか。先ほどから言ってますように、やっぱり町単独で箱物をつくるとなると、相当な財政負担になっていくという部分もございます。それとともに、まだほかの大型事

業等もございますので、そのあたりを見て、町の財政のあり方を含めて検討さしていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　何年か前に、合併問題が起こったときに、若いお母さんたちが、「三股は、児童館が多いから合併してほしくない」と。「だから、三股に住みたいんだ」と。やはりこういうことを売りに出して、都城あたりの人たちに、「家をつくるんだったら三股だよ」というふうなことにもつながるんです。子育て支援に力を入れている、福祉に力を入れているというふうなことを考えたときに。だから、やっぱりそういう面で、今企業誘致もなかなかですし。だから、どこでそういう三股の人口増を図るかって言った場合に、そういうこともやっぱり考えて。ただ、児童館っていうのは、そんなに億っていう金がかかるわけではないわけですから、そういう点を含めて早急に実施を図っていただきたいと要望しときます。

次、３番目に移ります。

今年の夏は、全国的な異常気象によって非常に暑い日が続きました。また、今の学校は２学期が１週間早く始まるようになり、暑さの中で勉強する時間は長くなっております。学校現場においては、授業への対応や熱中症対策に追われた状況だったと聞いております。このような気象状況が続くと、今後も児童生徒の健康保持や授業への対応にも苦慮することになります。１日の大半を過ごす児童生徒の健康保持と教育環境の向上を考えるとき、行政としてもエアコン設置などを検討してもよいのではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、今現時点での暑さ対策はどのような工夫がなされているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　では、回答いたします。

学習指導要領の改訂に伴う授業時間不足に対応するため、本年度初めて教育課程を見直して夏季休業期間を短縮、すなわち夏休みが短くなった結果、子供たちが暑い夏の時期に学校で過ごす時間が多くなっているところであります。この教育課程の見直しは、本年度は試行でしたが、来年度からは本格実施になりますので近年の平均気温の上昇等も踏まえると、児童生徒の健康面への配慮と学習環境の改善を図る必要があると考えております。

そこで、各教室の天井に扇風機を設置して教室内部の暑さを和らげることはできないか、現在検討している最中であります。

これにつきましては、今度、また皆様方にお知らせしたいというふうに考えてますが、今度、国の臨時補正がございました。そちらを踏まえて、これについては、早急に取り組みたいと。一応クーラーのほうの設置になりますと、扇風機には比較にならないほどの膨大な事業費がかかり

ますし、光熱費等の維持等も毎年多額の予算が必要となるということで、クーラーについては、将来の課題ということで、当面、この扇風機設置を全教室に設置しようということで考えています。

以上です。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　それでは、私のほうで、この暑さ対策等について今検討していることをお答えしたいと思いますが。

実は、教育課程がこのようになりました。学習指導要領というのは、１０年に１回見直しされてると。それで、いよいよ来年度が、小学校は完全に実施されます。今年が試行の段階に入っております。今年、１週間早めて授業をやりました。その中で体育大会もやったし運動会等もやってきましたので、そこは十分検討しないといけないというふうに私も思っておりますし、この前もそういう検討会を立ち上げて検討しておりまして、今年より早くなることは、もちろんありません。遅くなるほうで検討しておりますので、９月１日ということにならないかもしれませんが、８月の終わりごろからというようなことになろうかと思います。それと、体育大会、運動会も早いですから、もう少し遅く、もっと熱中症対策も必要ですから、そういうことも。小学校の運動会もそうです。そういうことは、十分話をして今後進めたいと思いますので、このことは大事なところですので。あと、扇風機のことは町長が答えたとおりです。

よろしくお願いします。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　今、三股中学校は、扇風機が２台ついてます。真ん中に小さいのが。それで、私もちょっと中学校の教室見させていただいたんですが、後ろの席は届かない位置があるんです。で、あんまり大きなのをすると、今度は用紙が飛んだりして大変だなというふうなことを言われてました。

暑さ対策として、南側に防鳥ネットを取りつけてもらえないかと。私が言うのは、本当はクーラーのことなんですが、とりあえず、防鳥ネットを教室に張って、そこにゴーヤとか植えてグリーンカーテンを、緑のネット、そういうふうなのをしてもらえないかと。それと、中庭に芝生を、ちょこっと芝生を植えただけでも、今年は少しは効果があったと。だから、校舎と校舎の中庭に、そういう温度を下げるような効果のある緑のものをしてほしいというふうなことも言われたんです。だから、そういう点で、クーラー設置っていうのは、いっぺんにはできないわけで、その間そういうふうなことをできないのかどうか。予算化できないのか。やはり、子供たちは、６月の後半から７月２０日まで、８月の後半、とにかく９月いっぱい暑いわけで、４カ月近く暑いわけで、そのあたりもっと教育環境に配慮していただけないかなというふうに思うんですが、

そのあたりの実施計画とかいうふうなのは考えていらっしゃいませんか。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　今、お話にあったように、中学校の普通教室棟と特別教室棟の間、東側の約半分、そこは、確かに今芝を植えているというところで。夏の暑さ対策ということでは、まあ効果が出てるということでは、確かに聞いております。それと、あと今度、窓を覆うような感じの部分もありましたけれども、来年度早急にっということではなくて、県内、また全国のそういうことを実施しているところの、そういうデータ等も踏まえながら今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（東村　和往君）　上西さん。

○議員（４番　上西　祐子君）　今、クーラー設置は、もうちょっと今のところ難しいっていうふうに言われて、教室が、小学校だけで７３、中学校が２６、両方合わして約１００教室ぐらいなんです。それで、徐々にでも、やっぱり先々教育環境を整えるっていう意味からも、やっぱり計画的に、何とかできないのか。そのあたりも町長の頭の中に入れて、していってほしいなというふうなことがあるわけです。２７度が適温だと、だけど今３０度を超えてると。

それと、三股中学校の場合は、改修が行われた後、窓が高くなって風通しが悪くなったというふうなことを言われたわけです。だから、ほんとに暑いわけで、先生方の話によると「クーラーが設置されると夏の補習もできるんだが」というふうな「学力向上にもなるんだが」っていうふうなこともおっしゃってましたので、ぜひそのあたりを含めて考えていただきたいのと、早急には、さっき町長がおっしゃったように、まだ小学校は扇風機はついてません。だから、扇風機の設置を１日も早くしていただきたいのと、中学校もちょっと小さいんです。中学校についてる扇風機ちゅうのは。そのあたり、ほんとに子供たちが少しでもいい環境で勉強ができるのかどうか含めて、十分に検討していってほしいと思うんですが、もう１回町長のお考えをお聞かせください。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　クーラーの設置については、将来の課題ということで回答さしていただきました。子供たちの、やはり教育環境をよくしていくということは大事でございますので、これについては、長いスパンでちょっと検討さしていただきたいなと。といいますのも、やはりこの太陽光発電、これ関係との絡みもいろいろとあるんじゃないかなと。学校関係とか公共施設等に、そういう設置関係を、国が強力にバックアップするというふうな形になれば、それとあわした形での取り組みっていうのもできますし、そういう意味合いでもちょっと時間がいただきたいなと思います。

それで、この扇風機関係は、早急に、やはり、今年は特に暑かったわけなんですけど、来年、

気候どうなるかわかりませんけれども、やはり必要な事業だということで取り組んでいきたいと思います。

○議員（４番　上西　祐子君）　以上で終わります。

○議長（東村　和往君）　これより１時３０分まで本会議を休憩します。

午後０時16分休憩

午後１時30分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位３番、黒木君。

〔１１番　黒木　孝光君　登壇〕

○議員（１１番　黒木　孝光君）　私が通告しております２つの事項についてそれぞれ伺います。

まず、「くいまーる」の長田地区の運行路線についてでございます。

現在運行される場所のうち、１日、２ないし３回仮屋―内ノ木場線を経由する路線を運行していただきたい旨についてでございます。このことについては、今年８月１０日の日付で仮屋自治公民館より長田地区公民館連協役員、仮屋の公民館役員及び各民主団体役員の確認印添付の上、全世帯の署名を添えて要望書が町長あてに出されていると思います。

要望の概要は、高齢化が進む農村において、特に高齢者やひとり暮らしの人には交通手段がない人もあり、現在病院への通院や買い物等、日常の暮らしの中で不便を感じられておられるようです。仮屋の人口は、今年９月６日現在２６１名、高齢化率３１％。添付されている名簿から、全世帯７０世帯ある中で、二人暮らし以下が５０世帯、そのうちひとり暮らしが２０世帯、うち一人世帯の車のある世帯が、交通手段の確保のできる人が１０世帯、車もなく、交通手段のない人が１０世帯となっています。そのことから、くいまーるの運行に期待されているところです。要望の路線運行について、どう検討されているか、また見通しについて伺います。

次に、２項目目の過疎対策については、本年３月１９日の一般質問に対する前桑畑町長の答弁で、「過疎の解消には行政だけでなく、地域が危機感を持ち何とかしなければといった盛り上がりが必要であると考える。今後、長田地区住民の意向調査や意見交換の実施を行う必要があり、また第５次三股町総合計画策定に係る町民アンケートの結果等なども参考にしていきたい」とありました。その後、努力された結果だと思いますが、目標を、「新しい長田へ、村おこし」とされ、去る８月２８日、長田地区過疎対策協議会が、町内、地区内の４つの自治公民館、親子会、さんさんクラブ等の民主団体、個人有志など２０名ほどの組織が設立、発足したところであります。私としても、心強く思っているところです。この協議会は、村おこしを目標に５つの課題目

標を掲げ、それぞれ計画されています。

事業計画では、１として広報活動、２として宅地造成などの住宅関係、３として県道３３号の歩道整備や、くいまーるの利用促進など交通関係。４として長田米のブランド化や特産品の育成、販売などの農業関係、５として長田地区公園整備拡充や椎八重公園の活用、柳岳登山道の整備などの観光資源関係と、幅広く長田地区の課題として取り組むことが確認されたと伺っております。

今年度、当面の課題として、協議会計画の広報活動を中心に、２番目として宅地造成の町当局への要請活動が挙げられています。町長も、この要望については、町長就任前に直接要望書を手渡されてお願いがあったと思いますが、その後検討されているとは思いますが、その経過なり考え方を伺いたい。

②の綾町の民間家賃補助制度については、調査検討されたかを伺います。

以上申し上げまして、あとは質問席より行います。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　では、ただいまの黒木議員の質問に対して回答いたします。

まず、くいまーるの運行路線についてでございます。

仮屋自治公民館より今年の８月に、くいまーる仮屋―内ノ木場線の開設要望書が提出され、検討を進めているところであります。公共交通の路線開設に当たっては、利用者の利便性はもとより安全性や公平性が強く求められているところであり、あわせて経済性も含めて慎重に進める必要があります。本町では、公平性を期するため、圏内３地域、長田地区、蓼池地区、宮村地区と町中心部を結ぶ３路線を、安全性を確保するため幹線道路を利用して開設しているところであります。したがいまして、幹線道路から離れたところにお住まいの高齢者の方々からは、自宅前の道路を通してほしいとの多くの要望がバス事務所に寄せられているところです。このような状況の中、新たな路線を開設するには、一定のルールづくりや地域との協力体制づくりが不可欠であると考えております。

仮屋地区の関係者の方には、要望の際に、新たな路線を開設する手順等につきましてお話をさしていただきました。まず、地域の方々と十分な協議を行い、新規路線の計画案を作成し、次に土木事務所や警察署との協議により安全性の確認を行い、最終的な計画書を作成します。次に、国、県、民間の交通会社などで構成する地域公共交通会議を開催し、関係機関との意見調整、合意形成を図ります。その合意を得て、ようやく運輸局に対して許可申請をし、新規路線の認可を受けた後、さらに計画案に必要な経費を予算計上し、バス停の製作や時刻表の改正、住民への広報など運行に必要な手続、事務処理を進めます。

平成２１年の時刻表改正時でも、約１年程度の準備期間を要しています。また、新規路線の運

行に関しましては、宮崎交通との結束を考慮しなければならないことから宮崎交通のダイヤ改正――ダイヤ改正は４月と１０月でございますけれども――とあわせて行う必要がありますので、運行開始時期については、平成２３年度の１０月のダイヤ改正時期での運行を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

この件につきましては、就任当初、私も地元から直接お話もございましたので、これにつきましては、早急にできるように、準備を進めるように担当課のほうには話をさしていただいておるところでございます。

次に、過疎対策についてでございます。

①でございますが、長田地区の過疎対策については、簡易水道事業、地域ケーブルテレビ施設整備事業、道路整備等のインフラ整備やコミュニティーバスの運行、過疎定住奨励金の実施などの過疎対策事業に取り組んでまいりましたが、なかなか少子高齢化、過疎化といった流れを変えることはできておりません。

平成２１年９月、平成２２年３月に議員からこの問題につきまして一般質問を受けたところでありますが、長田地区においては、地域の実情や地理的要件もあり抜本的な過疎対策がないのが現状でありまして、町としましては、地元長田地区の住民の方々の意向を把握し、解決策を一緒になって検討していくために、平成２２年度から長田地区との協議会を開催していくことといたしております。

年度初めの時点では、長田地区においては、過疎対策に向けた地元協議会はなかったところでございますけれども、先ほど議員から言われましたように平成２２年８月に自治公民館長さんを初めＰＴＡ役員、学校、各種団体の役員等で構成する長田地区過疎対策協議会が設立されました。この協議会では、長田地区の過疎化を食いとめ、長田小学校の存続及び地域の発展を図る目的で、地区内の住宅や交通、農業、観光分野等の諸問題について総合的に取り組んでいくこととしております。この長田地区対策協議会のほうから、直接私のほうには要望という形じゃなかったところです。要望があったのは、先ほどの、くいまーるの件でございます。

具体的には、先ほど議員が言われたように、５つの項目についてそれぞれ地元の課題への自主的な取り組みを掲げておりまして、地元協議会と今後とも連携をとりまして、課題解決に取り組んでいきたいというふうに考えています。

次に、綾町の民間家賃補助制度についてでありますけれども、これについては、現地視察は行っておりませんけれども、資料の提供と聞き取りによって調査をいたしております。

この補助制度は、綾町若者定住促進住宅料補助要綱に基づいて事業が推進されています。町内に若者が定住し、親子世代の快適な生活の維持、町内産業の振興、自治公民館活動の充実を図ることを目的として、結婚直後、また就学前の子供も養育する家庭で民間アパート、貸家に居住さ

れる方の住宅料を補助するものであります。補助額は２万円を限度として、町内の自治公民館加入者を対象に最長６年間補助するものであります。対象地域は、町内の民間貸家のある全域が対象ですが、町の中心地やその周辺での貸家がほとんどで、遠隔した過疎地域での活用はないとのことでございます。

事業の実績については、平成２１年度で定住状況が５３世帯、人口にして１７５人、うち町外からの転入２０世帯、補助事業費は約７２０万円となっております。平成２２年度は、対象世帯が６９世帯、うち町外からの転入は３５世帯で、事業見込額が約１，２５０万円となっており、年々増加傾向にあります。対象世帯は、町内や隣の国富町の工場など比較的近隣の勤務地で就業されているようです。

本町に置きかえて検討いたしますと、本町においては、都城に隣接する西部に人口が集中型の傾向にあり、東部や南東部の山間地域は過疎が進み、また中央部においては、少子高齢化による空洞化も進んでおります。このような状況のもとで、民間貸家や空き家を活用した政策は、中央部やその周辺の空洞化対策としては有効ではないかと考えます。都城市内への通勤に遠い長田地区のような地理的な状況では、別な対策を検討する必要があるのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（東村　和往君）　黒木君。

○議員（１１番　黒木　孝光君）　１番目の答弁の内容で、いろいろの準備期間が、いろんな立場であるということで、１年を要するというようなことで、２３年１０月ダイヤ改正の折に路線を開設したいというふうに受け取ってもよろしいんですか。

先般、報告されました平成２１年度のバスコース別乗車実績を見ますと、２１年度で、全体で１万６，５４１人に対して、長田―梶山コースは６１．８％の１万２１９人が利用しています。内容を見ると通学支援が５１％、生活支援が４６％と、多くの方がバス利用をしています。要望の路線は、５地区分館下から、先ほど詳しくはございませんでしたが、牧野支部を経由、内ノ木場から長原を経由して大野運動広場前を通って県道３３号線。要望書にも書いてあったと思いますが、走行距離で４．６キロ、所要時間で、ノンストップで約１８分ということになるようでございます。

木佐貫町長は、９月の町長選立候補に当たり、「私のマニフェスト、私のまちづくり、政策目標」として５つのプロジェクトの具体的内容が詳細に明記されております。その中で３番目の少子高齢化すくすくプロジェクトの中に、「くいまーるの利便性向上」とはっきりと記載されていますが、要望の路線開設については、ぜひ早目に実現するようにお願いしたいなと思います。

また、くいまーる、このたびまあ詳しく見たんですが。くいまーるのいわゆる路線図全コース

の生活支援のコースを見てみると、樺山―宮村路線についても、現在のコースは、樺山地区は、中の町道通って出ていきますが、宮村地区は、宮村小学校下、そして小鷺巣というようなことで、そして大鷺巣ですか。幹線道路が主です。で、やはり寺柱の場合は、ながい集落がありますから、宮村小から左に来て、産業道路を堀の道路に突き当たるところから右折して、そして小鷺巣に入る。小鷺巣に入ったら、石川建設の手前から左に来て奥のほうの採石場までは行きませんが、途中を回って小鷺巣の一番西側の角からまた上ってきて、岩崎商店があった跡ですが、あそこをおりて大鷺巣に入るというよったような配慮が、やはり、年々どこもですけど高齢化が進んだり、ひとり暮らし、いわゆる車の利用が、人を頼めばただじゃ済みません。そういった形がふえてきますから、町長の言う、このくいまーるの利便性の向上というのは、そこらもあるんじゃないかなということを考えておるわけですが。そういったことで、宮村地区からも要望が出ておるということを聞いておりますので、長田とあわせて考えるべきじゃないかなということを路線図を見てつくづく思ったとこでございます。

また、同じく田上―蓼池コースの生活支援コースを見ても、蓼池も幹線道路で、蓼池地区なんかは、三原、前目を含めてですが、三原は通りますけど、蓼池地区もやっぱり広い面積の中で、中のほうに高城、桜木に近い、あそこ堺までとは言いませんけど、福永町議のとこからずっと入って裏を回って町道を出るっていうな配慮があってもいいんじゃないんかな。検討課題かなというふうに、利便性向上という。それと利用者が２０年度からすると２１年度、減っておりますねこの前報告のあったのでは。そういう利用者が減っておるのは何なのかなということがありますが、この中央に町民を運ぶという意味とそういう利便性を、ぜひ町全体を含めて考えてもらったらいいんじゃないかな。特に、長田地区の時刻表改定を行う際に、そこらを決めて、時間がかかると言われますから、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますが、町長、どうでしょうかね、今の私の意見。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　このくいまーるのほうも、まだスタートして、そう日がたってないわけですけれども。今のが、まず幹線道路を中心にしながら、住民の利用状況等把握しながら運行してる状況ですけれども。それで、３路線を運行してますが、それのもっときめ細かな運行形態があるべきじゃないかなというご意見でございますので、十分そういうご意見等も踏まえながら、コミュニティーバスですから地域の足となるような形態で動けるように、そういうふうな利便性が高まるような形での方向性は、十分検討したいなというふうに思います。

どこまでできるか、要するに限られたバスの台数と、それとまた、そういう運転手、人の問題、いろいろございますので、多面的に検討さしていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つが、よく考えるのが、３台動かしておりますので、要するに、北のほう、そ

して南のほう、そして東のほう。また、この路線の接続っていう、要するに、北のほうが、例えば来られましたら、要するに、三股駅で乗り継いで、今度は南のほうに行くと。そのとこの接続の時間帯とか、いろいろと検討しなければならない部分が多々あるんじゃないかなと思いますので、ご意見として聞きながら、そしてまた十分検討させていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　黒木君。

○議員（１１番　黒木　孝光君）　３台にこだわれば、いろいろ無理がある。場合によっちゃあ増車かなという感じもするわけですが。

ちょっと、さっき言い落としましたけど、私も仮屋の役員の方には、うちに見えたとき申し上げたんですが、台風とか大雨、まあ雪が降ることはないんですけど、あの路線は、路上に周囲の樹木とか竹とかそういったものが、こう下がって、ちょっと小型なら大丈夫かもしれませんけど、ちょっとやっぱり心配な面がありましたので、ここはやっぱり町のほうでちゅうんじゃなくて、地区の公民館で協力していただいて、これには即取り組んでいただくちゅうことはお願いしましたが。そこらも考えながら、やはり小型の車じゃないと無理だなという気がいたしますので、あわせて検討していただき、ほかの宮村あるいは蓼池の生活支援コースも、町長が公約されておることですからしっかりとやっぱり考えて、早期にやっぱりやってみる必要があるんじゃないかと思うんです。利用者が増えるか増えないか。やらなければ、意見が出るだけ、要望があるだけだろうと思いますので、その件はお願いしたい。

それから、次に、過疎対策について、町長の答弁で協議会のことは十分知っておられるようでございますし、協議会の活動は、やっぱり地区の盛り上がりは大事ですけど、やっぱり行政の後押しや連携、支援も、金銭的な支援じゃなくて、やっぱり引っ張るところは引っ張っていくと。行政で考えてること、あるいはお願いするといったことも大事だというふうに思いますので、連携を密にして、ひとつ積極的に取り組んで、各活動、それぞれ長田のいろんな課題を活動の目標にされておりますから、村づくりとして、ぜひお願いしたいと思いますが。その点について、過疎対策はなっていますけど、取り上げております５つの、私が先ほど申し上げましたことについては、どう受けとめておられるか。ちょっとその点をもう一回確認したいと思いますが、町長お願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど、この過疎対策協議会で５つの柱を立てられたということでございますが、それぞれ大変重要な問題かなというふうに認識をいたしております。看板設置、そしてまた宅地造成とか県道の歩道整備、またブランド化、またこの観光資源の活用とか、それぞれ長田と密接な関係がございますので、こういうのは、やはり長田だけじゃなくて行政との関連もありますので、十分連携を取りながらやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（東村　和往君）　黒木君。

○議員（１１番　黒木　孝光君）　要望の中で、ちょっと建設課長にも聞いとっていただきたいと思うんですが、やっぱり心配されておるのは、中学校に通う子供たちの歩道整備。一番心配なのが、長田峡の手前の轟木先生のほうに行く橋があります。あそこから長田峡までの間の狭い通り。隣の北郷に行きますと、蜂の巣キャンプ場の手前にトンネルがあって歩道が別になったとこがありますよね。例にああいうことを言われたんですが、あの部分が何か用水路の上に、段上に歩道として生かせないもんかなと。山のほうは高いから非常に難しい。一つ県とのあれで、やはり交通の安全性っていうから、子供たち。まあ子供たちだけじゃありませんけど、そういう方法も一つ記憶しておいていただいて、今後の県との打ち合わせに、ぜひその点はお願いしたいなと、そういうふうに思います。

最後になりますが、綾町の民間家賃補助制度につきましては、どこもですけど、全国で少子高齢化が進んで、各自治体がいろんな方法で我が町の、我が村の人口を増やそうというのが、いろいろな手立てで行われておりますが。やはりその一つで綾町が取り組んだわけですけど、三股町も、こう見てみますと、町長の周辺も、うちの周囲もだと思いますけど、やっぱり空き家が農村部だけとは限らないです。そういうところが三股町でも、皆さんまあ見てみると、「あら、ここはだれも帰ってこん。家がもったいないな」というのは、今後も少しずつでも増えてくる可能性がある。その場合も、綾町も子供の要る若い人を中心に補助するわけですから、調査されたということですから今後の課題として、このこともやはり一つの方法かなというのは、あると思います。そういうことを検討されて、先ほどの回答ではちょっとはっきりしなかったところありましたが、検討はしましたけど、今はするべきじゃないというふうな意見だったですかね。もう１回、１つの点をお願いいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　本町では、ご案内のとおり過密のところ、そして空洞化、そして過疎とありますので、今のところ過疎対策ということで宅地分譲等をですね護持してるわけなんですが、この家賃補助制度、これについては、どういうところに有効な手立てなのかなと考えたときに、今のところ、この過密のところは、その必要性はなかろうと。空洞化が発生してます、先ほど言いました、この周辺関係についてはそれなりの効果があるのかなというふうに思いますけれども、今のところ過疎対策を中心に事業実施してます。そして、今、宅地分譲、まずは宮村地区の成功をさせて、そして次は、また長田地区のほうの、このいろいろ要望がございますので、そういうところを踏まえた後か、その中で検討さしていくべきものかなというように理解してます。

○議長（東村　和往君）　黒木君。

○議員（１１番　黒木　孝光君）　この家賃補助制度は、全町的な問題として、すぐ取り組むんだ

とそういう意味じゃなくて、一つの参考にはなるんじゃないかなということで、お願いして終わります。

○議長（東村　和往君）　発言順位４番、福永君。

〔１番　福永　廣文君　登壇〕

○議員（１番　福永　廣文君）　本日は２０日ということで、口蹄疫が発生した日を一応忘れないということで、県内一斉消毒の日ということで、私も消毒してまいったとこでございます。

また、昨日まで子牛の競りが開催されまして、去勢の平均が４７万３，０００円、雌が４１万円、双璧が４４万５，０００円。１１月が４２万３，０００円ということで、２万３，０００円ほど、１１月からしたら子牛の相場がよかったということでございます。

それで、質問に入らさせていただきます。

お手元に、農協からいただいた年齢ごとの参考資料をお渡ししていると思いますんで、それもごらんになっていただきたいと思います。

現在、町内の農業従事者の平均年齢は６５歳ぐらいと、畜産関係でございますけども、７０歳ぐらいまでは現役としてその中枢を担ってると言っても過言ではございません。中でも、７５歳、８０歳と、まだ健康で農業に従事される方が多数いらっしゃいます。町として、そういう高齢まで元気で頑張っている農業者に対しての、何か一時的な慰労金でも、というような措置を考えていただきたいというのが質問の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

あとは質問席のほうに帰らしていただきます。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　では、ただいまの質問について回答させていただきます前に、牛の相場のほうも以前からすると、またいい方向に向かいつつあるということで、今、一安心しているところでございます。この相場が、今後とも続くことを期待したいなというふうに思ってます。

この町内農業従事者の高齢化、それに伴う町としての高齢者に対する慰労の点でございますけれども。

町内の農業従事者の平均年齢でございますが、先ほどのこの資料によりますと６５．１歳ですが、今回、農林業センサスが２０年の２月１日実施されましたが、そちらによりますと、全農林業では、６６．３歳となっており、非常に高齢化が進行してるところでございます。７５歳、８０歳を節目としての慰労のことでございますけれども、これは、町内全域の方々を対象に、行政としてはするのが筋ではないかなというふうに思っておりまして、それに対するやり方としましては、町の表彰条例とかそういうものを適用しながら、そういう産業なんかに従事された方々

に対する表彰は実施しているところでございます。この農業だけの、この７５歳、８０歳で一つの節目に対する慰労ということになりますと、行政がすべきなのかどうか非常に悩むわけなんですけど、それぞれ商工業とか林業とかそういうところでも頑張ってらっしゃって、そういう団体で表彰というのもされてる部門もございますので、そちらのほうでやるべきなのかというふうに考えています。

町としましては、各種協議会、畜産の部会もございますし、ほかの部門ではたばこ期成会とか、それぞれあるわけなんですが、そういうところを通じて功績のあった方々を表彰していくのが実態に合うんじゃないかなというふうに考えていますので、今のところ慰労というご提案に対しては、今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　福永君。

○議員（１番　福永　廣文君）　今、特別考えていらっしゃらないということでございましたけども、ちょっと詳細に年齢別のを見てみますと、８０歳以上の方が牛、ブロイラー、養豚入れて１１名、現在役場のほうで把握してるのは、１１名でございます。また、７５歳以上につきましては、７５歳から８０歳までは４０名で、５１名の方が７５歳以上、現在役場のほうで把握してる農業従事者、畜産関係でございます。

そして、また逆に７４歳の方が１４名、７３歳が１２名と、年代ごとにいきますと約十二、三名ぐらいずついらっしゃるんじゃないかというふうな気がします。それで、今回、もし私が提案したような一時的な慰労金というようなことを考えますと、初回はある程度人数が５０名なりなりますけれども、次年度からは、７５歳到達の方と８０歳といえば、おそらく十五、六名ぐらいじゃないかという気がするわけでございます。限られた人数で、福祉のほうである程度、年代ごとに、町民全員に対して敬老金みたいなのは支給されているのは存じておりますけども、できますならば、こういう健康で農業に従事されている方については、何かの措置をとっていただきたいことを要望したいと思いますけども。今申しましたように、人数的にも恐らく十五、六名ずつ、毎年その年齢に達するんじゃないかというふうな気がしますんで、できましたらご検討方をぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今、お話がありましたように、町民全体を対象にするのは、一つ一つの節目で敬老祝い金というのを毎年実施しているわけでございます。そして、また特に功績のあった方々に対しては、町の表彰条例で対応しとるということでございまして、そしてまた各種団体のほうで、やはり長期の勤続された方々に対する慰労を兼ねたところの表彰というのは、例えば商工会では商工会での総会のときに、総代会のときに実施されとるというようなこともございま

すし、畜産関係につきましては、年に１回畜産の全体が集まる大会みたいなのをやるんじゃないかなと思います。前回は、文化会館で実施されたんじゃないかなと思いますけど、そういうときに各部会等で表彰されていくのが、農業だけっていう形での取り扱いは、ちょっと公平性、平等性に欠けるんじゃないかなという気もしますので、その点はちょっと今のところ難しいのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（東村　和往君）　福永君。

○議員（１番　福永　廣文君）　わかりますけれども、できますならば基幹産業であるということを、さきの議員の方も何人もいらっしゃいましたけども、一応、町の基幹産業という見地からすれば、何かのことを手立てをしてほしいというようなことをお願いしまして、短いですけれども質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東村　和往君）　ここで、２時１５分まで本会議を休憩します。

午後２時06分休憩

午後２時15分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位５番、指宿君。

〔２番　指宿　秋廣君　登壇〕

○議員（２番　指宿　秋廣君）　通告いたしておりました４件のうち１件を演壇からいたしまして、残りの３件は質問席からしたいと思います。

まず、１点目の町長のマニフェストについてお伺いをいたします。

この問題につきましては、前回の定例議会でもほんの少しですけれども質問を行いました。植木地区の住居表記の変更について、各９つの地域に説明会をされた。そのときも、植木地区の住居表記ということで、変更ということで説明をされていました。そういうことで、あえて質問をいたすわけですが、植木地区だけなのか。いやそうではなくて、三股町全体について住居表記の変更について検討されるのか。そこらへんが私自身にうまくわかりませんでしたので、マニフェストの中の植木のそのままなのかということをお聞きをいたしたいと思います。

私自身は、この問題については、町全体を検討するということが大事ではないかという視点でお願いをいたします。

以上、演壇から終わって質問席でやりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　では、ただいまの指宿議員の質問に対して回答いたします。

住居表示の変更を拡大して検討できないかというご質問でございます。

今回の町長選で、私が示したマニフェスト、政策目標の具体的な取り組みの一つとして、特に植木地区での要望が強かったことから、植木地区の住居表示の見直しを挙げさせていただきました。９月定例議会で山中議員の一般質問でも回答しましたように、この住居表示の変更は、地番は変更せず、字区域の変更による見直しを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、住居表示に関しまして、町内全般で考えますと、大字樺山や大字蓼池のように多くの集落を含むことや区画整理事業による町名と混在する集落、また複数の大字地名が混在する集落の存在など、住所地を簡単に特定することが難しい状況があることも事実であります。このようなことから、住居表示の見直しについては、植木地区を含めて、全体的な視点に立って町名入りの整理を進めていく必要があるかと考えておるところでございますけれども、まずは、一番要望の強い植木地区で取り組んでみて、そしていろんな問題点等が整理できるんじゃなかろうかと。そういうところから、２３年度にこの住居表示の見直しに着手するための人的配置を行って調査研究をしてまいりたいというふうに思います。本来、本町では、ほかにも今市のほうとかいろんなところで混在している分がありますので、そういうのもやはり視野に入れるべきかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　今の答弁の中で、とりあえず植木地区というふうにあったわけですけれども、この問題は、個人の利害ちゅうんですかね、権利の部分に入る部分が結構あって、なかなか厳しいのかなと。ましてや、表示を変えるということになれば、二重表示みたいな形で法務局の地番はそのままにしながら、通称地番を名乗るというような形にならざるを得ないのではないのかなというふうに、今思っています。そうであれば、なおのこと、するとすれば町内一斉にしないと、「ここについては、こう。ここについては、こう」みたいな感じになりかねないというふうに思っています。今、問題になっているところは、大字樺山、大字植木、失礼、宮村ですね、通称植木のところですが、大字樺山についても、この役場がある五本松もその一つに入りますけども、大字がないところ。それから、７地区で大字蓼池と大字樺山の混在、いろいろあります。であれば、調査研究をしてやっていくということであれば、植木のみならず、やるとすればいっぺんにしたほうが、町民の考え方がうまくいくのかなと。でないと、「植木地区はこうだよ。いや、そうでないところは、こうだよ」というふうな形になりかねないので、再度、調査、

人を配置してやられるということであれば、なおのこと、それについて、再度検討する必要が、要するに植木だけ、ほんとに、先に先行して行っていいのかどうか。考え方をもう１回お願いをしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この住居表示の見直しについては、植木地区では、特に以前から要望があって、非常に、この大字宮村と大字樺山が横断してるというところで、一つの集落のまとまりとしては、非常に難しいといいますか、集落の特定の仕方としては、非常に難しいというようなご意見等も多々寄せられてきたところでございます。そういう意味合いから含めて、地域住民での要望が非常に強いと、やはりそういうところから着手すべきではないかなと。ほかに、そういうとこの要望等がありましたら、そういうところも、もちろん視野に入りますけれども、まずはそういうところからやってみて、そしてどういう問題点があるのか。やはりそういうモデル的にまずやる必要があって、そこを整理しながら他の地域に波及させていくというような整理の仕方もいいんではなかろうかというふうに考えています。ですから、ほかの地域からも、こういうことで、どうしてもこの住居表示を見直してほしいというようなお話等は、今のところ植木だけしか、私には聞いてないところでございますので、もうそういうところから着手したいというふうに考えているところです。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　この問題については、今言ったように、例えば郵便一つとっても、「植木地域はこうだけども、ほかは、こうだ」っていう形に、手紙をもしくは今、年賀状の話になりますが、年賀状であっても、そういう大きな問題は絡んでくる問題なんです。もし、植木だけということで、パイロット事業みたいな、要するに先行でやってみるということですけれども、やったことによって、ほかに進むことができないみたいな感じになりかねないとも思いませんので、内部で再度もんでほしいなと思っています。

１番以上で終わります。お願いをしておきたいと思います。

さて、２番の問題ですが、文化会館の利用、利便性について通告いたしておりました。

今ある文化会館、その近くに百姓家とか飲食スペースはあったわけですけれども、今は、もうない状態で、あそこのロビー等は、飲はできる。食のほうがだめと。そうすると、ご飯を食べにちょっと行こうと思っても、あそこからは、なかなか遠いです。どこに行くかも少し厳しい。そうなったときに、あそこのところで食べれる、簡易に。大きいところについては、軽食コーナーがあって、大きいスペースについては、必ず飲める、食べれる、軽食であれば食べれるというところまであるんですが、本町の文化会館、４００席ぐらいで、そういうなのをしてくれって、これは、まあ無理な話なんですが。そういうスペースを、今あるところは除いてスペースを増築、

どっかに囲って、そういうスペースをつくって、例えば出前、例えば弁当等を持ちこんで、それで行うことが、例えば、昼から先の利用、利便ということで大変いいんではないのかなというふうに思いますので、町としての考え方を教えてほしいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　文化会館での飲食スペースの関係のご質問でございます。

総合文化施設内の飲食については、原則禁止としていますが、文化会館、図書館の共有部分であるエントランスホールは、休憩をとる場所でありますので、自販機を設置し、飲むことだけは可としているところです。食事については、ホールを利用されるスタッフ、出演者に限定して認めており、通常の場合は、人数も限られておりますから、楽屋や廊下のスペースを使って食事をとっておられるようです。

また、文化の祭典や文化協会の芸能発表会など出演者やスタッフの人数が多い催しの際は、中央公民館などを食事の場所として設定していますが、距離的な問題もあり、事務所内の空きスペースや屋外で食事をとられてる方が多いようです。

文化の祭典ですけれども、これは２月の寒い時期に開催します。また、雨の日もあったりするわけですが、皆様にご不便をかけていることは、十分認識しているところであります。

食事スペースを増設できないかというご意見ですけれども、食事にまつわる大規模なイベントなんかは、年に数回ということでありますので、現施設の内部に臨時的な食事スペースが確保できないか。これは、検討さしていただきたいと思います。通常のイベントのときに、昼の間に、昼の時間に、施設内での食事をとるということは、ちょっと今のところ、そこまでの利用は考えていません。要するに、この前も、文化協会のイベントがございました。ちょうど１０時からの開催ということで、その食事をどこでとるかってなったときに、内部ではとれませんでしたので、外で立って食べてらっしゃる方もいらっしゃいましたので、非常に心が痛んだんですけれども、そういう方々そういうイベントについては、内部に一部仕切りを設けたりしながら、食事スペースができないかいうことを今後検討していきたいなというふうに思ってます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　内部に、出演者については、そりゃ楽屋等々がありますからとれるでしょうけども、普通の人が楽屋スペースに行ってご飯を食べるちゅうことは、これは絶対できないわけで、そうなると、例えば、今図書館と文化ホールとの間がくびれてますね、南側という意味ですが。あそこのスペースをまっすぐつないでしまえば、壁は三方あるわけですから、そうすると、屋根と壁があれば大体出入りが可能です。下は、もうコンクリート打ってありますから、もちろん基礎が必要ですから、工事はある程度必要でしょうけども。そうすることによって、テーブルを置けば、要するに自分たちで食べれる。そんなに、１００人も２００人もいっぺんに

食べるちゅうことはないと思いますので、あそこやったら、二、三十人ぐらいはとれるんではないのかなと。そうすることによって、飲食ともオーケーですよという形がとれないのかなという考え方もあります。それから、裏のほうに自転車置き場があったり、通路が通ってますね。あれから、そう遠くないところに独立させるっちゅう手もあると思いますし、もしくは文化会館の一番南側の西に、通路がそこで切れてますよね。そこから先は、もう戸があって外ですね。そういう近場で何かを考えれば、そんなにお金が必要っちゅったらおかしいですけども、何かしないと、ちょっと余りにも利用しずらいのかな。議員の皆さんのほうから、また執行部の皆さんも、ほかの文化会館等に行かれて、飲食ができるスペースがないというのは、もちろん我々が行くときには、大きいところですから、必ずと言っていいほどあるわけです、飲食できるスペース。そういうことを考えて行ってほしいと思いますが、再度、これについて、苦情等々は、そういうのは、要望等々は来ているのかいないのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　今、町長が答えられたように、おっきなイベントのときには食事の場所がないということでは、お聞きしております。

今、図書館の利用者等もいるわけですけれども、終日そこで自習をしてるという子供たちがおって、中には、外のほうで弁当を食べてるという話は聞きますが、具体的に食事の場所をつくってほしいということでの話は聞いておりません。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　施設を利用される人は、利用さしてもらってるという意識も少しあられて、苦情は来てないのかもしれませんけれども。

例えば、雨が降ったときにイベント重なったらどうなるんだろうかとか、答弁にあったように、中央公民館ではちょっと遠すぎると思います。そういう考え方的なところを言うと、飲食、つくって出すってなったら大変なことですから、そうではなくて、飲食ができるスペースを検討し、今から先にもっと利用しやすい、もしくは利用率の上がる身近な施設としての施設運営を行っていただきたいというふうに思って、この問題を終わります。

さて、３番目の問題ですが、通告いたしておりました新たな転入対策という形で提起をいたしたいと。この問題については、角度を変えて何回か。例えば、材木の補助制度はないのかとか、いろいろしたわけですけれども、今回は少し変えまして、今、三股町がどういう状態にあるのか、お聞きをしながら進めていきたいと思います。

この不況になって、三股町は、固定資産税が税収に占める割合がおっきいので、法人税がほかの自治体を下にもかかわらず、そんなに影響はなかったという説明を聞いたと記憶いたしております。その１点、固定資産税ですから、その１点。

それから、もう一つは、その固定資産税、家を新築することによって、収入があって、返済のめどがある人がお金を借りて家をつくるわけですから、そうなると、その住民税も納める人たちが転入してくるというふうに思っています。そういう観点からお聞きをいたしたいと思います。

まず、新築の問題について通告いたしておりましたので、過去３年間の新築の推移というふうに設定をいたしておりましたので、答弁をお願いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ご質問の過去３カ年の新築住宅の推移ということで、建築確認と、それとあと税務のほうでは新築の確認をしたといいますので、それぞれ数字はちょっと違いますけれども、担当課長のほうで説明をしていただきます。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　今、町長が申されましたように、建築確認は、正確な新築状況というふうにはなっていないということは、議員もご承知かと思いますけど、ただ、この建築確認によってある程度の住宅が建っている状況がわかるんじゃないかなと思いますので、そのあたりをご説明させていただきます。

平成１９年度は、１７９件の建築確認申請を受け付けをしております。住宅の件数は１４８件、倉庫、工場、店舗、車庫などをその他と分類をしておるんですが、これの分は３１件でありました。それから平成２０年度は、１５１件の建築確認申請を受け付けしておりまして、住宅の件数が１２７件、それからその他が２４件というふうになっております。それから平成２１年度は、１２０件の建築確認申請を受け付けしておりまして、住宅の件数が９８件、その他が２２件でございます。それから、過去の３カ年の建築確認状況としましては、今申しましたように、１９年度から２１年度はやや減少しているかに見えますけど、ただ、平成２２年度、ことし１２月１７日現在ですが、建築確認件数が１１１件、住宅が１０１件、その他が１０件というふうな形になりまして、平成２１年度からすると建築確認件数は、まだちょっと足りないという数字にはなっておるんですが、住宅の件数はやや上回っているという状況が見られます。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　それでは、今、都市整備課長は、建築確認の申請の件数を申されましたけれども、私のほうでは、その建築確認によって住宅が完成し、住宅の固定資産税を賦課する段階に至った新築件数というものを申し上げたいと思います。

１９年度が新築で１３４件。それから、２０年度が１３８件。それから２１年度が１０３件でございます。これらを３つ合わせまして、大体平均を出しますと１２５件ということになろうと思います。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　この問題と次の問題は重なっていますので、次の、中学校生徒の今後の推移ということでお聞きをいたしておりました。

中学校の現在の生徒、それから例えば６年後に、三股中学校は何人になるのか。生徒数だけで結構です。性別も要りません、教えてください。

○議長（東村　和往君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　今、中学校は９１８名。これは、これから先１０年間上回ることはありません。見通しは、９００人台にいたることはないようです。今、おっしゃる平成３０年、恐らく。ここで、７８０人に減ります。来年度は、参考までに、今９１８人ですが、平成２３年度は８７０人に減ります。約５０近く減ります。その後も８００台をずっと維持しながら、今度は７００台に落ちていきます。ですから、かなり数が減っていくことは、もう確かです。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　さて、本題に入りたいと思います。

今、町長もお聞きのように、確認申請は出すか出さんかは、その人の希望ですから、確認申請を出して、都合によっては建てられないちゅうこともあるし、その年度以上かかることもありますので、そういうことを抜いて、ただ課税っていうことでいうと、できた戸数も、ある一定減っていきよると。それから、今お聞きのように、生徒も９１８から７８０ですか、今の小学校１年、２年、３年生が６年後には、中学校の１年、２年、３年になるわけです。そのときに１４０人ですか、ざっと言って１３０から４０名少なくっていると。このことは、今まで若年層が少ないと、三股町は県内で少ないんですよということ自体が、また少し危うくなっていくのかなと。このためには、何があったらば、三股町に転入してきてくださいと。若い人がというときに、新たな手を打たないとどうにもならないと思っています。そのためには、三股町が、魅力を出す。もしくはつくってみようかなと思うことが大切だろうと思います。サラリーマンの人、三股につくっても、都城に家をつくっても、宮崎に家をつくっても、要するにその人が、迷っている人たちにとっては、ならば三股に家をつくろうということが必要ではないのかなと。で、三股駅で言うと、今、駐車場に車をとめていらっしゃいますが、都城の人が結構多いとお聞きをいたしています。ということは、都城の人が、三股駅から乗って宮崎に行かれているということを指すんです。であれば、三股に家をつくったほうが、土地も安いですし、ということになります。

そこで、本題に入りたいと思います。今、これは、地方自治法でしょうけども、３年間の軽減措置が、住宅についてはなされています。それについて、その３年間の軽減措置、家をつくらな

いと、新宅で家をつくらないと軽減はないわけですから、新たに課税対象じゃないわけで。少しでも家をつくってもらうということからいうと、税額も大変重要であります。しかし、税額だけではなくて、税の課税の率。要するに、都城で家をつくったら１０万かかりますけど、三股なら８万円ぐらいですよ。土地の値段等々があってっていう話と、いや３カ年間は半額ですけれども、それが例えば５年になります。もしくは半額がもう少し落ちますよ。もしくはつくったら何かの保証がありますよ。ということが、迷ってる人については、いいのではないのかと。家をつくることによって、税額が必ず増えるわけですから、この問題については、減税ではないんだろうと思っています。新たに税が増える人、新たに家をつくる人ですから、何かの財源的措置をする必要はないんではないのかなというふうに思いますので、こういう何らかの転入方策について論議されているかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ただいま、この固定資産税の優遇措置についての協議がされてるかどうかというお話でございますけれども、現在、先ほどの黒木議員の質問でも回答いたしましたけれども、本町のこの町の形態といいますと、要するに過密化あり、そして空洞化があり過疎があるということで、その中心的な過疎対策、中心的な課題として、現在過疎対策のほうに重点を移して、今、過疎定住奨励金という形での取り組みをさしていただいておるとこでございます。

今後の課題として、この中心地の空洞化に対する取り組みと中心市街地の空洞化等の対策のための取り組みというようなところの視点も、今後大事になってくるのかなという気がします。

それと、要するに、三股町自体も今のところ人口の増加傾向あるわけなんですが、今度の国勢調査でどうなるかわかりませんけれども、日本全体が人口減少の時代ということで、やはりこの人口を増やしていくことによって固定資産税、家をつくることによって、今度は固定資産税が増える。そして、また人口が増えることによって住民税が増えると。また、この交付税措置等の算定基礎にもなっていくということで、非常にこの人口対策というのは重要でございますので、その視点も入れながら、この人口増対策を考えなくちゃならないわけでございますけれども、今のところそういう過疎対策を中心にしたところの取り組み。そして、また中心市街地対策として住宅の建設とか駅中心の活性化策。そういうところを今中心にやっておりますので、ご提案の、この固定資産税の優遇措置についての検討は、今のところいたしてないところでございますが、今後の課題なのかなというふうに考えてます。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　ぜひ、町が貸家をつくる分については、固定資産税は入らないわけで、個人で貸家をされる分については、入ります。

それから、もう一つ重要なのは、家をつくろうかな、昔のバブルであれば収入を水増しして家

をつくるっていうのがありました。その収入を税務課に行って修正申告をすれば、収入の上のほうは、どこでも税務署はとってくれます。それを基本にして、これだけ収入があるから家をつくらしてくれ。それで借りられたわけです。今、家をつくる人は、本当に歩いて返済能力がある人が家をつくっていると思っています。そういうことから言って、その人たちにある一定の収入が、基準以上の収入がある人。三股でいえば中間層以上の人だろうと思います。そういう人からいうと、今町長の答弁にあったように、固定資産税プラス住民税という二重の収入があるわけです。そうすると、いかにして三股町に家をつくってもらおうかな。三股町に家をつくりやすいような、要するに呼び水ですか、みたいなのが必要ではないのかなと。そうすることによって、要するに、これをしますから何かをしますっていうことではなくて、これが地方税法どうなるかわかりませんが、名古屋なら１０％カットでもできるって言ってるぐらいですから、そりゃペナルティーの問題もあるでしょうから、それはやれと言ってるんではありません。しかし、固定資産税については、それの軽減をやる、もしくはそれができないとすれば、それものに匹敵するような何かをやる。例えば匹敵するような商品券をやるとか、そういうことによって、利益を、要するに三股町に家をつくってもらうような形要するに。でないと、このままやったら、多分、今、宮崎県でたった一つある三股中学校の副校長はいなくなる可能性があります。教頭だけで終わりと。今、宮崎県で多分まだ一つだと思いますが。そういうふうにして、縮小傾向に、ずっと入っていくんではないのかなというふうに思います。ですから、空き教室、せっかくあれだけのお金をかけて三股中学校の校舎をしたにもかかわらず、そのときがピークであったということにならないように手を打つためには、新たな施設も必要だろうと思っています。もちろん長田地域とか宮村地域の過疎対策事業、これは大切です。そんなのはどげんでもいいって絶対言ってません。だけど、自分で家をつくろうって思ってる人が、都城につくるか宮崎につくるか迷ってる人が、三股につくろうって思うためには、ＰＲも必要でしょうけども、行政体を越えてＰＲっていうのは、なかなか難しい。そうすると、三股町の町民にＰＲすることによって、間接的にそれを聞いた人が家をつくる。三股町の利点は、水も都城に流れてるんですけども、通勤してる人に聞くと、「通勤しやすい」ちゅうんです。何でかってたら、「朝は背中から太陽が出て、帰るときは背中から太陽が出てる。眩しくないんでな」という話もあります。だから、そういう地理的な条件の利便性だけではなくて、三股町が、もう一つ住民の人に家をつくってもらう、そうするためには、西小学校校区を越えて家をつくってもらうのが一番いいですけれども、そういう呼び水的なところをふっくるめて検討をしていただきたいと思います。これは、内部で検討して、できればいい方向性を出していただきたいと思っています。くどいようですが、これによってお金が１，０００万円要るとか、２，０００万円要るとかちゅう問題ではないと思いますので、それによって、そういう人たちに何か、先ほど、二、三前の議会のときですか、材木やったらどうですかとかちゅう

話もしたと思います。そのときは、町産材やちゅうことで門前払いでしたけれども、そういう意味、町産材っていう銘木を売ってでも、だから家をつくったらこうですよという。そういうこと、税金を安くできないのか、もしくはそうできないとすれば、次の何があるのか。商品券があるのか、ほんとに現物給付があるのかということを論議してほしいと思います。くどいようですけれども、三股中学校と限らず、学校がすべて縮小傾向に入っていくということになると、何のための学校の、体育館から校舎からやって、結局終わったぐらいには、統廃合の話が出てきたとかっちゅう話にならないために、再度、町長については、この問題について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この人口増といいますか、子育ての部分の魅力ある町にするために、そのあたりから切り込むための方策として、このような優遇措置等を検討すべきではないかというご意見ですが。これについても、しないというわけじゃなくって、こういうのも含めて、先ほどの家賃補助制度もございましたけれども、それも含めて、三股町としてはどのような戦略でこれからのまちづくり、町土の均衡ある発展をやっていくのかっていうふうな取り組みの中で検討をさしていただきたいなというふうに思います。

それとまた、三股町での一つの売りというが、子育てしやすいまちづくりということで、保育料の減額、それからまた児童館等の、そういう子育ての支援のための施設等の充実とかファミリーサポートセンターの創設とか、いろいろと取り組んでおりますので、そういう総合的な面から、今回ご提案があったのも、その中での検討ということにさしていただきたいと思います。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　ぜひ、今提案したものについてのみじゃなくて、ほかにもすばらしいスタッフを抱えていらっしゃる町長ですので、門前払いではなくて、アイデアをすべての管理職、職員等を結集していってほしいと思います。要望として行っておきたいと思います。

最後になりました、高速道路の利用促進について。

これは、都城市議会でも市議が市長にスマートインターチェンジについて早期に着手してほしいと。スマートインターチェンジっていう文言は、私が考えたわけじゃないんですが、これについては、高速道路の事業団のほうで考えられて、今あるサービスエリアもしくはパーキングエリアから、今、事業をする人等が出入りをしている搬入道路を利用して、そしてＥＴＣを設置することによって新たに高速道路に乗り入れることができる。これが、スマートインターチェンジのことですけれども、三股にとっては、高速道路はないんですが、今東九州自動車道が、どんどん完成するというふうに言われています。延岡もだんだん近くなってくるというふうに思いますが。東九州自動車道を利用しようという三股の町民は、目的地に背中を向けて、１回遠くに行かない

と高速道路に乗り上げることができない。もちろん、熊本とかに行く人であれば、今のインターチェンジで十分なんですが、東九州自動車を利用しようと思えば、今の山之口にあるサービスエリア、これに接続してもらって、そっから高速道路に乗り上げていくということが一番大切ではないのかなというふうに思っています。

そこで、お聞きいたします。スマートインターチェンジの、今、設置状況。九州では何カ所今あって、宮崎県では何カ所あるのか。それは、どういう状態になっているのか、わかっていれば教えてほしいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　スマートインターチェンジの九州内、宮崎県内の現状ということですが、国土交通省によりますと、本年１１月現在における全国のスマートインターチェンジの設置数は５２カ所、建設中の箇所は１７カ所と。そのうち九州内ですけれども、設置箇所は２カ所、建設中が２カ所となっております。宮崎県におきましては、設置箇所はもとより建設中及び建設の計画については、現在のところ聞いていないところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　九州に２カ所ということのようです。九州に２カ所ということであれば、行政がそれだけの熱意がないということを指すんではないのかなと思ってます。

今あるサービスエリアは、いろんな物販、要するに商品、商店、それから食堂ですか、そういうのがあるわけで、その納入のためには、相当立派な道路が取り付け道路としてあるわけです。高速道路から品物納入してるってことはあり得ませんので。その道路を利用するということであれば、そんなに大きなお金ではないはずなんです。で、三股町の行政として、それをつくりなさいとか、それをどうしろとかっていう、話してるつもりではありません。都城市が、先ほど申しましたように市議会議員の質問に対して、市執行部側が「強力にこれを推進していきたい」というふうに答弁をしてるんです。それについて、都城市の考え方なり今の進捗とかいうのは、お聞きになってないのかどうかをお聞きいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　都城市の状況ですが、これにつきましては、担当課長のほうで事情等把握してますので、ご報告いたします。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　都城市の状況について知っておられればということでのご質問ですが、都城市のスマートインターチェンジにつきまして、先日私のほうでお話をお聞きしたところでございます。それについて、お伝えいたしたいと思います。

都城市では、宮崎自動車道、旧北諸県郡高崎町から山田町、都城市高木町の都城インターを通過しまして、また高城町、山之口町まで通過しているところですが、乗りおりできる場所が、現在の都城インターのみと。この長い中で、この都城インターのみという状況であったと。こういう中で、今議員も指摘されましたように都城市では、高崎町、それと山之口町の住民より高速道路の途中にインターチェンジを設置してほしいということでの地元要望もあって、これを平成２０年度に簡易基礎調査を実施したということでございます。この基礎調査では、山之口のサービスエリア、それから高崎東バス停付近、日向高崎パーキングエリアの３カ所に絞って調査検討を行ったということでございまして、結果としては、都城市では、まず山之口サービスエリアが、スマートインターチェンジを設置する場所として適当じゃないかという方向で話があったということらしいです。これらの結果を受けて、平成２１年と言われましたけど、福岡の西日本高速道路株式会社、そこにお話を聞きに行って、またこの山之口サービスエリアへ、このスマートインターチェンジの設置についての要望等について話に行かれたということでございました。ここでの話の状況については、西日本高速道路株式会社の話では、高速自動車道の無料化社会実験と、それと政権交代がちょうどあったということで、これらの影響によりまして高速道路を取り巻くさまざまな課題も多くなってるという状況から、今後十分な検討を行っていく必要があるといったことでの、会社での、今後上部に検討をしていきたいということでの回答であったそうです。ただ、この高速道路無料化実験などによって、西日本高速道路株式会社としては、収入財源のめどが立たないと、一層厳しくなっていくという背景で、採算性、費用対便益など、国からの新たな基準が示されていくのではないだろうかと、そのとき平成２１年、こういう話を聞かれたそうです。

こういったことで、都城市としては、国が新たな基準やら方針などについて変えてくるんじゃないかなということで、状況の推移を見ていたということらしいです。先般のその市の担当者の話では、県などからは、国の要綱は今までどおりではないだろうかという、また話を聞かれたそうです。そういったことで、今後西日本高速道路株式会社とともに実施計画書を作成する方向での予算化に向けて現在検討してるという状況でございました。

それから、そういったことで、結論としては、平成２０年度から現在まで都城市でのスマートインターチェンジの設置については、進展等、目に見えた状況となっていないと、担当のほうではそういう話でございました。

それから、後一つが、山之口総合さんにもちょっとお聞きしたところなんですけど、今年の１０月ごろ市では、宮崎河川国道事務所にも行かれたそうです。その中で、ちょっと気になるのが、スマートインターチェンジの整備は、これまで単なる議員も言いましたけど、単なるサービスエリアへの路線接続で足りるというふうに考えておられたそうです。けど、会社のほうからで

しょうかね、これはちょっとわかりませんけど、進入車両の間違い対策やら迂回路、そういうのもこの整備で必要となるといった話も聞かれたそうです。そういったことで、これらの対策のための調査やら工事費を、これも相当の経費が必要となってくるんじゃないかなということでの、この担当の話を聞いたところです。

状況としては、そういったことです。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　わかったつもりやったけど、なかなかわからないというのが現状。結果、何も進んでないっていうことですかね。結果、何も進んでないと。要するに、今、都城市は４町を合併して、高崎のパーキングエリアと山之口町のサービスエリアを抱えたと。その中で、高崎町は、高崎町からいったら近い方向へ行けばいいわけですよね。高崎町から宮崎に行こうと思えば、都城がある。熊本に行こうといえば小林がある。三股町は、どっちに行くにしても都城のインターに行かざるを得ない。そうなると、山之口、三股というところがものすげ使いづらい。もちろん搬入路が、そんなにすべてが２車線あって６０キロ、７０キロで走っていいような道路になってないちゅうのは百も承知の上ですけれども、しかし、今、その目で山之口のサービスエリアの搬入してくる車を見ると、結構大きい車が入ってきてるんです。２トン車、３トン車が入ってきてます。そりゃそうですわ、自販機の納入車なんかが入ってくるわけだから。相当大きい車が入ってきてます。そうなると、そんなに大きい金は要らないんではないのかな。もちろん高速道路を逆走するっていう考え方が、間違いがありますから、それについての啓発板もしくは進入禁止、それから逆走防止の考え方、そういう看板等々は必要だとは思います。やけど、これについてスマートインターチェンジについて三股町が本腰になれば、例えば、今、定住自立圏構想がやってます。三股町も、字のとおりとすれば、「住居しやすいこと」ということからいうと、これは、十分都城市と論議すべき問題だろうと。ただ、問題となるのは、「わかりました。なら三股町さん、幾ら金を出しやっとですか」って、多分話があるのかもしれません。それはわかりません。だけど、都城市も住みよい、利用しやすい高速道路をつくるということであれば、今、都城市が推し進めている志布志道路ばっかりではなくて、そこらも三股としては強く言うべきではないのかなと。志布志道路は、今一生懸命しても、ほとんど出来上がりかかってるというふうにもお聞きをいたしておりますが、三股町は何のことはない。三股町は、かすりもせんわけですから何のことはないわけで、それをするんであれば、やっぱりせめてインタチェンジの一つぐらい、本格的なインターチェンジちゅうわけじゃないんですが、スマートインターチェンジですけれども、簡易な乗り入れということで力を注いでほしいと思います。

最後に、町長にこの問題について、どう考えられているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど、この九州管内での、このスマートインターチェンジが実施済みが２カ所、建設中が２カ所というふうにご報告申し上げましたが、その状況っていいますか、その施工費、事業費を見ますと、施工中で福岡県の若宮インターと八幡インターの間のところですけど、これで総事業費が１９億円。それから、熊本県の肥川町内、九州自動車の松橋インターと八代インターの間のところなんですが、これについては２３億円。それから、若宮スマートインターチェンジ、既に稼働してるところですが、このときが１９億円。そして、小川町なんですが２０億円と。非常に、高額な数字が上がってるわけなんですけれども、今回、先ほど課長のほうで報告しましたけれども、西日本高速道路とともに都城で実施計画書をつくりたいという考えがあるというふうに報告さしていただきました。その予算化に向けての検討ということでございます。そのへんの状況を十分踏まえて、三股町としても検討すべきかなと。大変、１９年の、この新聞で見ますと、これ宮日だと思いますけれども、このときの都城での設立総会のときには、大体数千万円程度でいいんじゃなかろうかというふうに見込んでるというふうに書いてますけれども、実際どれだけの金額であるのかどうか。まだ、そのあたりも十分見えてませんので、要するに、費用対効果含めて三股町の利用もどうなのか。十分、町としての方向性も、都城の推移等も、そういう資料が出てきたときに、また検討すべきかなというふうに考えますので、今のところ都城の状況を見とくという態度でいいのじゃなかろうかというふうに考えています。

○議長（東村　和往君）　指宿君。

○議員（２番　指宿　秋廣君）　この問題については、もちろん１０何億という金が、ああゆうど真ん中のところですから、多分、用地買収に相当かかったんだろうなと思っています。今、山之口のところであれば、そんなに用地買収にかかるとは思えないので、もともとある道路、新規につくる道路じゃありませんので、そんなことはないんだろうと。多分、数千万っていう都城が試算したのが、ほぼそれに間違いないんではないのかなというに、今思っています。むしろＥＴＣの機械を２台は最低つけないといけないので、その分は必ず上乗せなるわけですけれども、都城市に三股町として、都城市が三股町を必要とするんであれば、そういう積極的な行動をとるように、町長以下働いて、動いていただくことをお願いをして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（東村　和往君）　一般質問はこれにて終了します。残りの質問は、明日行うことにいたします。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後３時09分散会

平成22年　第８回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第４日）

平成22年12月21日（火曜日）

議事日程（第４号）

平成22年12月21日　午前10時02分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（10名）

１番　福永　廣文君	２番　指宿　秋廣君
３番　財部　一男君	４番　上西　祐子君
５番　大久保義直君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	９番　中石　髙男君
10番　山中　則夫君	11番　黒木　孝光君

欠席議員（２名）

８番　原田　重治君	12番　山領　征男君

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 木佐貫辰生君

教育長 …… 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長 …… 渡邊　知昌君

税務財政課長 …… 原田　順一君　　町民保健課長 …… 重信　和人君

福祉課長 …… 大脇　哲朗君　　産業振興課長 …… 下沖　常美君
都市整備課長 …… 中原　昭一君　　環境水道課長 …… 岩松　健一君
教育課長 …… 野元　祥一君　　会計課長 …… 山元　宏一君

午前10時02分開議

○議長（東村　和往君）　ただいまの出席議員は１０名、定足数に達していますのでこれより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問の通告について大久保くんより発言順位７番に係る取り下げ願いが出されましたので報告しておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（東村　和往君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

きのうに引き続き質問をお願いします。発言順位６番、中石君。

〔９番　中石　髙男君　登壇〕

○議員（９番　中石　髙男君）　おはようございます。では、昨日に引き続き質問してまいります。

最初に、快適な生活の環境のまちづくりについて申し上げますが、２１世紀の人類の最大の課題は環境問題であり、環境汚染や温暖化が人類の存続に大きな脅威になっており、産業革命によって科学の進歩は人類の利便性を供用する反面、環境汚染をもたらし、これまでの人類の生存や便利性が大変な影響を与えている可能性が大であり、地球上の一人ひとりが真剣に考えなければならない、重大な時期に直面していると考えられます。

それに、ごみの環境問題は行政だけでなく、町民が、町長が提唱されているこのような町民に一人ひとりが知恵を出し合って協働作業をできる環境づくりが大事だと思います。特に、道路やごみ問題、それに何でもそうですが、やはり必ず反対、賛成と利害の対立が起こりやすいような現状であり、最初の立案、計画、それからそういう段階で議会は住民との意思確認する姿勢が重要であり、それには環境教育も大事だと思います。町長の見解を伺います。

それから、もう一つの農業政策について伺います。

ちょっとお待ちください。これを変えないと――活力ある地域社会を形成するには、我が町の基幹産業である農林畜産業の伸びることが絶対条件となっております。

しかし、最近、離農者が増え、その結果、耕作放棄地が激増している事態であります。その一つの解決策として、離農者の農地を専業農家に集中させるという政策とられましたが、それもうまく機能していないような状況であります。

また、米つくりにおいて、国の減反政策によって手づくりの自由をとられたり、意欲のある農家の育成が進まなかったものも事実であります。

このような農林畜産業の問題の山積する中、このたび、ＴＰＰ参加の問題が浮上しているわけですが、ＴＰＰ参加になれば関税などが撤廃され、海外から安い農林畜産物が大量に輸入される結果、我が町の基幹産業である農林畜産業が大打撃を受け壊滅状況になるものだと思います。この点について、町長のどのような考えをお持ちであるのか、答弁を求めます。

以上、演台で申し上げまして、あとは質問席でお伺いします。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　ただいま中石議員のほうからのご質問でございますが、この質問の要旨のほうと若干違っておりますので、ちょっと答えにくいんですけれども、今、登壇されて質問された件について、限って答弁さしていただきたいと思います。

このごみ問題についてでございますけれども、この要旨に従って回答さしていただきます。

ごみ問題などの環境教育を行政として取り組むべきではないかということでございますが、行政として、つまり、今現在担当課のほうは環境水道課でございますけれども、そちらのほうで環境教育の現状を申し上げますと、毎年町内の小学校４年生や本町の赴任教師の方々を対象に、クリーンヒルみまたにおいて学習会の開催や、小学校の水質性生物調査、牛乳パックのリサイクルによるはがきづくり、はがきづくりキットの貸し出しなどを行っております。

また、一般向けには第２、第４火曜日にＥＭを利用した生ごみ処理に役立つ米ぬかのぼかしづくりの実践や、側溝、河川の悪臭防止のための泥だんごづくりも行っております。

また、今後広く環境問題を住民に提起するため、広報みまた１２月号から、あわせて発行しました、「ごみ減らし隊通信」を利用して、さまざまな環境情報を随時発信していこうというふうに思っています。これからの環境といいますか、これについてはやはり住民との協働という観点から多面的に取り組みたいというふうに考えています。

それから、農業政策についてでございますけれども、特にＴＰＰのお話をされましたので、そちらのほうに限ってお話さしていただきますと、議員が言われましたように、このＴＰＰというのは関税障壁をなくすということでございますので、今、現在、米、それとか畜産物、それぞれ関税をかけて輸入しているわけなんですが、そういうのが撤廃されますと、大変この農業の部門、そしてまた農業と関連する産業部門に大打撃を与えるということで、地域経済への影響というものが大変大きなものがあろうというふうに考えてますので、大変危惧しているところでございます。

ですから、この前も議長も含めて県のほうでこの反対の決起大会がございましたけど、そちら

のほうにも参加しながら、今、この環太平洋パートナーシップ協定のほうの交渉へ参加する必要があるのかどうか、その前にやるべきことがあるんじゃなかろうかということを、今後とも主張していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　中石君。

○議員（９番　中石　高男君）　環境問題ですけども、ごみ関係はともかくも、町民からの要望、あれも今、中止になっておりますが、その状況は大体どんなふうになっているかと思いますけども、全般に回ってみますと大体、工事としてはよくされているように感じます。だけども、ちょっと奥に入るとまだ小道がされてない状況でありますが、その辺はどうなようですか。係の担当でもいいですけど。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　第１点の地区要望についてのご質問でございますけれども、この地区要望につきましては、平成１６年度までは総務課の相談室が自治公民館から一括して受け付けて、取りまとめをしておりましたけれども、各自治公民館からの要望が多く、また過年度要望も含まれているということから、一つの締めとして、総務課相談室での受付は、その１６年度で停止、１７年度からはそれぞれの担当課へ直接要望していただくように、地区要望の方法を改めたところでございます。

地区要望の処理状況についてでございますが、それについては、担当課のほうから、課長のほうで説明、報告さしていただきます。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　今、町長が申されましたように、平成１６年度までは、総務課のほうで取りまとめて地区要望といった方向で行っておったところですが、平成１７年度以降は、今、申し上げましたように直接担当課のほうに地区要望を出していただくという方向で、今、行っているところです。そういう中で、今、ちょっと言われましたように、うちの都市整備課、生活環境施設整備について、特に多いところでございますので、それらの状況について、ちょっと説明をさしていただきたいと思います。

平成１６年度の最後の地区要望につきましては、この前うちの課でその状況を数えてみましたら、うちとしてはその当時、建設課では１７７件、それから都市計画課もありましたので、そのときは２件、それと精査していきますと、総務課の中にも１件が、これは都市整備課部門じゃないかなというのも見られまして、１８０件がうちの平成１６年度はあったんじゃないかなと思っております。その中で、その当時、約３割が継続と、町長も申されましたように継続要望もたくさんありましたので、その当時で対応できたというのが約３割といったことであります。

その当時をチェックしていきますと、１８０カ所のうち１１１カ所、約６１．６７％、６割程度、一部でも対応したところも含めておるんですが、そういう状況です。

それから、新たに次々と地区要望というのが来ておるんですが、当時は１８０件というのがありましたけど、ここ３年間の状況についてちょっと説明したいと思います。

それが、平成１９年度は自治公民館からの直接の要望、公民館長がただ窓口に来て、そこでこう口頭で言われるのは含めておりませんけど、それは町民――それらは、今言ったのは直接要望といった形に含めておるんですが、平成１９年度がそういう直接要望では１６９件、そのうちの公民館要望、まあ言えば、正式な公民館長としての要望書で持って来られたのが１０件というふうになっております。それで、また平成１９年度、その対応率は２件、その年度でできて、今、現在はもうこれは１０件のうち６件やったですか、やはり６割はできてるという状況にあります。

それから、直接要望が平成１９年度は１７９件でした。１７９件中、１０件が自治館要望でした。すみませんでした。

それから、平成２０年度が１７５件、直接そういう要望がありまして、そのうちの９件が公民館要望と。それで、当時がやはり２件がその年度で消化できたんですけどその後――平成２０年度が６件、対応が、今現在、対応ができております。

平成２１年度は、２０４件が全体で要望があったんですが、そのうちの自治公民館からは１０件、当時２件が対応できたんです。今現在は、もう８件ができていると、対応しているという状況になっております。

ちなみに、今年は今、１２月の９日現在の数字なんですが、１７３件直接要望等がありまして、それのうち自治公民館からは７件というふうな数字になっております。

そういったことで、昔の１８０件、うちのほうに地区要望があったころからしますと、１０件程度になっているといった状況でございます。

○議長（東村　和往君）　中石君。

○議員（９番　中石　髙男君）　大分昔、前の要望事項についてはまあ出しておりましたので、大分、進捗状況は下がると思いましたけども、やはり、あれが中止なったために我々にどうしてくれ、こうしてくれちゅう問い合わせが多いんですよ。だけども、自分で書くのが嫌で、嫌だから持ってくるんですよ、書いてくれと。どうして書けばいいんですかて言う、モデルがあるでしょうが、前に、そんなんもろうとらんかて言うんだけど、我々だけじゃなくて議員の皆さん、みんなにそういう問い合わせあると思います。だから、それを入れれば、まだまだ、進捗状況は遅れるんじゃないかなと考えます。だから、まあ、町でもそういうところは見て、声がかかればですよ、今市も１件ありましたけど、まだ、私書いておりませんけど、書いてくれって持って来ましたが、そういうとこあるんですよ。だから、そういうところは、必要なとこでいいわけですから、

できればこれがそう金の要るような仕事じゃないようで、ブロックが１０枚ぐらいありゃいいような話ですので、だからそれも一つの要望事項として進めていただきたいなと、こう思います。

それと話は違いますが、きのう毎日新聞をちょっと見してもらったら、福岡の大木町ですけど、物すごくやはり勉強しておりますよ。いろんな環境課が出向いて行って調査しているということで、きのうの新聞をこれ見ましたけど、書いてあるんですよ。相当努力してるんだなということを参考にちょっと読んでみますけども、大木町ですけど。バイオマス整備では約３週間、ガスを副産物の液肥をつくっているということで、農家が、よくその液肥を一生懸命農家が使うもんだから足りない状況であるということが書いてあるんですよ。ガスタンクが２００リットルとか、環境課が先頭に立ってやっているというような感じ書いてありますので、やはり、他の町村でもそういう研究してるようでございますので、我々も研修に行って、見て、聞いてくるわけですから、それを大いに参考にしてやはり努力してもらえればありがたいなと思います。ここで、町長も首長も変わったわけだから、変わったなというようなイメージをぜひ町民に与えていただきたい。こういうことを考えているわけです。

それからまた、次に入りますが、農業関係です。それから道路のだまになるとこですよね、環境をよくせんと、きのうも４名ですか、４名の人が環境問題とか、それから人口増の問題、そういう話も出ておりますけども、やはり人口増を図るにはやはり周囲の環境をよくしないといけないということで、いろいろあるわけですが、それもやはり進んでそういう環境をつくっていかないといけないわけですから、住宅しやすいようなところを宅地造成とか、そういうことも大事だと思います。そういうことがあれば、やはり、きのういろいろ報告もありましたけども、住みよいまち三股というイメージを、やはり全国に写真を配ってでもやらないかんなとつくづく考えるところでございますが、その住みよいまちづくりというのは、一番大事だと思います。今、タレントでもいろいろとグループを組んで田舎に来ているような状況もありますが、スイカをつくったり、ピーマンをつくったりしていますけども、やはりそういう、あれを見ますと本当に大事だなあといことも考えました。

それと、農業関係に移りますが、農業関係もいろいろな仕方があるでしょうけど、私が一番考えるのは、空き地、放棄地が多いんです、近くでも。我々の周囲でもありますけど、それもやはり、その空き地を何ていうんですか、テレビでこの前言ってましたが、貸付菜園ですか、ああいうのを５坪とか１０坪とか、多い人は２坪とか、１０坪とか２０坪とかやって借りておりますが、物すごい非農家の人たちは楽しみにしてますよ。その菜園に行くのが楽しみだというようなことを笑顔で話しておりましたけれども、あんなのを広げたらできるんじゃないかなと、つくづく考えたのですよ。

だから、そういうことも考えれば、空き地は何ぼでもありますし、放棄地があったら農家もや

る気をそれこそなくしますよ。やる気を起こすためには、そういう面ではそういう農園地でもつくればいいなあということも考えるわけですよ。

それについてはどういう考えを持ってますか。答弁をお願いします。

○議長（東村　和往君）　産業振興課長。

○産業振興課長（下沖　常美君）　耕作放棄地ということでご質問があったわけですけど、この農地については、今、年１回農業委員さんを中心に町内調査を行っております。今年も１０月に町内全域を行っております。全体で約２０ヘクタールの耕作放棄地でなく、遊休農地ですかね、やはり雑草が生えて農地として利用されてないというのが約８割あります。そのうちの農振農用地、まあ農業用の土地です、区域内は約６ヘクタールの放棄地という非耕作地ということで確認しております。

今ありました、家庭菜園ということであると思うんですが、やはり農用地については、今回も２３年度からまた始まるんじゃないかなということで、１０アール当たり２万円の農地集積をすれば、それに対する交付金を出そうという、国のほうが今、計画をしておりますので、それについてやはり、今、集落営農組合ということで、１法人、４組合がありますので、その集落営農と協議をしながら農地集積等に取り組んでもらえれば、そういう交付金も交付されますので、集落営農もまた、活性化していくんじゃないかなと思っております。

あと、市街化区域とか、中であり雑草が生えているということで、これについてはまず、地権者に対して手紙等を送って、まず雑草の除去をしてください、もしくは貸すのかということでアンケートなんかも調査しております。だれかに貸す意識はないですかとか、やはりそういう調査も今、行っておりますので、そういう貸すという方がいらっしゃれば、やはり、また農業委員さん等を通じて、そういう家庭菜園をやりたいという方がいらっしゃれば、そういう方とも又してもらいたいし、やはり認定農家の方も約１２５名ほどいらっしゃいますので、その方等もまた利用して、そういう非耕作地を少しでもなくしていこうということで、農業相談員、それから農業委員さん等を中心に今後進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　中石君。

○議員（９番　中石　髙男君）　ぜひ、それは進めていただきたいと思います。三股町が先立ってそういう農園地をやれば、住民、人口増にもつながると、私思うんですよ。人口増になれば税金等で収入も増えるわけですから、人口を増やさないといけないなと考えているわけですが、そういうわけでは、ぜひやってほしいんですよ。今まで、三股ではそういうことやってるとこないですかね。個人ではあるかわかりませんが、町が主体としてやったとこはないですよね、まだ。きのうですか、おとついでしたか、私、写真撮ってきてるんですけど、身近にあるんですよ、５反、

１反分とか５畝分とか、そういうのが。だから、そういうのやっぱし、どうかしないといけないなと。それこそ宅地でもなるようなとこが、草山ですよね。ぜひ、やってほしいと思います。写真を撮ってきておりますんで。先立って、だから、それを実行すればいいんじゃないかと考えているわけです。

で、菜園をすれば畑もきれいになるし、これ写真は人家の近くでもそういうところありますので、５カ所、３カ所かな、４カ所ぐらい撮っておりますから、関係者だけでも見てもらえればいいなと考えております。

それとやはり、先ほどからの、それも環境になりますが、そこの道路端に歩道まで半分ぐらい出てきているとこ多いですよ。蓼池なんかはあんまいなかったやけど、宮村とか、樺山は一、二件ありましたけど、そういうのを見ると、ほんと半強制でもできないかなと思いますけど、人の土地だからそれはできませんよね。許可何かは要ると思いますが、それをなんかできる方法をぜひ考えてもらいたいんですが、町長はそういう考えはありませんか。宅地から出てきている。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今、写真で見していただきましたけれども、歩道等に歩行者に支障が出るような垣根とか、いろんなそういう樹木、そういうものがあります。それについては、行政指導といういような形で、その家庭のほうにそういう障害物は除いてくださいというような指導はしておるところでございます。それで、協力いただいたところもありますけれども、またそういうところが多数あるようでございましたら、そういう働きかけはしたいというように考えております。

○議長（東村　和往君）　中石君。

○議員（９番　中石　高男君）　我々も協力するのは、やぶさかでございませんので。実はこの前、去年でしたか、酔うて自転車で帰る人がその壁にぶち当たって飛び出たんですよ。ひっくり返って、ぶつぶつ何とか言いましたけど、もう大丈夫ですかって私は言っただけで、もうそのまま帰りましたけど、歩いてやったから、私は。

そういうところも、やっぱありますので、もう大変ですよ。きのう、こう針のついた、サザンカじゃなかった、何ですか、あれ、ピラカンサですか、あれがありますもんね、道路わきに。あれとかいうのは危ないですもんね。だから、そういうものは、ぜひ気をつけてもらいたいなと思います。担当どうですか。前も私したことあるんですけど。

○議長（東村　和往君）　都市整備課長。

○都市整備課長（中原　昭一君）　今、言いました写真を拝見さしていただいたところなんですけど、うちのほうも、特に悪いなといったところについては、その関係者にお話をしているところもあります。また、反対に交通安全上の障害というふうになりますので、そういったこともあり

まして、また、地元の交通安全協会等にも協力をお願いして、こういうところを少しでも減らしていくような努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、私どももそういった方向で、また対応してまいりたいと思っております。

○議長（東村　和往君）　中石君。

○議員（９番　中石　髙男君）　それでは、交通安全対策環境、そういう面でもありますので、実はほかにも、私はこれは都城の管轄だからと思って、こちらで話しておりませんが、都城まで行って言いました。実は、都城の早水ですけど、信号が２つあるでしょう、小牧病院に曲がるとこと手前に、１００メーターぐらいのが２つあって、何回も通勤者から電話があるんですね、あすこ何とかしてほしいと。枠あるんだけども、こいだけ広げたら右折ができるんですよ。右折は――７時半ごろ通勤時間に私は行ってみました――ところが右に曲がるは、１台しか通れんのですよ、前に進むのは、１台おったために。で、右折帯というのをぜひつくってほしいなと私は思うんですよ。都城の議員にも言っておりますので。見に行くと言っておりましたので、ぜひ三股からも、そういう部分じゃ声をかけてほしいと。都城にサラリーが仕事で出向くのが６０％、半分以上いるんだよと、私言いました。で、その通勤者が困っていると言ってました。前に行って、ずうっと、１００メーターぐらいしかないですもん、あそこ。だから、困るわけです。そのへんもぜひ考えてもらいたいと思うんですが、町として、まあ、枠外ですけども、声をかけてぜひやってもらいたいと思います。

町長、どう考えておられますか、その件について。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今、ご指摘の件については、以前からの課題ということでありますけれども、これについて、今度、市のほうに、ちょっと、副市長でしたけども、事業のほうのちょっとお話しようかなということで、一応お話はしたところです。また、具体的に、やはり相談に行って、行こうかなと。要するに三股と都城、１市１町で、やはり連携協力し合う関係でございますので、やはりそういうところは十分お話し合いさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（東村　和往君）　中石君。

○議員（９番　中石　髙男君）　いろいろ要望しますけど、ぜひそれはお願いしたいと思うのです。もう何年なりますか、私に電話があってから。３名ぐらい電話がありまして、やっぱりそれはお膳立てしてあげないと。三股に金が入るわけですから、都城に行って仕事に行くわけですから。だから、これはもうくそ頭にくるわということで電話がありまして、町サイドで何とかしてくれ、私は町外だからお願いはするけど、こちらでちょっと何とも言えないということ言っておりましたので、もしよかれば、そういう面も私電話してやろうと考えておりますので、その旨については、ぜひ働きかけをお願いしたいと思います。

それと、要望事項でないやつの、やはり口頭で来るのもぜひ、そういう出してもらうということです、本人から。館長に印もらって要望書を出すということで、そういうときにはぜひ、見て必要であればやってほしいなと、必要でないのも言う人もおりますので、必要であれば、皆が困っているから言うのであるから、ぜひお願いしたいなと思います。

ほかにも小さいのありますけど、以上、私、申し上げまして、ぜひ、要望しますので、お願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（東村　和往君）　発言順位８番、池田さん。

〔７番　池田　克子君　登壇〕

○議員（７番　池田　克子君）　通告いたしました健康対策についてと地域の活性化について、それぞれの要旨に沿ってお尋ねいたします。

経済社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病の患者が増加し続けている現状に大変憂える昨今であります。昨年末に厚労省が発表した患者調査によりますと、うつ病の治療を受けている患者数が１００万人を超え、１０年足らずで２．４倍に急増していることがわかりました。また、うつ病とおぼしき有病者数が約２５０万人、うつ病を含む気分障害の有病者数が１，０００万人以上と推計しております。性別では、女性患者が男性患者の約２倍を数えており、身近に何人もおられることから人ごとではないと実感いたしております。また、ここ数年では、２０代から４０代の働き盛りの方が増えており、精神障害等の理由で労災補償を請求した件数は、年々増加しているとのことであります。

さらに、うつ病との関係で最も懸念されるのは、自殺との関係であります。

昨年の自殺者は３万２，８４５人を数え、１日に約９０人がみずから命を絶っている計算になります。まことに痛ましいことであります。その動機として一番多いのが健康問題でありますが、この中にうつ病が約４３％を占めております。

今、まさにうつ病は国民病であり、がんや心臓疾患とともに対策が急がれる喫緊の課題だと言えます。うつ病患者に対しては早期発見、早期治療はもちろん、症状に応じて医師、精神保健福祉士、薬剤師、看護師、心理士などの数多くの専門職が知恵を出し合って対応することが必要であります。しかし、病院へ行きたがらずに悩んでいる人、職場へ復帰できずに苦しんでいる人、また、家族の方々もともどもに苦しんでおられます。

なればこそ、行政も黙ってはおられないはずであります。早期に相談、受診できる仕組みなど、取り組みを早急に進めていく必要があるのではないでしょうか。そこで、町長にお尋ねいたします。うつ病対策として、どのような取り組みを考えておられるのか、防止も含めて答弁を求めます。

次に、②について、お尋ねいたします。うつ病患者に対して、先ほども申し上げましたように、各専門職の方々が治療に当たってはくださるものの、現実には医師は患者１人当たり５分から１０分程度の診療時間しか確保できずに、薬を出して診療を終わるケースも多く、心が病んでいる原因がどこにあるのかといった、じっくりと時間をかけた治療がなかなかできないとの話を耳にするわけであります。

このことから、うつ病の治療はこれまでの薬物療法に加え、認知行動療法の有効性が注目されています。ちなみに、認知行動療法とは、患者の自己否定的な思考や解釈――認知のひずみと言いますが、これらを患者みずからに気づかせることで、そのひずみを修正し、改善していく精神療法であります。今までこの治療法は非常に高価でありましたが、我が党の推進もありことし４月から保険が適用されるようになりました。

そのほか、この夏からは同療法の実施者を養成する研修も始まっております。このように、うつ病に対する治療法が変わろうとしている今、国も普及に向けて対策を講じるようでありますが、当町における認知行動療法の普及促進は図られているのでしょうか、町長にお尋ねいたします。

次に、地域の活性化の一つに地域通貨の利用がありますが、その取り組みについてお尋ねいたします。

まず、地域通貨とは何なのか、各所の取り組みに多少の違いがあると思われますが、地域通貨の流通がしっかりと地域に根づいているとお聞きした、大阪の寝屋川市にある特定非営利活動法人寝屋川あいの会に、先月所属の常任委員会で研修に行ってまいりました。その中の説明で、地域通貨とは、お互い助けられ支え合うサービスや行為を時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置きかえ、これを通貨としてサービスや物と交換して循環させるシステムのことで、現行の紙幣である円とは違ったもう一つのお金ともいうべき働きをするものであるとありました。

発行の目的は、コミュニティ活動の活性化や地域経済の活性化につなげていくというものであります。地域通貨「げんき」と命名され、平成１７年度から取り組み、現在に至っているとのことでした。年々利用者が増加し、しっかり地域に定着している様子がうかがえました。日本全国に数百の地域通貨があると言われておりますが、研修で説明を受けた寝屋川の「げんき」通貨は命名のとおり目的達成のため有効に利用され、地域に元気を与えているのだろうなと思いました。

町長もマニュフェストに掲げておられますので、その構想はしっかりとでき上がっているものと思います。町長の地域通貨はどのような取り組みなのかお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　では、ただいまのご質問に対して回答させていただきます。

まず、健康対策についてでございます。①のうつ病り患者の増加について、行政としての防止対策を考えているかということでございます。

厚生労働省が３年ごとに、全国の医療施設に対して行っている患者調査によりますと、うつ病や躁うつ病などの気分障害と言われる患者数は、平成１１年の４４万１，０００人からその後急激に増加し、平成２０年には２．４倍の１０４万１，０００人となっています。本町においても平成１１年の７人から、９年の間に８倍の５６人へと大幅に増加しているところであります。また、うつ病と関連が深い自殺者の数が、全国で３万人を超えている状態も１０年以上続いております。

近年、うつ病の患者が急増した理由として、現代社会のストレス、情報化に伴うコミュニケーションの崩壊、複雑化している人間関係、生活環境の変化など、うつ病を生み出す原因が増加していることにあると言われています。また、一方では、うつ病の啓発が進み、軽症者が医療機関に受診するようになったことが、患者数が増えた一因であるとも言われています。

うつ病は、他の病気よりも原因を突きとめるのが非常に難しい病気であり、効果的な防止策は確立されていないところであります。どんな病気にも言えることですが、うつ病もまずは日ごろの予防が大切であり、早期発見、早期治療も大変重要なことであります。

町といたしましても、うつ病を極めて重要な健康問題としてとらえ、心の健康を保つための心の健康づくりから心の健康チェック、うつ病にかかったときの専門医への受診サポートなどに取り組んでいるところであります。また、今年度から相談支援体制の強化といった観点から、精神保健担当の保健師を増員するとともに、自殺防止対策のための福祉相談センターを開設し、心のケアに取り組んでいるところであります。

次に、うつ病対策で、認知行動療法が有効とされているが、その普及促進をしているかというご質問でございますが、最近医療の分野で薬物療法に認知行動療法を併用した治療がうつ病に効果があるということですが、認知行動療法は治療技法の一つであり、町として特別に普及促進に取り組んではいません。

町といたしましては、保健所や医療機関などとのネットワークを図り、町民の皆様の心の健康づくりや健康チェックといった事業の普及啓発と相談、支援体制の充実に今後も努めていきたいと考えております。

次に、地域通貨についてでございますが、地域通貨自体その形態や目的は多様であり、一律に定義づけすることは大変難しいことですが、一言で言うならば、限られた地域内における財物やサービスを自発的に交換し合うシステムであると言えます。

具体的な活用法として、一つ、地域コミュニティを形成する。二つ、住民参加、協働のまちづくりを実現する。三つ、福祉サービスを充実する。四つ、地域経済、商店街の振興を図る。五つ、環境推進活動を活性化するなど、相互扶助の促進やコミュニティづくりに寄与することを目的と

するものであると、認識しています。

地域通貨における取引は基本的には、善意やボランティア性を重視したコミュニティづくりや共同活動など非市場的サービスや価値取引であり、相互サービス交換の不適合や需給の偏りなどが生じやすく、そのため、流通の活性化を図るため、日常生活の中で使われる法定通貨との兌換性を持たせ、市場取引部分とリンクすることによって、通貨の魅力を維持することが必要であります。つまり、福祉関係とかボランティアとか、そういうものと市場性とのこの交換システムがあることによって、この地域通貨の取引が活性化するということでございます。

地域通貨は、その趣旨に賛同するＮＰＯ法人や任意団体の地域の住民が主体となって設立運営しているところが多く、地域を活性化し、まちづくりを行う上で有益な活動であることから、公益性の一端を担うものとも考えられます。

そのため、行政の役割として、有用な地域通貨活動に対しては準備、立ち上げる際の資金、情報、活動場所の提供、講習会等に対する支援など、側面的な支援も考えられます。今後、町内において繰り返し循環及び利用できる地域通貨を発行し、活用する取り組みを実施するには、まずは本町において何を目的とした交換システムが必要で有効であるか、また、実現可能であるかを調査研究し、検証をしていく必要があるというふうに考えています。

現在のところ、地域通貨ということで、マニュフェストに掲げさしていただきましたのは、プレミアム商品券をまずは想定しております。

今後、この地域通貨について、十分調査研究していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　課長はいいですか……。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　ただいま町長の答弁の中に相談体制の充実ということがありましたけれども、この前委員会でもちょっと説明いたしましたけれども、ことし５月に相談センターを開設いたしまして、その相談状況をここで報告いたします。

１１月までの実績ということなんですけれども、相談件数が１５３件でございます。で、男性、女性分けますと、女性が１００件、男性が５３件ということで、年代的には３０代が一番多くて、次に５０代、そして、６０代ということになっております。

このうち、福祉関係が、消費生活と一緒にやっておりますので、消費生活のほうは総務課、福祉のほうは福祉課なんですけれども、福祉関係が１０９件でありまして、その内容が健康問題が３０件、それから、家族の問題、こちらが２７件、そして、福祉の制度的な問題が１４件というふうになっておりますが、１１月の実績を見てみますと、１１月は特に、先ほどのうつ病、こち

らの心の悩み関係が１４件あったということで増えている状況でございます。

以上です。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　町長からるる答弁いただきました。本当に先ほどから申し上げてますように、うつ病っていうのはだれでもなり得る、本当に自分だけは絶対ならないと思ってた人が、ある日突然何かおかしいっていうことから始まりまして、ずうっとアリ地獄のようなって申しますか、ずるずるとその暗闇の中に引きずりこまれるような、そういうのがうつだというふうに聞いております。

うつ病っていうことで、今回取り上げさせていただいたのも、やはりこれだけ多くの方々が、ご家族が悩んでいらっしゃるっていうことは、やはり先ほども申し上げましたように、何とか全体的にこのうつっていうものに対して対策を講じていかなければ、人ごとではない、本当に町民の皆様方々それぞれの方々に大きくかかわってくる大きな問題であるという意味からと、やはり町民の方々からのご相談も受けまして、今回取り上げさせていただきました。

ここで、２番目にありますように、この「うつ対策」で非常に認知行動療法ていうのが有効だっていうのもありましたものですから、それと加えまして、また再度お聞きしたいと思います。

うつ病の対策としては大きく３つの段階に分けることができます。まず、予防対策として、知識の周知や相談窓口の設置など、自己管理のための環境整備であります。次に、早期発見、早期治療。最後にリハビリや復職支援となります。

このように、段階を踏まえますと、幅広く対応するべき場所が見えてくるかなと思います。課長さんが今、答弁いただいたその相談窓口でございますが、この前お聞きしたときには、消費トラブル関係とＤＶ相談関係の方がお二人いらっしゃるということをお聞きしておりました。ですから、先ほど心の悩みというようなこともあるとはおっしゃいましたんですが、それがまた即うつに対する対策かなっていうのもイコールかどうかもちょっとわかりませんけれども、やはりうつの予防としては、やはり相談の窓口というものをはっきりと、窓口として体制をちゃんとこう示していく、ていうためには、やはりもう一人窓口にそういう方を置いていただけると、なお、うつ病に対する予防として、対策がとれるんじゃないかと思いますが、町長、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　すみません。私の説明がちょっと悪かったんですけれども、ＤＶもあるということで、相談センターはもう業務といたしましては、自殺予防対策ということで位置づけておりますので、こちらはもう、うつイコール自殺ではないんですけれども、うつ病専門の、どちらかっちゅったら、今の相談員も精神関係のお仕事をされてた方が配置されているというこ

とで、精神関係の相談というのを、今、実施しているところでございます。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　それでは、安心いたしました。ぜひ、そこをうつ病の予防としてとらえて、窓口でしっかり、皆さんへフォローしていただければありがたいです。いろいろ周知徹底としてはされてるかなと思うんですが、どうでしょう。私も実質的には内容的なものはこの前初めて説明受けて知ったっていうような状況でございますが、どうでしょう、町民の皆様方はそういう内容とか、ご存じでしょうか。パンフとかあるいはチラシ等なんかで普及啓発をすべきではないかと思いますが、再度お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　まずは、自殺対策連絡協議会というのを、今、組織化しております。その下に、専門部会というものを設けておりまして、専門部会を年３回、前年度も３回やったんですけれども、今年度は具体的な取り組みをやっている中で、年３回実施する計画でおります。９月が、自殺対策予防法月間ということで、集中して取り組む形にしておりますけれども、今年度からは、特に看板とか懸垂幕とか、それから９月ではなかったんですけれども、ふるさとまつりの会場の啓発のためのコーナーを設けて、自殺予防、うつ対策の予防をそこで普及したところでございます。

それから、今、駅舎のほうでよかもん市にあわせまして、駅舎の中のほうで都城市の保健師の方々とともに健康チェックというのをやってるんですけれども、そこの中で心の健康教室というのも一緒に開催しておりますので、前年度から比べると、今年度、大分取り組みを増やしていったなというふうには思っております。

以上です。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　ほんと、そういう地道な活動の中で多くの方が救われると大変ありがたいです。もっともっと、そういうものが普及していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早期発見、早期治療、これはどのような病気にも言えることでありますが、鹿児島県のさつま町では、特定健診受診者を対象に心の健康度評価表を使って、うつ状態を早期に発見して相談とか訪問なんかの支援を行っているっていう実績がございます。

このように、本当に確かに特定健診ていうのは限定はされると思うんですけれども、そういう小さなことからでもやはり実施していくことによって、大きな広がりになっていくということで、このさつま町の取り組みは非常に有効じゃないかなと思っておりますが、この心の健康度評価表とかいうものがいかがでございましょうか、当町にしても、こういう試みしていただけたらあり

がたいなと思うんですが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　今、妊産婦検診のところで、こういう心の相談というか、心のチェックを今やってるんですけれども、そのほかに今言われました、特定健診、こちらのほうでも今アンケート方式でありますけれども、そういうチェック、心の健康チェック、こちらの様式のほうに変えようかということで、担当のほうで、今、工夫をしているところでございます。広くは、特定健診だけではなくて、基本健診、こちらのほうでもできればなということで、今健康管理センターでいろいろ協議をやっているところでございますので、近くそういうふうに、体だけではなくて心の健康のほうについても、早期発見、早期治療のためにもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　ありがとうございます。本当に、次から次に手を打っててくださるということで、本当にありがたいことと思います。ぜひ、そのへんは実行のほうでしていただきたいと思います。

　では、次にまいります。先ほど申しましたですが、認知行動療法が有効だと、大変有効だということがわかってきました。しかし、それに従事できる人材の確保ができてないというのが実情であると聞いております。国もその人材を養成するために研修会も実施しておりますが、その講習に保健師の方々や、先ほど、相談の窓口の方、精神の資格を持ってらっしゃるとおっしゃいましたけれども、そのまた新たな認知行動療法っていうのは、新たな取り組みでございますので、そいう研修にそういう方々を行かしてもらえればなと思うんですが、これについてはいかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　大変申し訳ないんですけれども、認知行動療法というもの自体を、行政のほうでうまくとらえてなかったというのが、一つあると思います。ですから、病院、精神科医では一般的に使われている療法だとは思いますけれども、まだなかなか行政のほうがそういう療法があるというのをつかんでいなかったと。今後、こういうのに関する研修等があれば、機会があるたびに保健師等を出席させたいなというふうには考えておりますけれども、今はこういったものの研修会が開催されたことが、開催はされてるんでしょうけれども、市町村に対して案内が来てないという状況です。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　本当に、これは国、県も今取り組みが始まったばかりということで、確かにまだ広く知られてないというのは事実でございますが、この研修に、やはりある自治

体においては、うつ病になる原因が身近な問題の中からきっかけとなることが多いと。ですから、例えば、経済苦あるいは育児うつ、介護うつ、あるいは家族問題のうつ、あるいは消費者関係など、幅広く各関係課にかかわっておるんだということで、その方々にも研修の機会を与えて、そういう窓口にかかわるそういう人たちが知ることによって、すぐ対応ができるということでしっかりと取り組みをされている自治体がございます。

まだまだ、さっき、おっしゃったように、この研修そのものがいつ、どこで、どうされるかというのを、まだご存じないようでございますけれども、ぜひこの方々へも、門戸を開いていただければ、大いに町を挙げてそういううつ対策に対して取り組んでくれているということで、町民の方も安心をなさることではないかなと思いますので、その辺を含めてご検討をしていただければと思います。

それと、この認知行動療法で９割の方が改善できたという実績がございます。しかし、一番、私が最初に申し上げたように、自分がうつになると、とにかく人に会いたくない、もう自分がうつだってまた認めたくもないとか、そういうことでなかなか病院に行きたがらないていうのも、またうつの特徴でもあるかなと思うんです。

ですから、そういう方々に対してはやはり訪問支援が必要ではないかということで考えられます。厚労省も来年度、都道府県に対してこの実施を促そうということで、考えられているようでございますが、こういう体制も当町としては今後の計画の中で入れていただければありがたいなと思いますが、訪問支援でございますので、人手もまた余分に要るかあるいはある担当をもう一つプラスして、そこの担当で担当をしてもらうとか、いろんな方法あるかと思うんですが、この体制づくりに対してご検討いただけないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど、課長のほうが回答ありましたけど、この認知行動療法自体を、まだ十分認識というか、してないのが、私の実情でございます。ですから、またいろいろと勉強さしていただきまして、今後の課題かなと、また訪問という形になれば、認知症もなんでしょうけど、やはりプライベートな面もいろいろありますので、どういうやり方が一番いいのか含めて、今後の勉強さしていただきたいというふうに思っています。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　ぜひ、ご検討よろしくお願いしておきます。

しつこく申し上げますが、自殺やうつ病による苦しみは本人のみならず、家族を含めて社会全体にも暗い影を落とします。また、医療費の増大や労災補償の給付、生活保護給付の増加と、社会的損失も大きいものがあります。この推移がここの表にあります。こういうふうにデータとして出ております。これを見ますと、もしこれが、自殺やうつ病がなくなった場合の経済的便益の

推計額はどうなんだっていうのを、推計しましたら、単年で約２兆７，０００億円の便益があるということが推計されております。いろいろ細かくあります。うつ病による自殺と休業がなくなることにより、労災補償、これとかあるいはうつ病による休業がなくなることによって、賃金所得が増加して、要するに所得税が、納付金が増えると、あるいは生活保護を受給することがなくなるとか、そういうのをデータして見たときが２兆７，０００億円の便益があるということです。

そしてまた、自殺やうつ病がなくなった場合は、ＧＤＰの引き上げの効果として約１兆７，０００億円ものＧＤＰの引き上げ効果になるというのが、推計されております。本当に、このようにデータをとりますと、やはりこのうつ病対策に対して真剣に取り組んでいかなければ、本当に人ごとではないという気がいたしております。

ですので、ぜひとも医療関係機関と行政が緊密な連携を図っていただいて、減少することを願ってやまないものであります。ぜひ、取り組みを真剣にお願いしときたいと思っております。

次に、第３の――。

○議長（東村　和往君）　池田さん、２番に今度入るんですか。

○議員（７番　池田　克子君）　はい。

○議長（東村　和往君）　その前にちょっと休憩とりたいんですが、いいですか。

○議員（７番　池田　克子君）　そうですか、はい、いいですよ。どうぞ。

○議長（東村　和往君）　これより１１時２０分まで本会議を休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時21分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　次の問いについて、お尋ねいたします。町長はマニフェストでは地域通貨は商品券で取り扱うのではないかというふうに、私はとらえたんでございますが、先ほどもちょっと申されましたが、商品券は期間が限定されて使いづらいのではないでしょうか。また、お店にも負担があるのではないかと懸念いたしますが、寝屋川のこの通貨は期限なしで使用できるというメリットがあります。

先ほど、町長の答弁はいただきましたけれども、ちょっと具体的にわかりませんでしたので、いま一度、商品券にすると言われたお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（東村　和往君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　地域通貨（イコール、プレミアム商品券）ということで、マニフェストには書かせていただきました。これについては、地域通貨は商品券だけじゃなくって、今お話に

なってます福祉関係のほうで使うとか、コミュニティづくりに使うとか、いろんな形での取り扱いあるわけなんですけど、まず、地域内での経済効果を高めると、町内での消費を促進させるという意味合いから商品券の取り扱いをやっていこうというふうな考えで、書かしていだいたところでございます。

この地域通貨のご提案、寝屋川の形態ですけども、こういうところは今後の課題かなと、要するにどういうエリアで、どういう形でそして兌換性をどう持たせるか、いろいろと研究すべき分野といいますか、課題もあることですから、時間が必要かなというふうに考えています。

前回、指宿議員のほうからもご提案ございましたけれども、そういう意味合いで今回、そういう先進地のほうにも勉強さしていただきましたので、そういうのを踏まえながら課題というふうにとらえています。

○議長（東村　和往君）　池田さん。

○議員（７番　池田　克子君）　先ほども申し上げましたので、ダブる面もございますが、せっかく私どもも研修に行かしていただきましたので、ちょっと再度寝屋川の「げんき」通貨について申し上げたいと思います。

寝屋川の「げんき」通貨は発行の目的が、コミュニティ活動を活性化するとか、あるいは地域経済の活性化につながるというのが目的であると言われました。

ですから、地域通貨を使って他の参加者とサービスをやり取りすることによって、住民間に共同意識が芽生えてコミュニティの活動につながると、そのボランティア活動の対価として発行された地域通貨が商店街とかあるいは登録された病院とか、広く使われるようですが、その支払い等に流通することによって、地域経済の活性化につながっているっていうことであります。また、期限がないということでありますので、安心して使えるということであります。

ここのところは、ＮＰＯの法人でありましたけれども、お聞きしましたところ、結構行政が中心になってやってもこらおおいに結構だというようなことも、お話をいただきました。社協が窓口になってもいいのかなというふうに、私も考えたところであります。

この地域通貨のあり方について、町長も研修したいというようなこともおっしゃってくださいましたんで、ぜひ、精査していただいて、この地域通貨のあり方に対して、これがずうっとこの取り組みが定着できますように、ぜひご検討いただけたらと思います。もちろん、委員長が研修報告はされるわけですけれども、本当に地域の活性化をするにはどういうアイデアがあるのかなっていうものを、多角的に考えた場合には、本当にいろんな角度からいろんな意見を取り入れられて、それをいいと思うようなところは、ぜひ実行に移していただきたいなと思っております。

せっかくのいいアイデアがあるならば、慎重に検討していただいて、私の質問は終わります。

○議長（東村　和往君）　一般質問はこれにて終了します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（東村　和往君）　最終日のあす２２日は、さきの９月定例会で継続審査となっておりました陳情第６号を審議しますので、陳情書の用意をお願いしておきます。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時27分散会

平成22年　第８回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第５日）

平成22年12月22日（水曜日）

議事日程（第５号）

平成22年12月22日　午前10時00分開議

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑

日程第３　討論・採決

追加日程第１　意見書（案）第１１号上程

日程第４　常任委員会の視察研修報告

日程第５　議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑

日程第３　討論・採決

追加日程第１　意見書（案）第１１号上程

日程第４　常任委員会の視察研修報告

日程第５　議員派遣について

出席議員（12名）

１番　福永　廣文君	２番　指宿　秋廣君
３番　財部　一男君	４番　上西　祐子君
５番　大久保義直君	６番　東村　和往君
７番　池田　克子君	８番　原田　重治君
９番　中石　髙男君	10番　山中　則夫君
11番　黒木　孝光君	12番　山領　征男君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　上原さとみ君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 木佐貫辰生君

教育長 …… 田中　久光君

総務企画課長兼町民室長 …… 渡邊　知昌君

税務財政課長 …… 原田　順一君　　町民保健課長 …… 重信　和人君

福祉課長 …… 大脇　哲朗君　　産業振興課長 …… 下沖　常美君

都市整備課長 …… 中原　昭一君　　環境水道課長 …… 岩松　健一君

教育課長 …… 野元　祥一君　　会計課長 …… 山元　宏一君

午前10時00分開議

○議長（東村　和往君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第１．常任委員長報告

○議長（東村　和往君）　日程第１、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長　上西　祐子君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西　祐子君）　おはようございます。では、総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第９４号、９５号、９６号、請願第１号、陳情９号の計５件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

なお、継続審査しておりました平成２２年請願、陳情第６号もあわせて報告いたします。

議案第９４号「平成２２年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」、本案は歳入歳出予算の総額３１億３，００８万６，０００円に、歳入歳出それぞれ１，９３９万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１億１，０６９万５，０００円とするものであります。

歳入につきましては、出産・育児一時金補助金を交付決定により増額し、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金の確定による減額であります。

歳出につきましては、保険給付費を増額し、予備費を減額するものであります。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

次、議案第９５号「平成２２年度三股町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額２億１，０６０万２，０００円から歳入歳出それぞれ８９１万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１６８万３，０００円とするものであります。

歳入につきましては、広域連合の積算による保険基盤安定繰入金の減額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第９６号「平成２２年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額１７億６，５４８万３，０００円から歳入歳出それぞれ５９万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億６，４８８万６，０００円とするものです。

今回の補正は、人勧による人件費の減額と本年度の見込みによって、保険給付費の調整をしたものであります。

審査の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、陳情９号です。「くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情書」についてです。

陳情の趣旨は、１、地方に犠牲を強いる地域主権改革は行わないこと、２、行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないことを求める陳情です。

審査の結果、反対多数で不採択となりました。

請願第１号「免税軽油制度の継続を求める請願」についてです。

この請願の趣旨は、農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が地方税法の改定によって、２０１２年３月末で廃止される状況にあります。免税軽油制度がなくなれば、軽油を大量に使う畜産農家や野菜園芸農家を初め、農業経営への影響は深刻です。地域農業の振興と食料自給率の向上のためにも、免税軽油制度の継続を求める請願です。

審査の結果、全会一致で採択となりました。

次に、継続審議となっておりました陳情６号「消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書」です。

本案は、消費税によらないで最低保障年金制度を早急に創設し、安心・信頼できる年金制度を

確立することを求める陳情で、９月議会で継続になったものです。

審査の結果、反対多数で不採択となりました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長　指宿　秋廣君　登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿　秋廣君）　建設文教常任委員会の審査の結果をご報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案９１号、９２号及び請願２号の３件についてであります。

議案９１号「三股町家畜伝染病防疫対策基金条例」は、本町における家畜伝染病防疫対策に必要な整備を図るため、地方自治法２４１条の規定に基づき、基金を設置するものです。

審査の過程で、第２条の積み立てにおいて、「平成２２年三股町に交付される宮崎県口蹄疫被害義援金の範囲内とする」と規定しています。本来、この基金名は、口蹄疫の被害から復興を目的として定めるべきではないか、家畜伝染病の防疫対策基金は別に町独自の基金を設け、将来の不測の事態に対応する体制にするべきではないかと意見があったことを報告いたします。

慎重に審査しました結果、当委員会は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第９２号「三股町特別会計条例及び三股町墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例」について報告いたします。

本条例の一部改正する条例は、墓地公園事業の債務が終了したことに伴い、特別会計を廃止して一般会計で管理し、基金の運用から生ずる利益は一般会計に計上して、この基金に編入しようとするものです。審査の過程で特別会計の継続の根拠がなくなり、廃止するのであれば、基金条例も廃止するのが妥当ではないかとの意見がありました。

慎重に審査しました結果、当委員会は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願２号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」について報告いたします。

米の需要を引き締めて価格を安定させ、回復させるためには、政府が年産にかかわらず過剰米を４０万トン程度緊急に買い上げることが最も効果的であるとし、内閣総理大臣及び農林水産大臣に意見書を提出しようとするものです。

審査の過程で、価格の下落対策に直ちに講ずることには異存はないものの、４０万トン程度の買い上げと価格の安定との関係などを検討する必要があるなどの意見が出まして、当委員会では継続審査とすることといたしました。

以上で、建設文教常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長　山中　則夫君　登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（山中　則夫君）　おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果について、ご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第９３号の１件のみであります。

議案第９３号「平成２２年度三股町一般会計補正予算（第５号）」について、ご報告申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う給付費、各種事業の実績に基づく決定額、入札残等を増減補正するものであります。

すなわち、本案は、歳入歳出予算の総額を８４億６，３８０万５，０００円を歳入歳出それぞれ１，００８万円を減額し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ８４億５，３７２万５，０００円とするものであります。

それでは、歳入について主なものをご説明いたします。町税は、滞納繰越分のうち、現在入ってきている分を増額補正し、県支出金の農業振興費補助金は、口蹄疫が発生しなかったために減額補正するものであります。

歳出について、主なものをご説明いたします。民生費のうち扶助費は、見込みによる増額補正であります。繰出金は、２１年度分の決定による減額補正であります。詳細な補正内容については省略いたします。

当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．質疑

○議長（東村　和往君）　日程第２、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は１議題につき、１人３回以内となっております。委員長への質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．討論・採決

○議長（東村　和往君）　日程第３、討論・採決を行います。

議案第９１号「三股町家畜伝染病防疫対策基金条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９１号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９１号は原案のとおり決しました。

議案第９２号「三股町特別会計条例及び三股町墓地公園管理基金条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９２号は、建設文教常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９２号は原案のとおり決しました。

議案第９３号「平成２２年度三股町一般会計補正予算（第５号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９３号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９３号は原案のとおり決しました。

議案第９４号「平成２２年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９４号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９４号は原案のとおり決しました。

議案第９５号「平成２２年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９５号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９５号は原案のとおり決しました。

議案第９６号「平成２２年度三股町介護保険特別会計補正予算（第３号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９６号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９６号は原案のとおり決しました。

陳情第９号「くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。陳情第９号に対する総務厚生委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。陳情第９号を採択す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立少数であります。よって、陳情第９号は不採択とすることに決しました。

請願第１号「国に免税軽油制度の継続を求める請願」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。請願第１号は、総務厚生委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、請願第１号は原案のとおり採択されました。

請願第２号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」を議題とします。

請願第２号は、建設文教委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第７４条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。したがって、請願第２号は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。建設文教常任委員会におかれましては、閉会中の審査方よろしくお願いします。

次に、さきの９月定例会で継続審査となっていました陳情第６号「消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。陳情第６号に対する総務厚生委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。陳情第６号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村　和往君）　起立少数であります。よって、陳情第６号は不採択とすることに決しま

した。

先ほどの請願第１号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書（案）第１１号「免税軽油制度の継続を求める意見書（案）」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。

それでは、議事日程表の日程第３の次に、追加日程第１、意見書（案）第１１号とご記入願います。

これより、意見書案作成及び配付のため１０分間、本会議を休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時31分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

追加日程第１．意見書（案）第１１号上程

○議長（東村　和往君）　追加日程第１、意見書（案）第１１号を上程いたします。

意見書（案）第１１号について、提出者の説明を求めます。福永君。

〔１番　福永　廣文君　登壇〕

○議員（１番　福永　廣文君）　それでは、別紙のとおり会議規則第１３条の規定により、意見書を提出いたします。朗読によって、提出案とさせていただきます。

これまでの農家の経営に貢献してきた「免税軽油制度」が、地方税法の改正によって、このままでは２０１２年、平成２４年３月末で廃止される状況にあります。免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については、軽油取引税１リットル当たり３２円１０銭を免税するという制度で、農業用の機械、耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理機械、畜産用機械などや、船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家を初め、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率の向上をさせる観点からも有効であり、その継続は強く望まれています。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。平成２２年１２月２２日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣殿。三股町議会。

以上でございます。

○議長（東村　和往君）　これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第１１号「免税軽油制度の継続を求める意見書（案）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書（案）第１１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、意見書（案）第１１号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．常任委員会の視察研修報告

○議長（東村　和往君）　日程第４、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

初めに、総務厚生常任委員会よりお願いします。上西さん。

〔総務厚生常任委員長　上西　祐子君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西　祐子君）　総務厚生常任委員会の政務調査報告をいたします。

当委員会は、１１月１６日、１７日にかけて、委員５名と介護高齢者係の職員２名、計７名で福岡県大牟田市に研修に行きました。なぜ、大牟田市なのかと言いますと、当市は高齢化率が２９．７％で、全国でも有数の高齢化率となっております。そこで、数年前から認知症対策を行政と民間病院、介護事業所、地域住民、小中学生が協働して取り組んでいる先進地ということで、研修に行きました。ネーミングは「地域認知症ケアコミュニティ推進事業」と言いますが、これは、認知症になっても、どんな障害を抱えても、だれもが住みなれた家や地域で安心して豊かに暮らし続けることができるよう、地域全体で認知症の理解を深め、認知症の人と、家族を支えるまちづくりです。

認知症は、今やだれにとっても避けて通れない身近な問題です。同時に家族だけでなく、地域全体で支えていくことが求められています。認知症の人と家族を地域全体で支える仕組みづくりですが、１番、認知症コーディネーター養成研修、これは、認知症介護の経験者の毎月２日間の研修を２年間続けて修了してもらい、認知症への理解を地域の人に浸透させる役目を持っており

ます。２番、物忘れ相談健診、３番、認知症予防教室「ほのぼの会」、４番、絵本教室、認知症サポーター養成研修、５番、ほっと・安心（徘徊）ネットワーク、６番、地域認知症サポートチームの６つの中核事業で構成されております。

２番の物忘れ相談健診は、平成１８年度から始まり、医者、認知症コーディネーター、地域包括支援センター、介護予防相談センターの職員が従事し、タッチパネルやカードを使ってテストしたり、日常生活に困っている人の相談に乗っているそうです。年２回、地区公民館で実施したところ約３０％の人が受診し、受診した人の５０％ぐらいが、ミニ予防教室に参加し、笑い、会話、楽しみ、かかわり、仲間づくりを大切にしたプログラムで、参加者の７割が維持または改善しているとのことでした。

３番の認知症予防教室は、健診の結果、認知症ではないけれど何もしなければ認知症になる可能性の高い人を対象にした、五、六人の少人数の参加者で、週１回を１２週続けて開催するものです。場所は、介護予防拠点や地域交流施設などです。

４番の大牟田市の特徴的なのは、教育現場と一体となった絵本教室です。子供たちと家族が一緒に認知症を学べるようにと、絵本「いつだって心は生きている」を製作し、この絵本で小学校４年生から中学２年生を対象に、総合学習の時間を使って教育が行われております。この学習によって、子供たちが認知症のことを正しく理解し、高齢者を敬う気持ち、ともに助け合い、支え合う地域社会の大切さを学び、サポーターとして大活躍する子供も増えているそうです。

５番のほっと安心徘徊ネットワークとは、認知症の高齢者が行方不明になった場合という想定で、実際にその役目を担った方が、行く先を告げずに地域を徘徊し、連絡を受けたネットワーク、警察や消防、中学校、タクシー会社、コンビニや商店が捜索に協力するというものです。平成１９年９月には、市内全域で徘徊模擬訓練を開催し、昨年は１，３２６人の市民が参加したそうです。

６番の地域認知症サポートチームは、市が進める認知症支援対策の一環として、地域包括支援センターと協働しながら、認知症の本人や家族、かかりつけの医師、介護スタッフなどが、医療とケアの両面からサポートしていくものです。このほかにも、ボランティア、民生委員、社協、公民館長など、地域の力を生かした触れ合い、支え合いのネットワークづくり、地域住民間の交流の場として、ボランティアサロンを開設し、このボランティアサロンは空き家を活用し、一緒に介護予防体操や花壇づくり、お茶飲み、踊りや歌などを楽しんでいるそうです。このサロン開設は、ひとり暮らしのお年寄りが話し相手が欲しいというところから始まったそうです。

大牟田市の取り組みは、行政と病院や介護事業所、地域住民、子供たちの協働によって活動し、地域の連帯感が広がり、効果を上げている実例でした。民間病院の社会福祉士の実体験の話や、施設見学、大牟田市の長寿社会推進課長の話と、４時間みっちり研修させてもらいました。高齢

化時代を迎え、増える孤独死、消費者被害、認知症高齢者の徘徊問題、老々介護、高齢者への虐待などいろいろな問題が起こっております。それらの対策をみんながどう考え、取り組んでいくのか、本町でも、これから真剣に取り組む必要があるのではないかと思いました。人のためにやることが自分のためにもなると言われた言葉が印象に残りました。

以上、政務調査報告を終わります。

○議長（東村　和往君）　次に、建設文教常任委員会よりお願いします。指宿君。

〔建設文教常任委員長　指宿　秋廣君　登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿　秋廣君）　建設文教常任委員会の視察研修の報告をいたします。

建設文教常任委員会は、１１月１６日から１８日までの３日間、滋賀県日野町の公民館を核とした協働のまちづくりと、大阪府寝屋川市の地域通貨ねやがわ「げんき」の取り組みについての２カ所の政務調査を、建設文教常任委員５名、教育課職員１名、総務課職員１名で行いました。

まず、滋賀県日野町の公民館を核とした協働のまちづくりについて報告いたします。

滋賀県日野町は、東近江市、甲賀市の西に囲まれた面積１１７．６平方キロ、人口２万３，０００人の町で、一般会計予算の総額は平成２２年度で７９億９，０００万円で、町の木はヒノキ、町の花はホンシャクナゲであります。また、ブラジル、ドイツ、韓国との都市と友好都市の締結をしています。日野町は、近江商人の基礎を築いた日野商人を生んだ町だそうであります。町に入るとすぐ蒲生氏郷公を大河ドラマの主人公にとの横断幕がありました。このことでもわかるように町内には、本城や支城、城跡――城址ですが――合計１４もある、歴史ある町でありました。

現在の日野町は、昭和３０年に１市６町が合併して新日野町が誕生しています。そのときの旧町村、７つの公民館を核として活動をしています。日野町も今回の平成の大合併に、本町と同じく自立を選択し、日野町自立のまちづくり計画「いきいき虹のまちづくりプラン」で７項目の重点項目を取り上げていて、その中に公民館を核とした協働のまちづくりの推進があります。

この町の公民館の職員体制は、７つの公民館それぞれ町の常勤嘱託館長１名、公民館雇用の主事１名、公民館雇用その他の職員１名で運営され、各公民館の規模に応じて、実行委員が多いところで１１５名、少ないところで２５名、総務委員会などの３から４の委員会があります。町から最低限の事業の指定があり、公民館運営委員会は年２回以上、青少年育成で子供大会やかるた大会、体育スポーツで町民運動会を１０月に一斉で行うことや、スポーツ大会２回以上、文化振興などの多岐にわたっています。その中に広報活動があり、館報発行、年６回以上というのもあります。

事業一覧によると、各公民館とも毎月２から３の事業があり、大変活発な内容に、公民館を活動とした協働のまちづくりが実体のある立派なものであり、教育委員会の実績として賞賛に値す

るものでありました。参考のために、町の予算総額約８０億円に対して、公民館費の計上は８，６３０万１，０００円でありました。今後の問題点として、実行委員が高齢化して、実行委員になる人が見つかりにくくなっているとのことでありました。協働の意義をまた再確認いたしました。

また、研修の過程で、日野町では通学合宿の視察研修に行かれたと、他の公民館に行かれたとのことでした。この通学合宿は子供たちが親元を離れ、異年齢集団で地域の公民館等に寝泊りしながら学校に通うとのことで、食事づくりや清掃、洗濯といった身の回りの日常生活に関する基本的なことは、ボランティアスタッフの支援のもと、子供たちができるだけ自分のことは行うこと、公民館活動の活発な日野町であれば、立派にこのことが成功するだろうと確信をいたしました。本町で、できればすばらしいことだし、公民館に加入する意義もまた深まると思われました。

次に、大阪府寝屋川市の地域通貨ねやがわ「げんき」の取り組みについて、報告いたします。

これは、先日の池田建設文教常任副委員長が発言をされましたので重複すると思いますが、報告をいたします。大阪府寝屋川市は、摂津市、高槻市、交野市、枚方市、守口市、門真市、大東市、四条畷市に囲まれた面積２４．７３平方キロ、人口２４万２，０００人の日本で一番小さな特例市で、市の木は桜、市の花はバラであります。

地域通貨は、地域の支援が希薄になり、ボランティアで何事も頼むことが難しくなった現在に、必然的に生まれた制度と言えます。ボランティアは、身の回りの家の清掃等に来ていただければ、もう少しここまでしてほしいとは頼みにくいし、また介護保険であれば認められたものしかできない、対応できないなどのすき間を埋めるために、ＮＰＯ法人で有償ボランティアを始めたとのことでした。この制度は１時間８００円で、６００円が本人に支払われ、残りの２００円は事務所経費に使われるとのことでした。

しかし、この労働に対する対価をお金で支払うと、支払うほうも、もらうほうもなぜかすっきりしない。そこで、別のＮＰＯ法人で、ボランティア謝礼を地域通貨でということで、地域通貨を始められたとのこと。当初の名前は「ありがとう」という名前で、換金不可の使用期限６カ月でありましたが、使い勝手が悪く、なかなか広まらなかったとのことでした。

しかし、平成１５年６月に、そのときの太田房江大阪府知事の商店街視察と市民ミーティングにおいて、府のバックアップの話があり、また平成１６年４月経済評論家の堺屋太一氏からアドバイスされて、特区制度の導入を図り、「げんき」券が新たに発行されました。種類は、１００げんきと２００げんきの２種類発行して、それぞれ１００円と２００円の価値を持たせているとのことでした。

この地域通貨「げんき」の活用状況は、利用会員――サービスを行う人ですが――として、福祉施設、自治会、老人、ＮＰＯ団体、個人などの６０の施設や団体であります。活動会員――

サービスをしてもらうほうですが――として、高齢者支援、子育て支援、環境など１４のＮＰＯ法人を数えています。協力会員は、その「げんき」券を使えるところですけれども、店舗施設、事業所など４００店に及ぶとのことで、発行金額は１，３９５万円であるとのことでした。利用者が、なぜお金ではいけないのかとか、地域通貨は使いづらいなどの意見もありましたが、徐々に自分たちのまちの活性化につながっているとの認識が深まっているとのことで、自分のまちに愛着がわくとのこと。我が三股町も、ＮＰＯ法人での地域通貨が必要ではないかと考えさせられました。

今回の研修は有意義でありましたが、いずれの自治体も積極的に外に出て、行政が公民館やＮＰＯ法人等を支えている姿勢が印象的でありました。いずれの場所でも設定を超えた内容ある、濃い研修であったことを報告をいたしておきます。

以上で、建設文教常任委員会の視察研修の報告を終わります。

―――――――――――――――――――・――――・――――――――――――――――――

日程第５．議員派遣について

○議長（東村　和往君）　日程第５、議員派遣についてを議題とします。

明けて、１月２７日に高原町で開催される宮崎県町村議会議長会主催の「時局講演会」に全議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、１月２７日に高原町で開催される「時局講演会」に、全議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４４条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村　和往君）　異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、すべての案件を議了しましたが、９月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時52分休憩

〔全員協議会〕

午前11時26分再開

○議長（東村　和往君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――――――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――――――

○議長（東村　和往君）　以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成２２年第８回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　東村　和往

署名議員　　大久保義直

署名議員　　黒木　孝光